

**発達障害者支援センター運営事業における  
新たな支援のあり方に関する調査**

**平成 29 年 3 月**

**厚生労働省アフターサービス推進室**

## 《 目 次 》

### 第1 調査の概要

- 1. 調査の背景と目的 ----- P 1
- 2. 調査の方法と調査対象 ----- P 5

### 第2 調査の結果

- 1. 各センターにおける法改正のポイントへの取組 ----- P 9
- 2. 地域支援体制の構築 ----- P 12
- 3. 発達障害者支援センター運営における課題等 ----- P 14

### 第3 各地における取組の状況

- I. 札幌市自閉症・発達障害支援センター おがるの取組 P 16
- II. 神奈川県発達障支援センター かながわA (エス)の取組 P 25
- III. 岐阜県発達障害者支援センター のぞみの取組 P 37
- IV. 福井県発達障害児者支援センター スクラム福井の取組 P 46
- V. ひょうご発達障害者支援センター クローバーの取組 P 56
- VI. 神戸市発達障害者支援センターの取組 P 70

# 第1 調査の概要

## 1. 調査の背景と目的

### (1) 発達障害とは

発達障害は、主に先天性の脳機能障害が原因となり、乳幼児期に生じる神経発達の偏りや遅れで、うつ病などの他の精神障害や知能障害を伴う場合もあるとされている。症状の特徴によっていくつかの診断名に分類されるが、複数の発達障害を合併することもある。この脳機能障害が起こる原因は国際的にも研究途上であり、明確なことは分かっていない。

平成24年度に行われた文部科学省の調査<sup>※1</sup>によれば、小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す発達障害の可能性のある児童生徒の割合は6.5%程度と推定されており、その率の高さが社会的には注目されている。

一般的には発達障害は先天的なものであり、生活・社会環境等で増減するものではないとされているが、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の施行以後社会の認知度も向上したことから、発達障害に関する相談は年々増加している。

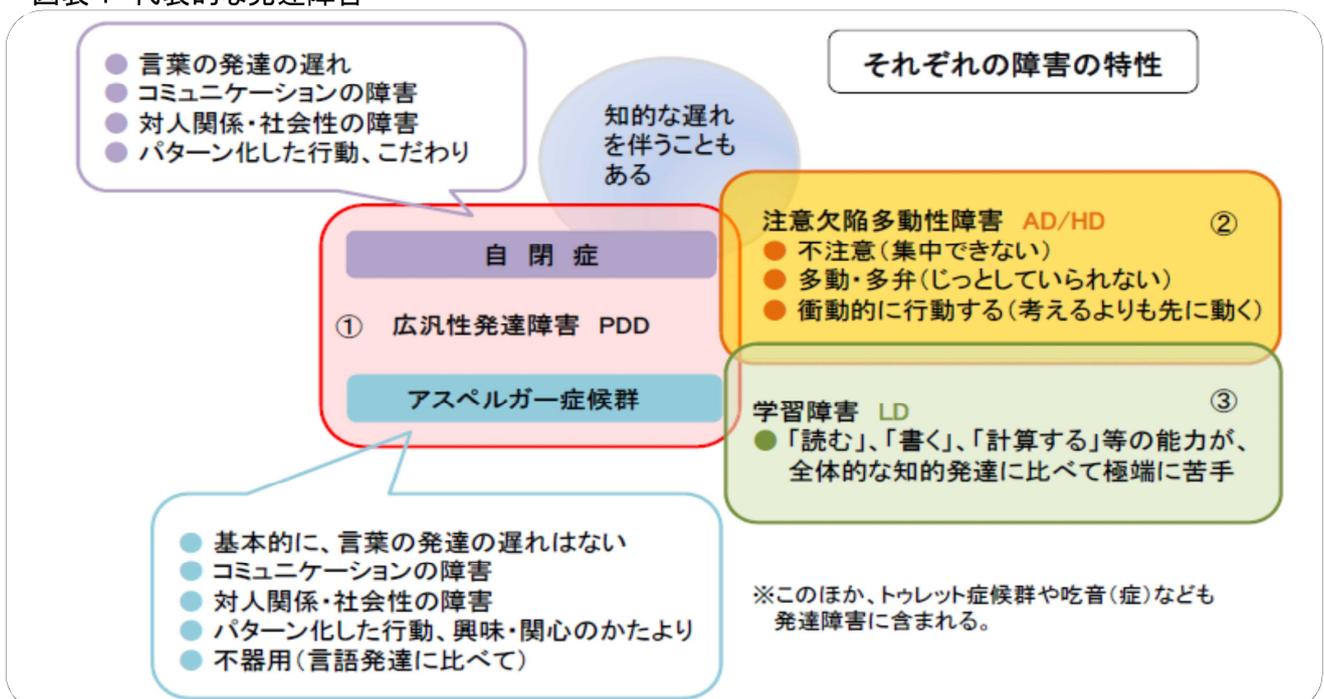
<sup>※1</sup>「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

平成24年2月から3月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）を母集団として行われた。

「発達障害者支援法」では、発達障害について広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)の3つを代表的なものとして挙げている(図表1)。これらの障害は、国際的には下記のようにとらえられている。

①自閉症やアスペルガー症候群は広汎性発達障害<sup>※2</sup>に含まれ、これらを総称して自閉症スペクトラム障害(ASD)とも呼ぶ(スペクトラムとは「連続体」の意味)。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り(こだわり)の

図表1 代表的な発達障害



3つの特徴が現れる。自閉症スペクトラム障害の人は、最近の調査では約100人に1～2人存在するとされており、男性は女性より数倍多く、一家族に何人か存在することもある。  
※2後述の第3「各地における取組の状況」の中でデータ集計されている「広汎性発達障害」は、上記の広汎性発達障害の中に含まれる自閉症とアスペルガー症候群以外の「その他の広汎性発達障害」であるが、慣用に習い「広汎性発達障害」と表記している。

②注意欠陥多動性障害（AD/HD）は、特徴的には不注意（集中力がない）、多動性（じっとすることができない）、衝動性（善悪を判断せずに行動してしまう）などがある。7歳までに現れ、学童期の子どもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いとされている。男性の有病率は青年期には低くなるが、女性の有病率は年齢を重ねても変化しないとされている。

③学習障害（LD）は、知的な発達に遅れはないが、聞く・読む・書く・計算するなどの能力の一つ又はいくつかを身につけることに困難が生じる。有病率は、確認の方法にもよるが2～10%と見積もられており、読みの困難については、男性が女性より数倍多いとされている。

## （2）発達障害者支援法の制定と発達障害者支援センターの設置

発達障害者支援法制定以前は、発達障害者に対しては社会的理解がほとんど皆無に近く、発達障害者とその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援は喫緊の課題となっていた。

このため、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図る「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、平成17年4月から施行された。

同法の主な内容は、以下のとおりである。

- ①発達障害の定義を定めるとともに、国・地方自治体及び国民の責務を明らかにすること。
- ②児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育等の必要な施策について定めること。
- ③都道府県知事及び指定都市の長は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせ、又は自ら行うことができることとし、その業務の内容を定めること。
- ④国及び地方公共団体は、発達障害者支援を行う民間団体に対して支援を行うこと。

なお、平成14年度に創設された自閉症・発達障害支援センター運営事業を実施していた都道府県等は、発達障害者支援法の成立により、「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなった。

発達障害者支援センター運営の目的は、発達障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等と連携して発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制（以下「地域支援体制」という。）の整備を推進することにより、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることとされている。

発達障害者支援センターが行う業務については、発達障害者支援法第14条に列举されており、その業務概要は発達障害者支援センター運営事業実施要綱で示されているが、要約すると以下のとおりである。

## (ア) 相談支援

- ① 発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害児者及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。
- ② 相談支援に当たっては、来所又は訪問、電話又はインターネットなど、発達障害児者のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図る。

## (イ) 発達支援

- ① 発達障害児者及びその家族等に対し、家庭での発達障害児者の発達に関する指導、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携し、発達障害児者のアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する。
- ② 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、発達障害者支援センターを附置した障害児入所施設等において一時的な保護を行う。

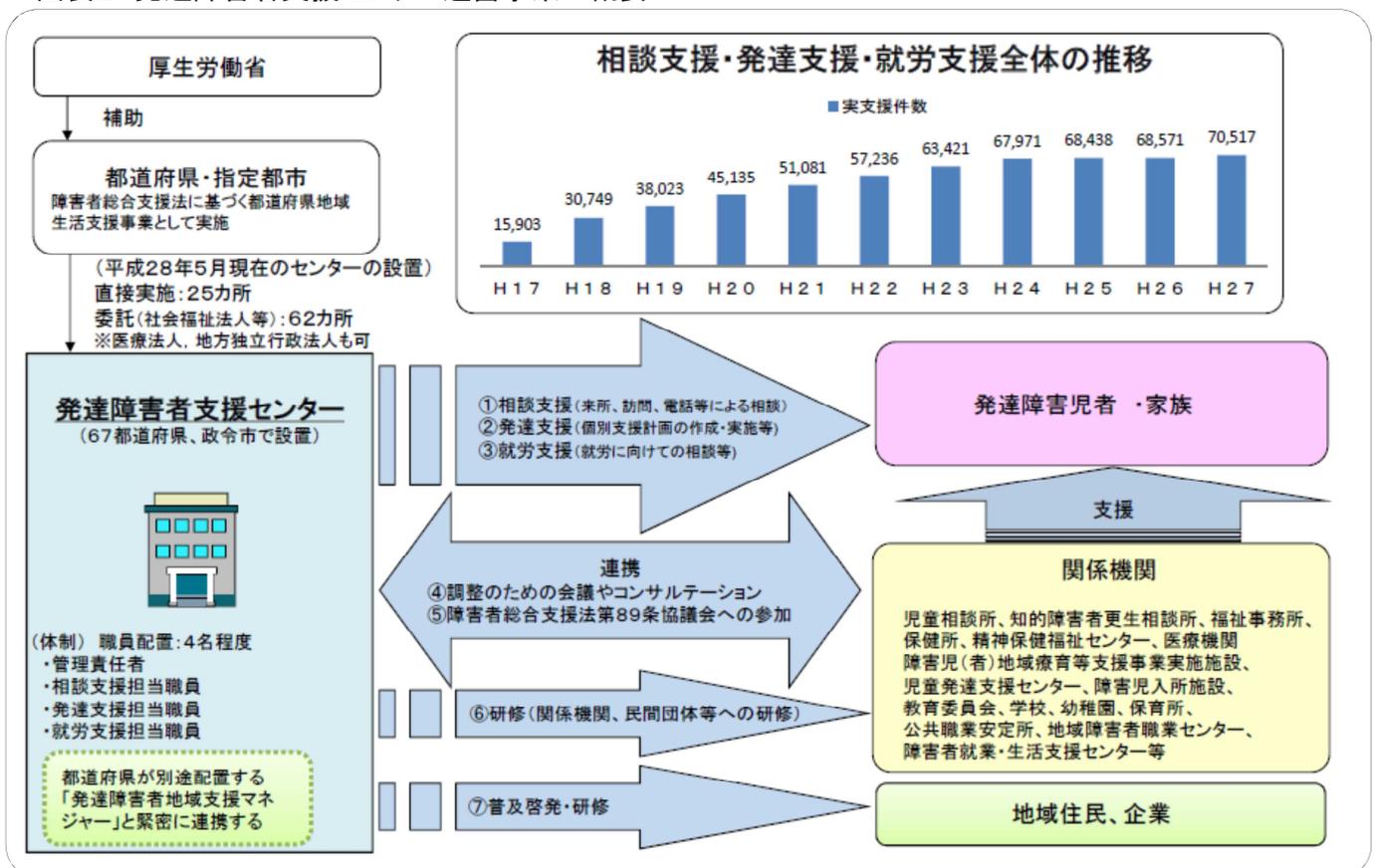
## (ウ) 就労支援

就労を希望する発達障害児者に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図る。

## (エ) 普及啓発及び研修

発達障害の特性及び対処方法等について解説したパンフレット、チラシ等を作成し、児童発達支援センター等各種支援機関、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等（以下「支援機関等」という。）へ配布するなど、地域住民に対する普及啓発を図り、発達障害児者に関する理解の促進に努める。また、支援機関等の職員等を対象に研修を実施する。

図表2 発達障害者支援センター運営事業の概要



### (3) 発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法が施行されて以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。

一方、同法の施行から10年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援が求められるようになった。

また、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の成立など、共生社会の実現に向けた新たな取組も進められてきた。

こうしたことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が、平成28年5月に国会で成立し、同年8月から施行された。

改正された発達障害者支援法については、以下の3つがポイントとして挙げられている。

- ① ライフステージを通じた切れ目のない支援（医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加）
- ② 家族なども含めた、きめ細かな支援（教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進）
- ③ 地域の身近な場所で受けられる支援（地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指すとともに、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮）

**「改正発達障害者支援法」3つのポイント**

- 1 ライフステージを通じた切れ目のない支援**  
医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。
- 2 家族なども含めた、きめ細かな支援**  
教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進します。
- 3 地域の身近な場所で受けられる支援**  
地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

改正発達障害者支援法のポスター(厚生労働省作成)から抜粋

なお、発達障害者支援法改正の全体概要を、7～8ページに掲載したので参照されたい。

### (4) 調査の目的

発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、従来以上に多様な取組を進めることが期待されることとなった。

全国の発達障害者支援センターは、それぞれが各都道府県・指定都市の発達障害者の支援のため、創意工夫をしながら事業に取り組んできた。その中には、今般の法改正で新たに位置づけられた取組を先駆的に実施してきたところもある。

本調査は、そうした発達障害者支援センターにおいて先駆的に実施されていた取組の中から代表的なものについて、一般国民を対象としてできるだけ分かりやすく紹介するとともに、他の都道府県・指定都市における関係機関等の取組の参考となるよう情報を提供することを目的とするものである。

## 2. 調査の方法と調査対象

### (1) 事業主体と運営形態

平成 28 年 5 月現在、発達障害者支援センターは全国に 87 か所（うち都道府県に 66 か所、指定都市に 21 か所）指定されていた。このうち、改正発達障害者支援法で位置づけられた新たな取組を行っている発達障害者支援センターを選択し、当該機関の協力を得て情報収集を進めるとともに、アフターサービス推進室員が、平成 28 年 8 月に現地を訪問し、直接関係者からヒアリングを行った。

なお、調査先の選定に当たっては、広域を管轄する都道府県と人口集中地域である指定都市が直営方式をとっているところと、社会福祉法人に対する委託によるところが、それぞれ含まれるよう配慮した。

また、現地調査に当たっては、発達障害者支援センターのみならず、都道府県・指定都市の担当課など関係機関からもヒアリングを実施した。

### (2) 調査対象と選定理由（着眼点）

前述の視点から、今回は以下の 4 つの都道府県と 2 つの指定都市を選定し、取材した。

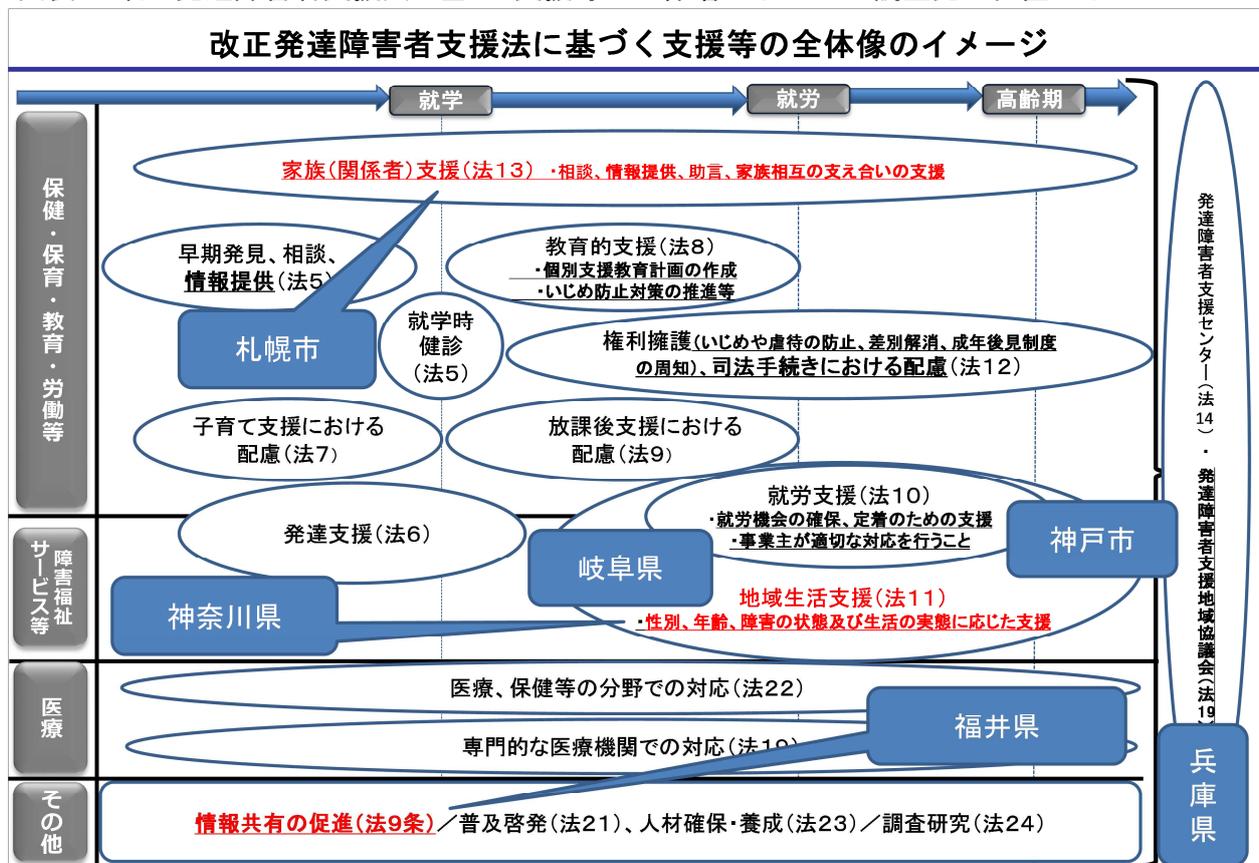
[ ]内は発達障害者支援法の条文 ・ 白抜き数字は法改正のポイント

発達障害者支援センター	法改正に沿った新たな取組
札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」 (委託)	<u>家族や当事者同士の取組を積極的にサポート</u> [13 条] 法改正ポイント②
神奈川県発達障害支援センター 「かながわ A (エース)」 (直営)	<u>思春期の女子と親に対するアドバイスを実施</u> [11 条] 法改正ポイント②
岐阜県発達障害者支援センター 「のぞみ」 (直営)	<u>近年増加している配偶者に対する相談を実施</u> [11 条] 法改正ポイント②
福井県発達障害児者支援センター (委託)	<u>関係者間の情報共有手段と研修をリンクさせて、関係者によって助言や対応がずれないように工夫</u> [9 条の 2] 法改正ポイント①

ひょうご発達障害者支援センター 「クローバー」 (委託)	身近な場所での相談ができるよう、早期から窓口となるセンターのブランチを設置 [14条] 法改正ポイント③
神戸市発達障害者支援センター (直営)	18歳以上の発達障害者相談窓口を4つの市域に委託設置、地域の身近な場所での支援体制を構築 [14条] 法改正ポイント③

なお、改正発達障害者支援法に基づく支援等の全体像と今回選定した調査先における取組の位置付けを図表3に整理したので、参考にされたい。

図表3 改正発達障害者支援法に基づく支援等の全体像のイメージと調査先の位置づけ



厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成

## 【参考資料】

発達障害者支援法改正の全体概要は以下のようになっている。

(①～③は改正のポイント。4ページ参照)

### 第1 総則

- (1)目的(第1条)(追加)① 切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2)発達障害者の定義(第2条)(改定)① 発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの  
※社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3)基本理念(第2条の2)(新設)① 発達障害者の支援は
  - ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
  - ②社会的障壁の除去に資する
  - ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4)国及び地方公共団体の責務(第3条)(追加)①② 相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5)国民の責務(第4条)(改定) 個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める。

### 第2 発達障害者の支援のための施策

- (1)発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)(改定)② 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2)教育(第8条)(改定)②  
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮。  
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3)情報の共有の促進(第9条の2)(新設)① 個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4)就労の支援(第10条)(改定)② 主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5)地域での生活支援(第11条)(改定)②③  
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6)権利利益の擁護(第12条)(改定)② 差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度の適切かつ広い利用の促進
- (7)司法手続における配慮(第12条の2)(新設)② 司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8)発達障害者の家族等への支援(第13条)(改定)②  
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

### 第3 発達障害者支援センター等

- (1)センター等による支援に関する配慮（第14条）（新設）**③** センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2)発達障害者支援地域協議会（第19条の2）（新設）**①③**  
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

### 第4 補則

- (1)国民に対する普及及び啓発（第21条）（改定）**③**  
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2)専門的知識を有する人材の確保等（第23条）（改定）**②③**  
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3)調査研究（第24条）（改定）**①** 性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

## 第2 調査の結果

### 1. 各センターにおける法改正のポイントへの取組

#### (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

(改正後の第2条の2, 第9条の2等関係)

発達障害は病気ではないので、一般的な意味での「治癒する」ということはない。しかし、本人・家族ともに、発達障害の特性を学び、自分に合った付き合い方を時間をかけて身につけていくことにより、生活の困難さを軽減できる可能性が高くなる。

そのためにはできるだけ早期に発達障害の可能性のあることに気づき、どのような点に本人が困っているかを発達障害向けに作られたアセスメントによって明らかにし、本人に適した療育を始めることが大切である。現在は、診断を受ける前から特性に沿った対応が受けられるようになっているが、長期的には、本人自身が自分自身の特性を理解し対処していくために診断を受けることも重要である。このようにして、個々の特性に合った対応が受けられるようになったのであれば、その後の学童期、進学期、就労期と人生のステージが進むごとにその支援体制が途切れないように、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害児者にその時期の本人の状態を的確にとらえて支援を継続していくことが重要である。

そうしたライフステージを通じた切れ目のない支援を続けるために、各自治体や発達障害者支援センターや地域の支援機関では、サポートファイルやサポートブックといった言わば、カルテともいえるべきツールでステージごとに引き継いでいく仕組みを作っていた。

#### ア 「子育てファイルふくいっ子」を活用した途切れない支援（福井県）

福井県発達障害者支援センタースクラム福井では、「子育てファイルふくいっ子」を活用してアセスメントが見える化するとともに、関係者間の情報共有手段と研修をリンクさせて「途切れない支援」の実現に向けて取り組んでいる。

「子育てファイルふくいっ子」は、黒澤方式とも呼ばれるアセスメントツールと一体になった支援ツールである。福井県では、「子育てファイルふくいっ子」の利用が教育委員会とも連携して標準方式となっており、乳幼児期から成人に至るまでの連続した途切れない支援を支えている。アセスメント結果が見える化して、支援者、家族、当事者が共通の認識を得やすくなることが最大の利点である。



(子育てファイルふくいっ子)

#### イ その他の取組

切れ目のない支援については、各発達障害者支援センターとも様々な支援ツールを活用している。例えば、札幌市では「サポートファイルさっぽろ」、岐阜県では「プロフィールブック」、兵庫県では「サポートファイルシステム」、神戸市では「サポートブック」など

がある。それぞれが利用される地域のニーズに応じて作成、改良がなされており、支援者、家族、当事者が情報を共有することで、切れ目のない支援の実現を図っていた。

## (2) 家族なども含めた、きめ細かな支援（改正後の第5条、第11条、第13条等関係）

発達障害は当事者本人の支援が重要であることはもちろんであるが、その親、家族、配偶者といった当事者を支える人々への支援体制を構築することも非常に重要である。

家族らは当事者への対応に困って、疲れ、孤独になり、うつ病などの精神疾患につながることもある。そのような状況に陥らないように、家族なども含めた、きめ細かな支援が求められている。

### ア 家庭療育のノウハウを地域に広める「家庭協働モデル事業」（札幌市）

札幌市では、家族や当事者同士の取組を積極的にサポートする「家庭協働モデル事業」に力を入れていた。

同市では、発達障害のある成人からの相談が多いが、成人の課題と関わる中で、児童期からの家族を含めた支援の重要性を感じていた。そこで、児童期からの家族を含めた支援ノウハウを構築するため、発達障害の診断のある子を持つ家族を1家族選び、1年をかけて、ペアレントメンターと札幌市自閉症・発達障害支援センターおがるが親と一緒に子育てを考えていく取組を始めていた。



(おがるの家庭協働モデル事業)

### イ 思春期の女子に光を当てる「レディ冊子」（神奈川県）

女子の発達には男子にはない様々な課題があり、身だしなみや振る舞いのルール、身体の変化への準備など男子と比べ膨大である。しかし、発達障害のある女性に対する支援については十分な知見が集積しておらず、多くの保護者は不安を抱き「情報」を渴望していた。そこで神奈川県では、神奈川県発達障害支援センターかながわA(エース)が親・本人・支援者が安心して女子特有の課題に対応できるようになることを目指して、「レディを育てる親の会」という勉強会を支援して、そこで話し合われた情報を「レディを育てる親と支援者たちへ」という小冊子にまとめ、思春期の女子と親に対するアドバイスを実施していた。



(かながわAのレディ冊子)

### ウ 妻たちを支える発達障がい配偶者の会「コーヒークラブ」（岐阜県）

岐阜県では、成人期の相談の増加に伴い、配偶者(主に夫)についての相談が近年増加してきていた。このような悩みを抱える者を対象として、同様の悩みを持つ者が集まって、講師や他の参加者の話を聞くことを通じて、具体的な生活上の工夫を知り、悩みを軽減させようとする場として、岐阜県発達障害者支援センターのぞみでは「発達障がい配偶者の会(コーヒークラブ)」の運営を始めることとした。コーヒー



(のぞみのコーヒークラブ)

クラブには、自らも発達障害の配偶者を持ちながらも支援者として活躍している当事者の方がファシリテーターとして招かれ、参加者同士で交流が図られていた。

## エ その他の取組

福井県では、発達障害のある子どもを育てる親たちを支援する取組として、ペアレントメンター養成事業と「ちち☆ははサポートクラブ」を行っていた。

兵庫県では、発達障害の早期発見と支援体制の構築により青年成人期を迎えた際に社会性を身につけさせるため、親を対象とした早期発見後の「家庭療育支援講座」を圏域のランチごとに展開していた。

神戸市では、就学前児童と小学1～3年生の保護者を対象としたペアレントトレーニングや家庭療育講座「パパママサポートセミナー」で発達障害の特性を持つ子どもの保護者を対象として子育て講座を行っていた

### (3) 地域の身近な場所で受けられる支援（改正後の第11条、第14条等関係）

発達障害者の地域における生活を支援し、自立した生活を営むことができるようにするためには、地域の身近な場所で支援が受けられる体制づくりが重要である。各自治体と発達障害支援センターでは、様々に工夫した体制を構築し地域の身近な支援を行っていた。

#### ア 早期からのランチ展開で地域の身近な支援を実現（兵庫県）

広大な県内の発達障害児者とその家族にとって身近な相談窓口として利用されるよう、兵庫県では、指定都市である神戸市を除く県内を6つの圏域に分けて、高砂市に本部を置くひょうご発達障害者支援センタークローバーに加えて、5つのランチを各圏域の社会福祉法人に委託して設置した。家庭療育支援講座のランチ展開を始め、地域の実情に応じた様々な支援を実施していた。



(クローバーの家庭療育支援講座)

#### イ 地域相談窓口で成人期の発達障害者を支援（神戸市）

神戸市では、18歳以上<sup>※3</sup>の発達障害者の支援体制が不十分であるとの意見が住民等から寄せられていた。そこで神戸市発達障害者支援センターでは、地域で身近な相談ができる場所として、18歳以上<sup>※</sup>の発達障害者とその家族を対象とした相談窓口を神戸市内4つの圏域に分け、平成21年10月に社会福祉法人に委託して設置し、相談支援・就労支援を行っていた。



(神戸市の地域相談窓口相談員連絡会議)

(<sup>※3</sup>平成29年4月より15歳以上に拡大予定)

## ウ その他の取組

札幌市では、「家庭協働モデル事業」を児童発達支援事業所等に移管して、障害児とその家族が地域の身近な支援機関で家庭療育を学べる体制づくりに取り組んでいた。

神奈川県では、発達障害者地域支援マネージャーを県内5圏域に配置し、地域の身近な支援体制を構築していた。

岐阜県では、身近な場所で相談に当たることができるよう、4つの圏域の相談窓口として「圏域発達障がい支援センター」を社会福祉法人等に委託し、主に子ども向けの発達障

害支援を行うとともに、青年期成人期の就労に向けた相談窓口として、「発達障がい者支援コンシェルジュ」を5つの圏域で社会福祉法人に委託して開設していた。

## 2. 地域支援体制の構築

### (1) 「地域支援体制」の重要性

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供していくことが求められている。そのためには、市町村との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・警察及び司法などの専門職相互の連携、住民などのインフォーマルな活動をも含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する「地域支援体制」を構築していくことが重要となっている。

### (2) 「地域支援体制」の構築

#### ア 発達障害者支援地域協議会の活用（改正後の第19条の2等関係）

改正発達障害者支援法においては、都道府県及び指定都市は、発達障害者の支援体制の整備を図るため、①発達障害者とその家族、②学識経験者その他の関係者、③医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関や民間団体及びこれらに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができることとされている。このような協議会を通じて地域支援体制を構築するとともに、発達障害者支援の具体的な改善に取り組んでいる事例が多く見られた。

#### イ 発達障害者支援センター連絡協議会の活用

発達障害者支援センターの運営及び発達障害者の地域の支援体制等を検討するため連絡協議会や運営協議会を設置し、発達障害者支援センターの運営のための協議を通して、地域における発達障害児者のための全体的な支援の仕組みである「地域支援体制」の構築を図っている事例も見られた。

### (3) 調査先における「地域支援体制」の構築

各調査先においては、以下のような協議会を通じて地域支援体制が構築されていた。

#### ア 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議

札幌市では、障がい福祉課が事務局となり、平成17年度から開催していた。この会議は、障害福祉、児童福祉、医療、保健衛生、教育、市民生活、適応問題など、関係する札幌市実施機関の委員に加えて、発達障害に関わる医学、福祉等の学識経験者、医療、福祉、教育、司法、労働などの各関係機関の委員で構成され、発達障害児者のライフステージに応じた課題、総合的な支援システムのあり方について協議していた。

#### イ 神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会

神奈川県では、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対して、地域における総合的な支援体制を推進するために同協議会を、県教育委員会が設置する広域特別支援連携

協議会との合同で開催していた。医療、保健、福祉、教育、労働及び民間支援団体等との各分野の連携を通じて、ライフステージに応じた十分なサービスを提供するために、圏域の発達障害児の実態把握、支援のあり方、発達障害児者サポートネットワークの形成・維持等について検討、調整を行っていた。

### ウ 岐阜県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

岐阜県では障害福祉課と特別支援教育課との共催により、毎年2月と8月に、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関代表者の参加を得て、発達障がい者等支援体制整備推進連携会議を開催していた。各機関での発達障害者支援における取組状況と課題の共有化が図られ、新たな取組の検討・提案なども行われており、例えば、発達障害児者の支援者の資質向上や人材育成の研修制度なども同協議会の提案で始められていた。

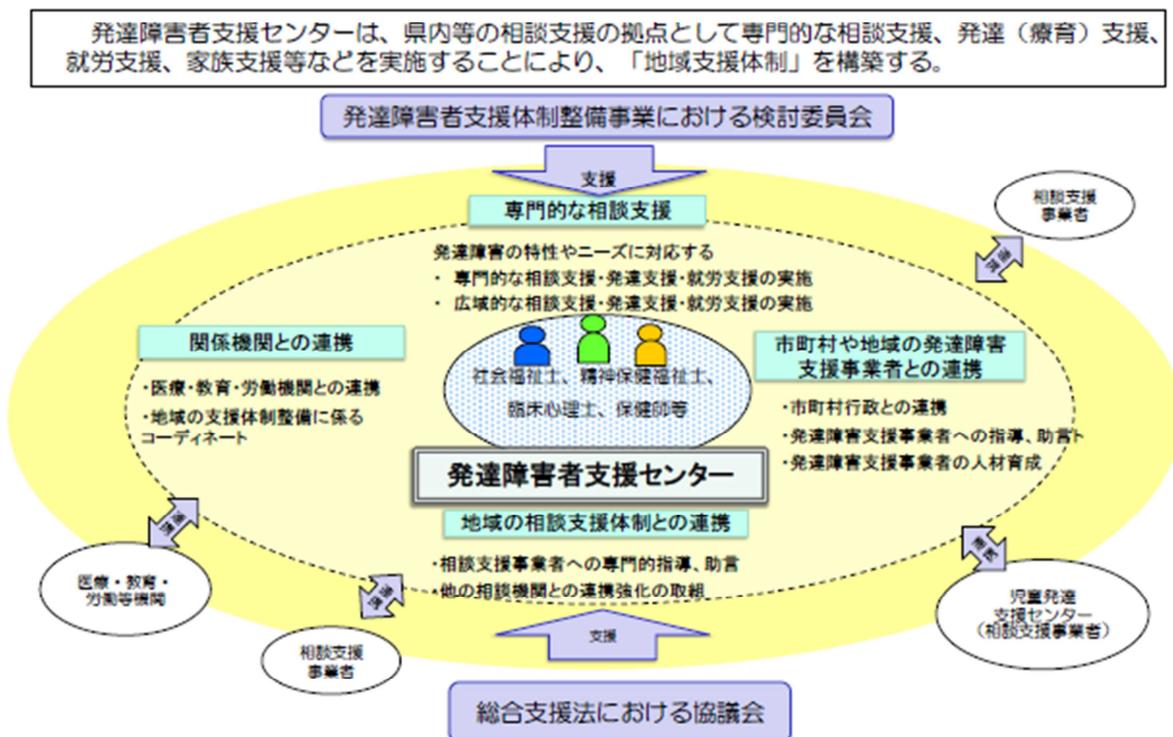
### エ 福井県発達障害児者支援センター連絡協議会

福井県では、県内全17市町、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体の代表者と学識経験者で構成された発達障害児者支援センター連絡協議会を開催し、各関係機関が連携して、福井県における乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制のあり方を検討し、発達障害児者の福祉の増進を図っていた。同協議会は福井県と発達障害者支援センターの共催で、特別支援教育連携協議会と発達障害者支援体制整備検討委員会とともに合同開催していた。

### オ ひょうご発達障害者支援センター連絡・運営協議会

兵庫県では、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、地域の発達障害者の状況に関する情報を共有し、発達障害者への総合的なサービス提供、関係施設及び関係機関の効率的な連携のあり方、緊急時における的確な対応等の支援に関する検討を行うため、ひょうご発達障害者支援センター連絡協議会を開催し、併せて発達障害者支援センタ

## 発達障害者の「地域支援体制」



発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について（一社 日本発達障害ネットワーク）より転載

一の運営の検討、運営状況の評価などを行う、運営協議会も同時に開催していた。

#### カ 神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会

神戸市では、神戸市発達障害者支援センターの事業報告と事業計画について意見を伺い、関係機関等と連携して同センター事業や発達障害児者支援に係る施策を推進するため、毎年1回、学識経験者や親の会、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の代表を集めて神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会を開催していた。同協議会での意見が発端となって研修会や新たな支援サービスの取組にもつながっていた。

### 3. 発達障害者支援センター運営における課題等

今回の調査に当たっては、現地でのヒアリングで「発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見」について尋ねている。

その意見を類型化すると、以下のとおりいくつかの課題が浮かび上がってきた。

#### （1）専門性の維持・承継

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）を直営事業とする場合、比較的短期間で職員の異動があるため、職員の専門性の維持が容易ではない。また、委託事業の場合は、受託者により専門性の高い職員を雇用する必要があるが、現状の運営費では難しい面もある。法人によっては人件費を自ら補填して人材を確保している事例も見られた。

また、支援技術やアセスメントツールに関する研修機会の充実を望む声が多かった。

#### （2）センターの役割の明確化

地域支援機関の支援という二次支援機能が重要となっているが、専門性を磨くためには個別の直接支援も欠かせないところでもあり、直接支援数が減らず、その結果人手不足に陥りがちである。センター以外の地域支援機関に如何につながかが課題であるが、地域の支援機関からは直接支援なのか二次支援なのか役割の不明瞭さを指摘されることもある。

センターについて、地域で身近な窓口として設置するのではなく、地域で身近な窓口をつくる機能として設置するという趣旨を明確にすることが必要という意見もあった。

#### （3）他機関との連携

子どもの発達障害は子育て支援主管課、大人の発達障害は障害福祉主管課と所管が分かれているところが多く、学齢期までの支援機関と青年・成人期の支援機関の間での連携が取りにくいところがある。

センターの実施する支援は対象年齢が幅広く、相談内容も多岐にわたるため、他機関との連携が難しい。体制整備検討委員会など行政の垣根を越えた連携体制の構築が求められている。各センターともサポートファイルのようなツールで支援機関が替わる際も支援が途切れなく引き継がれる工夫をしていた。

#### （4）その他

厚生労働省への報告のためのデータ集計に手間がかかる。また、報告項目の分類見直しもあってセンターによって分類解釈に一部バラツキがある。事務の簡略化のため、全国で統一された実績入力、事業実施状況報告に関するデータ入力システムを発達障害情報・支援センター等で構築していただけると助かるとの意見もあった。

### 第3 各地における取組の状況

# I. 札幌市自閉症・発達障害支援センター おがるの取組

～家族なども含めた、きめ細かな支援関係～

《 取組における特徴 》

○ 家族や当事者同士の取組を積極的にサポート

～おがる独自の家族支援事業である「家庭協働モデル事業」に注力～

## 1. 札幌市における発達障害児者支援

### (1) 発達障害者支援センターの運営委託

指定都市である札幌市は、平成 17 年 11 月に「札幌市自閉症・発達障害支援センターおがる（以下「おがる<sup>\*</sup>」という。）」を発達障害者支援センターとして設置し、社会福祉法人はるにれの里に管理運営を委託している（指定管理者）。

指定管理者となっている社会福祉法人はるにれの里は、昭和 42 年「北海道情緒障がい児父母の会」の 10 人の親から始まった法人で、北海道石狩市に本部を置いている。石狩市、札幌市を中心に入所施設を 2 か所、多機能型事務所 2 か所、生活介護事業所 6 か所、就労継続事業 2 か所、就労移行支援事業 1 か所、相談支援事業 4 か所、療育支援事業 2 か所、共同生活介護事業 29 か所、居宅介護事業 1 か所、地域活動センター事業 3 か所などを展開する社会福祉法人である。

おがるの詳細については、2. 以下で後述する。

「<sup>\*</sup>おがる」とは、北海道・東北地方の方言で「成長する」「大きくなる」という意味。当事者を含め発達障害に関わる全ての関係者が共に大きく成長したいという願いを込めているという。

### (2) 発達障がい者支援関係機関連絡会議の運営

札幌市では、障がい福祉課が事務局となり、平成 17 年度から「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催している（図表 I-1）。この会議は、障害福祉、児童福祉、医療、保健衛生、教育、就労、市民生活、適応問題等、関係する札幌市実施機関の委員に加えて、発達障害に関わる医学、福祉等の学識経験者、医療、福祉、教育、司法、労働等の各関係機関の委員で構成され、発達障害児者のライフステージに応じた課題、総合的な支援システムのあり方について協議している。

連絡会議には、5 つの部会が置かれているが、具体的な検討課題に応じて以下のとおり 3 つの部会が活動している。

#### ア. ネットワーク作り部会

ネットワーク作り部会では、途切れない支援の実施に向け、情報伝達ツールの開発、関係機関の連携を深めることを目的とした活動を行っている。

この部会で、情報伝達ツールとして、後述の「サポートファイルさっぽろ」の周知、活用促進に向けた取組の検討や支援機関の連携構築における課題の整理方法の検討なども行っている。

## イ. 人材育成部会

人材育成部会では、発達障害児者支援に関わる人材の継続的な育成の仕組みづくり（システム化）を目的に、子ども発達支援総合センター、保健所母子保健係、精神保健福祉センター、保育・子育て支援センター、児童相談所、教育委員会、親の会、おがるなどがメンバーとなって、各機関で実施する研修について情報を共有し体系化を進めている。また、実際の支援現場における実践的な研修が少ないという問題提起を受けて、モデル臨床実習や発達障害臨床研修といった実践的な研修を考案、検証し、市立の医療機関において実施している。

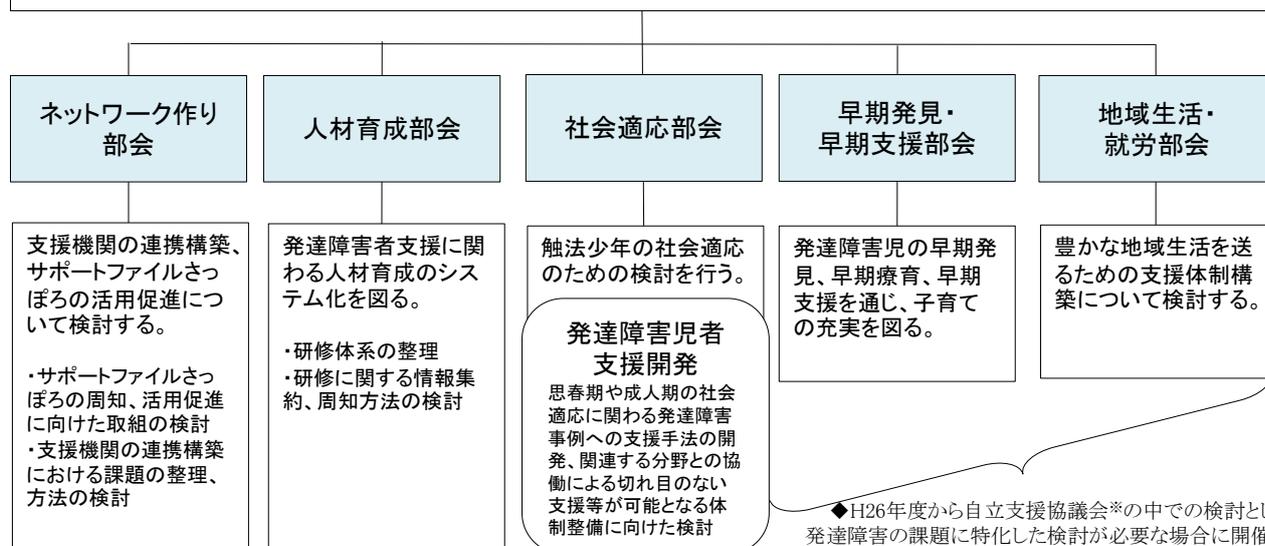
## ウ. 社会適応部会（発達障害児者支援開発事業）

社会適応部会は、平成26年度から発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援方法の開発、関係する分野との協働による切れ目のない支援等を図ることを目的とする「発達障害児者支援開発事業」として実施されている。同事業において、思春期や成人期の社会適応に関わる発達障害の事例への支援手法の開発、関係する分野との協働による切れ目のない支援等が可能となる体制整備に向けた検討を行っている。その一環として、CRAFT<sup>\*1</sup>を応用した支援者向け研修も実施している。なお、同事業は「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」という国庫補助金事業として実施されている。

<sup>\*1</sup>CRAFT (Community Reinforcement and Family Training)は、もともと支援を拒否するアルコール依存患者に介入するために開発されたプログラムであり、まずは家族へアプローチして本人への動機付けを高め、本人の支援につなげることとしている。おがるでは、思春期編と成人期編に分けて研修を開催している。札幌市のCRAFTについては、神戸市や福井県の支援の現場でも参考にしている。

図表 I-1 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議

障害福祉、児童福祉、医療、保健衛生、教育、就労、市民生活、適応問題など、関係する札幌市実施機関の内部委員のほか、発達障害に関わる医学、福祉等の学識経験者、医療、福祉、教育、司法、労務などの各関係機関にて構成し、発達障害者のライフステージに応じた課題、総合的な支援システムのあり方について協議を行う。



札幌市作成資料を参照し、アフターサービス推進室が作成

<sup>\*</sup>自立支援協議会：障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の障害福祉の発展のために、中核的な役割を果たす協議の場として、札幌市が設置している。

### (3) 普及啓発の取組「虎の巻プロジェクト」

札幌市による発達障害児者の支援に向けた普及啓発のための特徴的な取組としては、「虎の巻」という全5巻からなる小冊子の作成を挙げることができる。これらの小冊子では、一般に分かりにくいと言われる発達障害の障害特性や、家族や周りの人たちとの間で起こりがちな思いの違いと適切な対応法について、イラストを用いて分かりやすく解説されている。

これらの小冊子の作成経緯であるが、連絡会議の中の地域生活・就労部会に置かれた就労支援プロジェクトが平成22年3月に「職場で使える虎の巻」を取りまとめたのははじまりである。

その後、教育委員会も参加し「虎の巻プロジェクト」として対象年齢層を学校、幼児期まで拡げて作成を進めた結果、全5巻をそろえることができた。

このうち、「職場で使える『虎の巻』」は、発達障害者が働く力を存分に発揮できるよう、障害者を雇用している事業所などで支援ツールとして実際に活用されることを意図して作成されたものである。

また、「暮らしで使える『虎の巻』」は、家族だけで悩みを抱えることなく、周囲の方々や相談機関の協力を得ることも必要であることを伝えるメッセージとなっている。

「学校で使える『虎の巻』」は、小学校期において、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の診断を受ける前の児童への対処方法を中心に制作されている。

「続・学校で使える『虎の巻』」は、行動面や学習上でさまざまな困りごとを抱える発達障害児についての理解を助け、適切な支援のきっかけになることを狙っている。

「子育てで使える『虎の巻』」は、幼児期に起きる周囲とのいろいろな認識の違いについて、その感情や行動の背景を目に見える形で表現し、解決への対応例を示している。

子どもの発達は一様ではなく「でこぼこ」がある。一人一人の違いを受け止めながら子育てをする中で、親も共に育つという「共育て」の思いも込めて、この冊子が、子どもの支えのみならず、親の支えに、そして地域の支え合いの一助になることを願っていると札幌市の担当者という。(第1巻 職場で使える「虎の巻」)



小冊子は、各巻とも当事者の虎夫さんと卷子さんが登場する漫画仕立てとなっており、職場、学校、家庭における接し方について8つのポイントを示して分かりやすくまとめたものとなっている。

これらの小冊子には、印刷にもカラーユニバーサルデザインが採用されており、色覚の個人差を問わず、多くの人に見やすく作られている。なお、冊子「虎の巻」シリーズは札幌市のホームページで公開されており、下記 URL からダウンロードも可能である。  
<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/hattatu/hattatu.html>

「虎の巻」に対する利用者からの声としては、雇用側や支援者からは、「対応法も描いてあるので、他の方法も考えるきっかけとなる」、「当事者ごとに理解の仕方に違いがあるので、本人が悪いのではないということが分かってもらえる」とのことである。

また、当事者からは、「自分自身でも上手く説明ができないことを整理してくれた」、「職場の人に自分を説明する時に冊子を使いながら、苦手なことや得意なことを説明できた」などの感想が寄せられているという。

## 2. おがるによる発達障害児者支援

### (1) おがるの組織概要

札幌市では、1. で述べたように、平成17年11月に発達障害者支援センターとしておがるを設置し、その指定管理者を社会福祉法人はるにれの里としている。おがるは、同法人が指定管理者として管理運営を行っている札幌市東区の札幌市自閉症者自立支援センターゆい（以下「ゆい」という。）に附置されている（図表 I-2）。

図表 I-2 おがるの概要

名称	札幌市自閉症・発達障害支援センター おがる	
実施主体	社会福祉法人はるにれの里 (同法人が指定管理者として管理・運営する 札幌市自閉症者自立支援センター「ゆい」に附置されている)	
開設年月日	平成17年 11月 1日	
所在地	札幌市東区東雁来	
職員配置	管理責任者	センター長(臨床発達心理士)
	相談支援員	1名 臨床発達心理士
	発達支援員	1名 社会福祉士
	就労支援員	1名 臨床心理士
	その他	0.5名 臨床心理士(地域支援マネージャーとして)

### (2) 相談実績の概況

おがるの相談実績については、やや減少傾向が見られる。これは、地域の支援機関での一次対応ができるようになってきたことにより、センターが個別の相談から支援機関への支援や地域の支援体制づくりという本来の機能に移行しつつあるのではないかと考えられている（図表 I-3）。

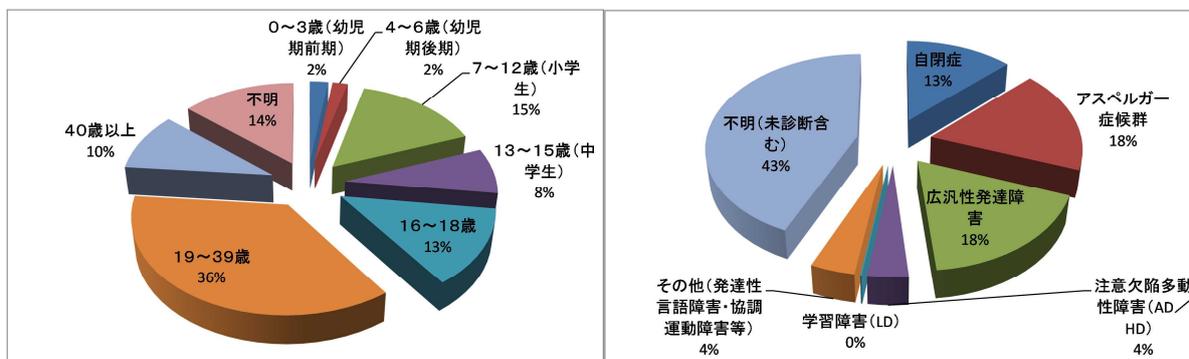
図表 I - 3 おがるにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	951人	770人	519人	199人
	就労支援	70人	32人	37人	20人
普及啓発・研修		134件	195件	219件	57件

相談のあった支援対象者を年齢別に見ると不明が14%あるが、未成年、成人がほぼ半々といったところである（図表 I - 4）。

また、相談のあった支援対象者を障害種別ごとの分類で見ると、アスペルガー症候群18%、広汎性発達障害18%、自閉症13%といわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが、不明（未診断含む）43%を除く部分の大半を占めている。不明（未診断含む）が多いのは、診断を受ける前におがるに初回相談に来るケースが多いためと考えられている（図表 I - 4）。

図表 I - 4 相談支援対象者の年齢層と障害分類（平成 27 年度）



おがるへの来所や電話の相談日については、ホームページやパンフレットなどで周知し、できる範囲で相談者の予定に合わせて来所相談を行っている。また、夜間緊急時の対応として留守番電話で携帯番号を伝えるとともに、ゆいとの間で緊急連絡網も設けているという。

### (3) ペアレントメンター事業

札幌市では家族支援としてペアレントメンター事業に力を入れており、おがるも同事業の事務局として積極的に取り組んでいる。ペアレントメンターとは、発達障害の子育て経験のある親が、その経験を生かして、診断を受けたばかりの親や悩みを持つ親などに対して話を聞いたり、情報提供を行う、発達障害児者を持つ親同士の家族支援の仕組みのことである。

札幌市では、NPO 法人北海道学習障害児・者親の会クローバーが札幌市から「ペアレントメンター事業」の委託を受けて、ペアレントメンターの育成、派遣を行っている。各支援機関からおがるにペアレントメンターの申込みが入ると、おがるからクローバーにペアレントメンターのコーディネートを依頼し、クローバーからメンターが派遣されることとなっている。その際、おがるも事務局として同行することとしている。現在約40人のペアレントメンターが登録されている。

相談は通常、保護者1人に対してペアレントメンター2名、事務局1名の構成で実施される。平成27年度には計14回のペアレントメンターによる相談が実施された。また、障がい福祉課、クローバー、おがるの3者で2か月ごとにペアレントメンター事務局会議を開催し、ペアレントメンター事業の課題について情報の共有化を図っている。

おがるでは、上記ペアレントメンター派遣事業の事務局の他、ペアレントメンター養成研修への講師派遣も行っている。

ペアレントメンターの相談を受けた対象者からは、「先輩お母さんの話がとても参考になった」、「同じ悩みを持つお母さん方と話ができ、自分だけではないとほっとした気持ちを持てた」、「こちらの悩みに理解して答えてくれ嬉しかった」等の感想を得ている。

他方、相談を申込んだ支援機関からは、「様々な困難を経験、解決されてきた保護者の言葉は、支援者の言葉とは違い、支援者が努力して敵うものではない」、「お母さんたちへの響き度合が違う」といった感想が寄せられているという。

#### (4) 家庭協働モデル事業

おがる独自の取組の一つに「家庭協働モデル事業」がある。この事業は、保護者サポートの重要性に鑑み、支援ノウハウを確立することを目的としている。

おがるでは、発達障害のある成人からの相談が多いが、成人の課題と関わる中で、児童期からの家族を含めた支援の重要性を感じていた。

発達障害の診断のある子を持つ家族を1家族選び、1年をかけて、ペアレントメンターとおがるが親と一緒に子育てを考えていくとともに、子にはアセスメントとモデルセッション\*を実施することとしている。（\*セッション=session:授業、活動、集いなどの意味）

おがるでは、このモデル事業で得たノウハウを児童発達支援センターや放課後デイサービスなどの支援機関に普及・啓発していく予定である。

具体的な進め方としては、毎月モデル家族の両親と本人がおがるに来所してもらい、両親に対しては、おがるの発達支援相談員（社会福祉士）が発達障害児向けの子育てや対応についての知識やノウハウに関して情報提供する。その際、昨年のモデル家族を含むペアレントメンターがアドバイザーとして参加し、自身の体験を伝えながら当事者両親の心配事についてサポートしていく。

両親が話をしている間、発達障害のある子どもは隣の療育指導室で臨床発達心理士の



家庭協働モデル事業（左：セッションを受ける当事者、右：話題提供を受ける家族とペアレントメンター）

職員のセッションを受けるが、両親もその様子を相談室からマジックミラーを通して確認しながら、支援対象児童の特性や家での関わりのアイデアを学んでいく。

また、6回のセッション後には、おがるのスタッフが支援対象児童の家庭を訪ねて、保護者と一緒に、家でできる取組について考えていくこととしている。

このような取組を1年間続けて、両親は発達障害のある子の子育てを学ぶとともに、支援機関との連携などを体験し、保護者と支援者が協働をすることを実際に行っていくこととしており、支援者の活用の仕方を学ぶという側面もあるという。

この取組の前と後で保護者と発達障害のある子どもにいくつかの検査<sup>※2</sup>を行うと、保護者には精神的な安定度が増したり、子どもには社会的なスキルアップが確認されているという。

<sup>※2</sup>実施した検査：①Vineland-II（同年齢の健常者の適応行動を基に、発達障害や知的障害、あるいは精神障害の人たちの適応行動の水準を客観的に数値化するもの）、②JSI-R（子どもの感覚刺激の受取り方の偏り傾向を把握するもの）、③日本版GHQ（英国で開発された質問紙法による検査で、主として神経症者の症状把握、評価及び発見に有効なスクリーニング・テスト。おがるでは親の精神状態の評価に使用）など。

おがるでは、この取組を実施するに当たって、家庭の育児に関してアドバイスするのではなく、保護者と支援者が常に対等であることを重視しているとのことである。そして、この取組に参加することにより、保護者に子どもとの関わりを考える視点を提供したり、支援者と協働する方法を体験することを期待しているという。

また、今後は「家庭協働モデル事業」そのものを児童発達支援事業所等に移管して、支援機関自身でノウハウを習得していけるように、おがるが入って指導しながら支援機関で「家庭協働モデル事業」を実施できるように支援する計画とのことである。

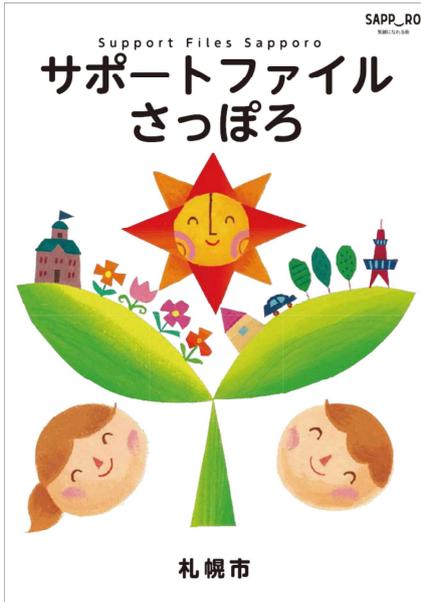
家庭協働モデル事業のセッションを受けた母親からは、以下のような声が寄せられている。

「本人の就学とおがるとのセッションは同時期でしたが、育ちの段階と興味とタイミングがちょうどうまく合って、家庭でも進めていけたのかなと思っています。本人はおがるでのセッションを毎回楽しみにしていましたし、実際に本当に楽しそうに取り組んでいました。私は今回、子どもの特性を知ること、得意なこと何だろう、苦手なことはどうサポートしていけばいいのかということ、また、他の子どもと比べて「どうして〇〇できないんだろう」と思うより、子どもには子どもの成長のペースがあってアプローチの方法も違っていいと思えるようになり、どうしたら分かりやすいかな？とか、どんなことで困ってるかな、助けてあげられないかな、と考えられるようになりました。このセッションを受ける機会が得られたことに感謝しています。」

## （5）「サポートファイルさっぽろ」の活用

「サポートファイルさっぽろ」は、障がい福祉課が札幌市教育委員会の協力を得て編集・発行している、一貫した支援を受けることをサポートするツールである。同ツールは、育ちと学びを支える資料として、保護者や本人が学校や医療機関などに相談する際に的確に説明するツールとして、これまでの経過などを共有することを可能にするとい

(サポートファイルさっぽろ)



【フェイスシート2】

お子さんの様子①

◆気づいたことや、医師等からの助言など  
 発見は稀でした。  
 妊娠の過程で、切迫早産のため自宅安静に（大変が不安でした）。

出生時期  
 帝王切開 難産 仮死 早産（ 月）  
 産後  
 0, 000g  
 体重  
 その他（ ）

乳  
 ○首のすわり ( )歳( )月  
 ○歩きはじめ ( )歳( )月  
 ○人見知り ( )歳( )月  
 ○指さし ( )歳( )月  
 ○意味のあることば ( )歳( )月

◆健診時に気づいたことや、医師等からの助言など

★1歳6か月健康診査  
 ことが出ていず、心理相談を受けました。

幼  
 心理の相談で、自覚を合わせた話し合いを多くすることをアドバイスされました。

★3歳児健康診査  
 健診は出てきたけれど、言葉では話せず。  
 健診の後、精神発達相談を受けました。

★就学時健康診査

◆健診の内容を、療育課や幼稚園に伝える時にも活用できます。

活用例1 幼児期～入学②  
 【サポートシート1】

児童発達支援センター〇〇

H〇〇年 〇月 〇日記入 記入者：〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇 利用開始年月日

療育目標  
 好きなことから遊びや興味を軸をひろげていく  
 できたという達成感をもって、自分でもってみたいとする

健康状態・出席状況  
 ・継続した参加ができている  
 ・参加中に発作が見られ、発作の起きた時間や発作の状態、落ちまくるまでの時間、その後の発作の有無などを把握し家族と共有している

家族の関係  
 父・母・兄の4人家族。父方祖父母が同居しており協力を講じている

あそび  
 ・自ら体位を変えて興味のあるもののほうをむくことができる  
 ・おもちゃなどを提示すると手をしっつかみ、口で噛みかめようとする  
 ・お車のほうが動かしやすいが、両手で遊ぶこともできるようになってきて、音のなるおもちゃのボタンを押すことができる  
 ・スライムや絵の具など、いろいろな感触に触れる経験を積み重ね、受け入れることができる物が広がっている  
 ・粗大の悪いし遊びを好み、声を出して笑い楽しむ

現在状況  
 排泄 おむつ使用 全介助  
 着脱 全介助  
 食事 ミキサー食を経口摂取。水分はとる必要がある  
 言語・社会性  
 ・周囲の様子がよくわからないと不機嫌になり、発声で伝える  
 ・笑の時に、ピアノなどの好きな音が聞こえたり、音が鳴るおもちゃがあると気持ちを切り替えることができる  
 ・お友達の声が聴いて楽しくなり、一緒に声を出している  
 ・大人の声と聞き分け、問いかけにこたえるような発声も多い  
 ・表情や発声、身体を動かすことで情・不機嫌を表現する

その他  
 てんかん発作があり、ほぼ毎日発作がある

う。同ツールは前述のネットワーク部会で検討、作成されたものだが、おがるも同部会に主要メンバーとして参画し、同ツールの作成には深く関わってきた。

「サポートファイルさっぽろ」の具体的な構成としては、本人の基本情報の入る「フェイスシート」、相談の記録などの「ヒストリーシート」、現在の様子をベースに支援計画を立てる「サポートシート」、進学・就労などの区切りでの引継ぎシートとなる「オプションシート」の4つのシート部門がある。そして、保護者や本人が学校や医療機関などに相談する際に、状況などを説明するツールとして活用することや、関係者が当事者である子どもの個性や特徴、これまでの経過などを共通理解し、自立に向けた手立てを共有することにより、一貫した支援を行うことをサポートしようとしている。

また、「サポートファイルさっぽろ」は、すべての子どもとその保護者が使うことも想定している。具体的には、乳幼児健康診査や母子健康手帳と一緒に使うことで、子どもの発育や発達を総合的にとらえることができるものとなっている。

おがるでは、発達支援に際しては、「サポートファイルさっぽろ」とリンクさせた計画を作成し、子どもの成長段階の各ステージで途切れない支援が継続されるように支援をしている。

就労支援に関しては、発達障害者の苦手な5つのスキルに留意している。具体的には、①対人行動スキル、②余暇スキル、③コミュニケーションスキル、④自立機能スキル、⑤職業行動スキル、といった点に関して、身につくようなトレーニングを心がけている。また、就労先に特性が正しく理解され支援が途切れず引き継がれるように「サポートファイルさっぽろ」を活用して、支援している。

(6) おがる連絡協議会の開催

おがる連絡協議会については、おがるの活動実績と活動計画を共有するとともに、参加団体や当事者本人の抱えている課題や問題を共有化し、連携した支援体制を構築するため、おがるの主催により、年1回開催されている。図表I-5のとおり、日本発達障害ネットワーク（JDD）北海道、ピアサポーター、自立支援協議会、教育委員会、児童

相談所、警察、子ども発達支援総合センター、ハローワークなど関係機関が構成員となっており、札幌市障がい福祉課も積極的に参画し、おがるとともに支援体制の整備を進めることとしている。

図表 I-5 おがる連絡協議会(平成27年度)

	役職等	属性
1	日本発達障害ネットワーク北海道 代表	支援団体連合会
2	日本発達障害ネットワーク北海道 副代表	支援団体連合会
3	障害者相談支援事業 ピアサポーター	ピアサポーター
4	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール センター長	基幹相談支援センター
5	自立支援協議会子ども部会 事務局代表	児童発達支援センター
6	自立支援協議会相談支援部会 部会長	相談支援事業者
7	自立支援協議会就労支援推進部会 部会長	就業・生活支援センター
8	北海道障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー	労働関係機関
9	ハローワーク専門援助第一部門 統括職業指導官	労働関係機関
10	北海道警察 少年サポートセンター少年心理専門官	警察関係
11	児童相談所 相談判定二課相談二係長	児童相談所
12	札幌市知的障害者更生相談所 次長	保健福祉関係機関
13	札幌市教育センター 特別支援教育相談担当係長	教育関係機関
14	札幌市教育委員会 特別支援教育推進担当係長	教育関係機関
15	札幌市子ども発達支援総合センター 心療担当係長	保健福祉関係機関
16	札幌市精神保健福祉センター 相談支援係長	保健福祉関係機関
17	札幌市障がい福祉課 発達障がい担当係長	保健福祉関係機関
18	札幌市障がい福祉課 運営指導係長	保健福祉関係機関

#### 4. 発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、おがるの担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

- ・発達障害支援センターが、発達障害に関する高い専門性と広がる課題に対する多方面の知識を保持していることが重要である。

一方、札幌市では、190万人以上の人口に対してセンター職員は5名という体制で運営している。それぞれのスタッフが多忙なため、時間的に余裕がなく、スタッフ育成まで時間をかけられないことも多い。発達障害に関わる多くの新たな課題について学び続け、同時に現状を進めるためには、スタッフにかなりの負担を強いている状態にある。

研修機会があることが重要であるが、現状の職員数では研修にも出せない状況であり、もう少し予算があれば、というのが正直なところではある。

## II. 神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）の取組

～家族なども含めた、きめ細かな支援関係～

《 特徴的な取組 》

- 発達障害を持つ思春期の女子と親に対するアドバイスを実施  
～小冊子「レディを育てる親と支援者たちへ」の作成と活用～

### 1. 神奈川県における発達障害児者支援

#### (1) 発達障害者支援センターの設置運営

神奈川県の東北部、北部を占める横浜市、川崎市、相模原市はいずれも指定都市であり、それぞれが発達障害児者に関し、都道府県と同様の支援を行っている。このため、神奈川県では、県内を8つの区域に分けた「障害保健福祉圏域」のうち、前述の3市を除く5圏域（県央、横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県西）の発達障害児者に関する支援を担っている。

これらの5圏域において相談支援を始めとした発達障害児者への支援を総合的に行う拠点として、神奈川県は、県西圏域の県立中井やまゆり園に「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」（以下「かながわA」という。）を平成17年4月に設置した。（かながわAの詳細については、後述する。）

#### (2) 発達障害者地域支援マネージャーの設置

発達障害者支援センターは、発達障害児者支援の中核機関として市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応が求められているが、直接相談の増加等でその機能が十分に発揮できないことが全国的に課題となっている。

神奈川県においても、横須賀・三浦圏域の相談窓口を強化するために、平成22年度にサテライトとして発達障害相談・支援センターKANACを設置したが、その後もかながわAの相談件数は増加していた。また、「大人の発達障害」については対応できる支援機関が不足していたことから、結果的にかながわAに相談が集中していた。

このため、神奈川県は、平成28年度から発達障害者地域支援

図表Ⅱ-1 神奈川県の障害保健福祉圏域



マネージャー（以下「地域支援マネージャー」という。）を県内5圏域に配置することとした。これに併せて、かながわAは、市町村等のバックアップ、困難事例の対応等を重点的に担い、専門性の高い相談支援の機能強化を図ることとした。

地域支援マネージャーは、発達障害児者の支援にこれから取り組む保育や教育、就労支援などの機関や支援に困難を感じている関係機関の職員からの依頼に応じてコンサルテーションを行い、発達障害の支援ノウハウの普及に当たることを目的としている。これにより配置された地域支援マネージャーが、5圏域の発達障害児者支援の要の役割を果たし、地域の支援体制を底上げすること等が期待されている。各圏域の地域支援マネージャーが関係機関へのコンサルテーションを実施するに当たっては、かながわAも必要に応じて協力することとしている。

具体的な地域支援マネージャーの配置に関しては、横須賀・三浦圏域は「社会福祉法人湘南の凧」に、湘南東部圏域は「特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク」に、県央圏域は「一般社団法人クロスオーバー大和」にそれぞれ委託し、各1名を設置した（図表Ⅱ-2）。地域支援マネージャーの設置に伴い、横須賀・三浦圏域に設置していたKANACについては、廃止することとなった。

また、湘南西部圏域及び県西圏域については、かながわAから直接1名を地域支援マネージャーとして選任している。

地域支援マネージャーへのコンサルテーションの依頼については、当面、地域の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所・施設など福祉関係からのものが中心になると想定されているが、将来的には企業や警察、司法関係などの機関（障害者支援の専門機関ではないが、発達障害者に対する適切な配慮が求められる機関）に対しても支援ノウハウの普及をしていけるよう機能強化を図ることとしている。

図表Ⅱ-2 発達障害者地域支援マネージャーの配置状況(平成28年度)

横須賀・三浦圏域	社会福祉法人湘南の凧	1名
湘南東部圏域	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	1名
県央圏域	一般社団法人クロスオーバー大和	1名
湘南西部・県西圏域	県直営(かながわA)	1名

### (3) 神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の設置

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課は、県域における発達障害児者の支援ニーズや体制整備状況等を把握・検討することにより、発達障害児者への支援体制の充実を目指して、同県教育委員会特別支援教育課と合同で「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置している。

協議会については、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対して、地域における総合的な支援体制を推進するために設置している。そして、福祉、保健、医療、教育、労働及び民間支援団体等との各分野の連携を通じて、ライフステージに応じた十分なサービスを提供するために、圏域の発達障害児の実態把握、支援のあり方、発達障害児者サポートネットワークの形成・維持等について検討、調整を行うこととされており、年2回開

催している。現在の委員の構成は図表Ⅱ－3のとおりであり、神奈川県広域特別支援連携協議会の構成員も兼ねている。

協議会での検討の中から様々な提案や取組が始められたが、その一例として「発達障害等特別支援地域支援体制アセスメントシート」を挙げることができる。

同アセスメントシートについては「各地域の実情に応じた支援のために、市町村自らが発達障害支援の進捗状況の把握や課題を抽出できるような評価ができないか」という協議会での意見を基に、委員長と事務局（かながわA、特別支援教育課）で検討が行われ、導入されることとなったものである（図表Ⅱ－4に一部抜粋を掲載）。

同アセスメントシートを活用することで、各市町村の障害に関する仕組みが市民のニーズに応えられるものになっているかどうか、何ができていて何がまだできていないのかを関係者間で検討することが容易となる。その結果、具体的な次へのステップを共有して創出することができるというツールであり、年齢ステージごとに、乳幼児、学齢、青年、成人の4種類で構成されている。このシートで見えてきた課題に対する取組として SST<sup>\*1</sup>やペアレントトレーニング<sup>\*2</sup>の活用も始まっている。

<sup>\*1</sup>SST：ソーシャルスキルズトレーニング（Social Skills Training）の略。米国 UCLA で考案された心理社会的療法。困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法である。「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと呼ばれており、小児の分野では「社会的スキル訓練」、教育の分野では「スキル教育」とも呼ばれている。我が国では平成6年4月より「入院生活技能訓練療法」として診療報酬においても評価されている。

<sup>\*2</sup>ペアレントトレーニング：知的障害や自閉症などの子どもを持つ家族を対象にした、1960年代にアメリカで開発されたプログラム。日本では、家族の日常生活の困り感を軽減するためのプログラムとして取り入れられ、独自に発展してきたものが多くあるとされている。

図表Ⅱ－3 神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会の構成員（平成28年度）

	役職等	属性
1	前帝京科学大学教授	学識経験者(委員長)
2	神奈川県医師会理事	医療関係機関
3	神奈川県自閉症協会理事	当事者団体
4	海老名市立わかば学園 園長	保健福祉関係機関
5	伊勢原市立小学校校長	公立学校校長代表
6	横浜市立中学校校長	公立学校校長代表
7	神奈川県立高等学校校長	公立学校校長代表
8	神奈川県立盲学校校長	公立学校校長代表
9	平塚市こども発達支援室長	幼児教育機関
10	神奈川県立総合教育センター 教育相談部長	教育関係機関
11	生活・就労支援センター 所長	労働福祉関係機関
12	神奈川県立総合療育相談センター 障害支援部長	保健福祉関係機関
13	三浦鎌倉地域児童相談所 所長	児童相談関係機関
14	神奈川労働局職業安定部職業対策課長	労働関係機関
15	障害者職業センター 所長	労働関係機関
16	鎌倉市発達支援室長	保健福祉関係機関
17	神奈川県障害福祉課 課長	保健福祉関係機関
18	神奈川県立中井やまゆり園 園長	保健福祉関係機関
19	神奈川県教育局特別支援教育課 課長	教育関係機関

(推進協議会の様子)



図表Ⅱ-4 発達障害等特別支援地域支援体制アセスメントシート(抜粋)

～各地域での支援体制を振り返る確認票（乳幼児から就学前まで）～					
I 相談および支援体制の評価					
〈この項では、学齢期までの相談・支援における各市町村の体制整備状況について、利用する者の目線で評価をしてみてください。〉					
項目	評価内容	評価			
1 子育て全般に 関する相談	a 相談窓口はわかりやすいですか	1 とてもわかりやすい	2 わかりやすい	3 ややわかりづらい	4 わかりづらい
	b 相談する職員数は充実していますか	1 とても充実している	2 ほぼ充実している	3 やや不足している	4 不足している
	c 相談する職種は充実していますか	1 とても充実している	2 ほぼ充実している	3 やや不足している	4 不足している
	d 相談業務の充実をどのように評価していますか	1 とても充実している	2 ほぼ充実している	3 やや不足している	4 不足している
	e 相談内容によっては他の機関と連携していますか	1 綿密にしている	2 時々している	3 あまりしていない	4 していない
[評価の視点]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て全般に関する相談を広報などで定期的な周知（広報紙への掲載で周知がなされ、相談件数が増加した事例があります。）</li> <li>・ 子育て不安を相談しやすい工夫（お子さんを連れて行ける環境作りの工夫も必要でしょう。）</li> <li>・ 相談内容の洞察（相談内容の背景を洞察し、家族全体の問題として捉えたアプローチが必要でしょう。）</li> <li>・ 相談終了時の確認（相談をする側と受ける側の思い込みがすれ違いを生じさせないために、終了時に相談結果を確認していますか。）</li> </ul>					
[自由記載]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後どのような工夫や改善が必要でしょうか。</li> </ul>					
専門機関と どのような連携 を望みますか	専門機関	専門機関との連携の内容			
	1 コーディネート	2 専門的助言	3 職員研修	4 直接(個別)支援	5 その他( )
	1 コーディネート	2 専門的助言	3 職員研修	4 直接(個別)支援	5 その他( )

## 2. かながわA（エース）による発達障害児者支援

### (1) かながわAの組織概要

かながわAは、神奈川県直営事業として、平成17年4月に同県立中井やまゆり園（以下「やまゆり園」という。）に設置された。やまゆり園は昭和47年に開設された神奈川県直営の障害者支援施設であり、入所定員140名（うち、短期入所18名）、職員総計158名の規模となっており（平成28年4月現在）、強度行動障害のある利用者も受け入れている。

図表Ⅱ-5 かながわAの概要

名称	神奈川県発達障害支援センター かながわA(エース)	
実施主体	神奈川県保健福祉局(県直営) (神奈川県立中井やまゆり園に附置されている)	
開設年月日	平成17年 4月 1日	
所在地	神奈川県足柄上郡中井町	
職員配置	管理責任者	1名 園長
	相談支援員	1名 課長補佐
	発達支援員	1名 専門福祉司
	就労支援員	1名 主査



(中井やまゆり園)



(かながわA)



(電話相談を受ける発達支援員)

## (2) 相談実績の概況

かながわAの相談実績としては、平成17年度の開設当初には、年間500件程度であったが、平成20年度に年間1,000件を超え、以降は年間1,000～1,200件で推移している(図表Ⅱ-6)。

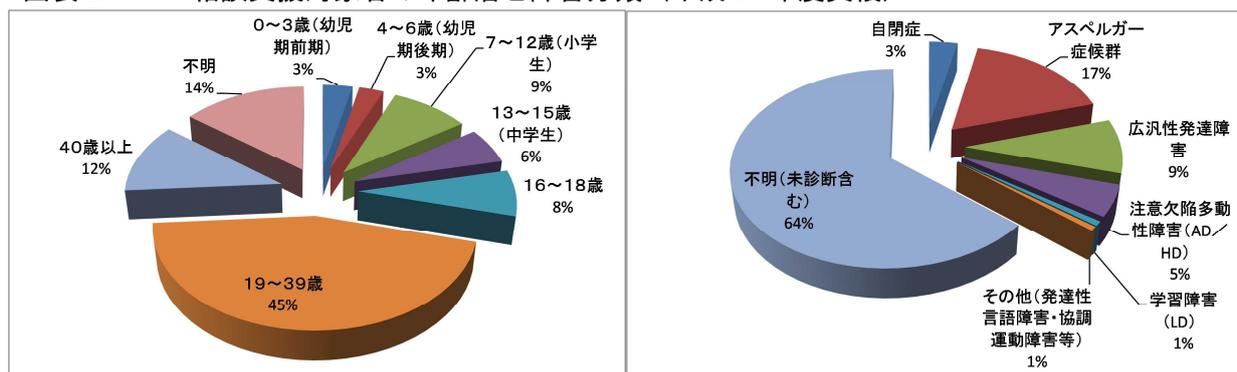
図表Ⅱ-6 かながわAにおける相談支援件数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	1,165人	1,074人	1,160人	356人
	就労支援	192人	185人	166人	52人
普及啓発・研修		117件	36件	50件	15件

相談のあった支援対象者を年齢別に見ると、19歳以上が6割近くを占めている。

また、相談のあった支援対象者を障害ごとの分類で見ると、アスペルガー症候群、広汎性発達障害などのいわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが診断のついた件数の大半を占めているが、不明(未診断を含む。)が全体の3分の2近くを占めている(図表Ⅱ-7)。これはデータの集計上、初回相談時の分類でカウントしており、アセスメント前であることによるものとされている。

図表Ⅱ-7 相談支援対象者の年齢層と障害分類(平成27年度実績)



## (3) 思春期の女子と親に対する相談支援

### ア 「レディを育てる親の会」の活動支援の経験

かながわAの相談支援において特筆すべき取組としては、思春期の女子とその親への対応を挙げることができる。

発達障害については、男子と比較すると、女子で現れることはかなり少ない。このため、発達障害のある女性に対する支援については十分な知見が集積しておらず、そこには、男子には見られない様々な課題があると言われてきた。服装、第二性徴による心身変化への懸念もあって、性にまつわるトラブル(性被害、性非行への懸念)に巻き込まれるリスクが男子より明らかに高い一方で、信頼できる情報が少ないことから、女子を育てる親から「情報」を渴望しているとの声が寄せられていた。

そうした状況の下、平成22年から1年間、親・本人・支援者が安心して性の課題に対応できるようになることを目指して、

(レディ冊子)



「レディを育てる親の会」という勉強会が、かながわAからの「発達障害のある女子に特有の問題をまとめてはどうか」という声かけで始められた。

同会のメンバーには、知的遅れの少ない発達障害の7歳から18歳の女子を持つ相談者である親の中から、活動に参加できる方が10名選定され、2か月に1回集まって学習会が開催された。会合には親たちのほか、保健師、臨床心理士、医師（オブザーバー）、かながわA職員も参加し、会の活動を支援した。

同会の活動については、①親たちが感じている本人の困りごと、それに対応する家族の困りごとを集める、②親同士が話し合い、お互いの「困り感」の共有化を図る、③親と支援者が共同して、困りごととそれに対する支援情報や工夫等を整理する、④それらの情報を専門家の協力を得てまとめ、性の課題の一般化につながる情報誌を作る、という段階を踏んで進められた。

この活動の中で、身体・精神のこと、生理に関連したこと、対人関係のこと、異性関係のこと、女子としての振る舞いのこと（社会的マナー）などが話題として取り上げられることとなった。

なお、下記の冊子作成後も当事者の保護者の会は継続的に学習会を自主開催しており、各地域への展開も進めている。かながわAも引き続きアドバイザーとして支援している。

#### **イ 勉強会で集められた情報を元にした小冊子の作成**

「レディを育てる親の会」の活動実践は、改めて、女子の親は情報が少ない中で試行錯誤しながら性の成長の支援をしていることや、支援者にも女子の育ちを支える具体的な対応策が不足していることを浮き彫りにした。

このような問題状況に対して、少しでもその改善につながるよう、かながわAは「レディを育てる親の会」で得られた情報を基に平成25年に「レディを育てる親と支援者たちへ」という小冊子（以下「レディ冊子」という。）を作成した。

「レディ冊子」は8章42ページからなり、思春期を迎える発達障害のある女子が性とどう向き合い、親は何ができるか、どう支援すればいいのかについて当事者の親たちならではの視点で分かりやすく、読みやすくまとめられている。

実際の「レディ冊子」の各章立ては、以下のとおりとなっている。

- 第1章 思春期を迎える「心の準備」
- 第2章 身だしなみ「焦らなくても良いじゃない」
- 第3章 「身体」の変化について
- 第4章 悩み深き生理
- 第5章 公私の区別を伝える
- 第6章 友達関係「困ったサインを見逃さない」
- 第7章 性をどう教えるか
- 第8章 性のトラブルから身を守る

完成した「レディ冊子」は、平成24年6月に大阪で開催された発達障害者支援センター全国連絡協議会でかながわAが発表・紹介したことを契機として、関係者の間でも全国的にも注目されるようになった。さらに、平成26年に京都で開催された自閉症スペクトラムとセクシュアリティについてのTEACCHプログラム\*研究会主催のセミナーでもかながわA

が講演で紹介し、好評を博した。（※TEACCHプログラム：米ノースカロライナ州で1972年以来行われているASD（自閉症スペクトラム障害）の当事者とその家族を対象とした包括的支援プログラム。）

神奈川県では、同県の自閉症協会が年3回開催しているMeet Upという高校生以上を対象とした当事者会に、かながわAもアドバイザーとして参加しているが、「レディ冊子」を紹介しつつ、当事者からの性に関する悩みにアドバイスをを行っている。

さらに、現在では支援クラスを持つ小中学校にも常時配備し、教職員や支援者からの要請があれば、「レディ冊子」に沿った研修会にも応じている。

「レディ冊子」完成後、直ちに県下の親や支援者への配布が始まったが、当初は、公開されたサイト上での電子媒体による提供は行われなかった。現在では、より多くの当事者、親、支援者が活用できるよう、下記の神奈川県のサイトからダウンロードすることが可能となっている。

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/823180.pdf>

「レディ冊子」の現場での様々な活用事例について本Ⅱ項の末尾に掲載した。「レディ冊子」に掲載された情報の提供を始めとして、「レディ冊子」を参考に研究会を開催した事例など、結果（効果）を含め紹介しているので、参照されたい。

#### （「レディ冊子」の目次）

<p>第1章 思春期を迎える「心の準備」…………… 1</p> <p>親は一体なにができるのか          どう教えたら伝わるのか          こんな情報がありました① 娘と一緒に見ると良い一冊          コラム 女子を育てる特有の悩み（当事者の親御さん）          コラム レディを育てる親の会に参加して（当事者の親御さん）          コラム 女の子の育て方、ウチの子バージョン（当事者の親御さん）</p> <p>第2章 身だしなみ「焦らなくても良いじゃない」…………… 7</p> <p>上手に服を選ばない！          服選び、焦って自立させなくてもいいじゃない          こんな情報がありました② 美しいレディになるために</p> <p>第3章 「身体」の変化について…………… 11</p> <p>うちの子、早熟？          初めての女性下着を選ぼう</p> <p>第4章 悩み深き生理…………… 13</p> <p>生理周期で不安定になる！          「ナブキンがゴワゴワして痛い！」と嫌がる          初潮を迎えていない子に、生理をどう教えるか          生理についての『困った！』と、支援者・親御さんのアイデア          コラム 月経とのつきあい方（加藤敦子/発達支援研究所 Mana 代表）          コラム 低用量経口避妊薬（ピル）とは（加藤敦子/発達支援研究所 Mana 代表）</p> <p>第5章 公私の区別を伝える…………… 19</p> <p>身体で見せない場所を教える          私の胸とお尻は「恥ずかしい」？          場や相手を選んで話す、行動する          場にふさわしくない行動を繰り返す時は          コラム ガールストーク！（川並かおる/幸町クリニックなごみ 臨床心理士）</p> <p>第6章 友だち関係「困ったサインを見逃さない」…………… 23</p> <p>友だちに誘われても休日遊びに出かけない          学校が大好きだった子が「学校つまらない」と言い始めた</p>	<p>お子さんの異変に気づいた時は          コラム 理解ってあげて！ことばに翻弄される辛さ（川並かおる/幸町クリニックなごみ 臨床心理士）          コラム 問題なく見える子ほど、理解の手を（相良雅子/神奈川県発達障害支援センター嘱託医）          コラム 私の勤務先にお出でになる娘さんとお母さんたち（川並かおる/幸町クリニックなごみ 臨床心理士）          コラム 学校での発達障害児への支援（橋爪京子/平塚養護学校教諭）          コラム 成人期の女性の支援（薄葉考恵/（社）クロスオーバー大和 理事）</p> <p>第7章 性をどう教えるか…………… 31</p> <p>「性のことを親が教えるの?！」          娘さんの「異性への目覚め」は？          恋の目覚めがゆっくりな子も          女子の『恋愛トーク』は悩みの種          コラム 性のこと、親が教える人切さ（加藤敦子/発達支援研究所 Mana 代表）          コラム 人を好きになるのは極端に遅かった（成人当事者女性）          コラム 私が「恋してもいい」と思う人（成人当事者女性）</p> <p>第8章 性のトラブルから身を守る…………… 36</p> <p>性のトラブルを考える前に          他者との距離を守る ～サークルカリキュラム～          身の安全を守る方法を伝える          もしもの時は、必ず相談することを伝える          コラム 「NO」を教えることの大切さ（当事者の親御さん）          コラム 性のトラブルにまきこまれないために（堀江まゆみ/白梅学園大学教授）</p>
---	---



挿絵の中に、当事者の方が描かれたイラストを掲載しています。素晴らしい才能を、ぜひご覧ください。  
 ※イラストの無断転載は禁止します。

絵・沖野結史

なお、かながわAでは「レディ冊子」をきっかけとして女性特有の配慮事項等について各地域で新たな視点での対応や方法を付け加えて活用してもらえれば、とのスタンスで自由にダウンロードして活用可能とのことである。その際、汎用的な「読み物」としてでは

なく、「当事者支援のツール」として、当事者の質問に適切に解説できる支援者がついて、間違ったとらえ方や拡大解釈等を防ぐように留意されたいとのことであった。

#### (4) 研修・普及啓発

発達障害の理解を深めるとともに、発達障害児者を支援する職員の育成・情報提供・資質向上を図るため、かながわAでは、各種研修会を開催している。平成27年度における研修実績については、以下のとおりである。

##### ア 基本研修（公開講座）

一般県民向け、発達障害の特性の理解、支援方法等の基礎的知識の普及を目的とした講座

実施日	内容	講師	会場	参加人数
H27.11.7	発達障害とはどんな障害なのか？ ～診断を求める大人の増加から今なぜ注目されるのか～	横浜市東部地域療育センター長(医師)	神奈川 あーすぷらざ	95人

##### イ 相談支援事業所等職員研修

相談支援事業所等職員向け、県障害保健福祉圏域ナビゲーションと共催

実施日	内容	講師	会場	参加人数
H27.8.7	相談支援における発達障害者対応のポイントを学ぶ(県西圏域研修)	社団法人クロスオーバー大和代表	小田原障害学習センターけやき	24人
H27.9.18	発達障害とは？～医療の見立てから支援の方向性を探る～(湘南東部圏域研修)	横浜市東部地域療育センター長(医師)	藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート	26人

##### ウ 支援技術習得研修

乳幼児の相談・支援に関わる支援従事者向け研修と、

青年期・成人期支援に関わる支援事業者向けのスキルアップ研修

実施日	内容	講師	会場	参加人数
H27.6.29	発達の気になる子どものアセスメント	横浜市東部地域療育センター ソーシャルワーカー	ひらつか市民活動センター	71人
	支援者の関わりについて ～親の立場から～	当事者家族(1人)		
H27.7.29	発達障害の子どもの具体的支援方法	横浜市東部地域療育センター ソーシャルワーカー	ひらつか市民活動センター	60人
	乳幼児期における支援者の関わりについて ～親の立場から～	当事者家族(1人)		
H27.9.3	働かない子どものライフプランを考える～ 親亡き後の心配を減らす～	(株)家計アイデア工房代表	海老名市文化会館	46人
H27.10.16	大人の発達障害 就労支援の視点	ハローワーク藤沢 上席職業指導官 精神障害者雇用サポート	藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート	37人
	支援者のみなさんに伝えたいこと	当事者本人(1人)		
H27.12.4	発達障害における医療の見立て	日本女子大学家政学部児童学科教授	藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート	41人

各研修の参加者からの反応は、医療系、就労系の研修について特に関心が高く好評であったという。アンケートによって集めた受講者の声から代表的なものを紹介すると、以下のとおりである。

#### <公開講座（医療系）>

- ・発達障害の基本的な考え方から診断基準、早期支援の重要性など、分かりやすい言葉で理解が進んだ。（家族・行政機関・教育機関）
- ・医療・福祉・教育の連携と家庭（保護者）の協力で支援することが大切だ、と再認識した。様々な関わり方があることが学べた。（一般県民・教育機関）

#### <支援技術習得研修（医療系）>

- ・幼児期の診断の難しさやボーダーライン（境界性人格障害）について学べて、支援者としてどうあるべきか考えることができた。（保健師・就労支援機関）
- ・重複診断（発達障害が併存している状態）をどのように行うのか、その過程が少し分かったので、興味深かった。（相談機関・生活支援機関）

#### <相談支援事業所等職員研修（就労系）>

- ・プロセスレコード<sup>\*</sup>を初めて作成し、参考になった。（相談員）
- ・プロセスレコードを作りながら相手を冷静に見ていくことができ、自分が支援の「大変さ」から逃げているなど思った。（相談員・就労支援機関・行政機関）

<sup>\*</sup>プロセスレコード：相談者と相談支援担当者間の相互作用に関する文章による記録。

- ・電話相談や面談等実践場面で活用できるフレーズがたくさん講師から語られて、今後の参考にしたいと思った。（相談員）

### 3. 発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、かながわAの担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

#### （専門性の継承）

- ・地域支援体制構築のため、かながわAにはより高い専門性が求められることとなるが、当センターは県直営ということもあって、職員を固定することが難しく、その結果、組織の専門性を維持していくことは容易ではない。アセスメントツール（M-CHAT<sup>\*\*3</sup>、PARS-TR<sup>\*\*4</sup>、Vineland II<sup>\*\*5</sup>等）、支援技術（ペアレントトレーニング<sup>\*\*4</sup>、SST等）等の技法を職員間で如何に継承していくかが大きな課題となっている。

<sup>\*\*3</sup> M-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）2歳前後の幼児に対して、自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用される親記入式の質問紙

<sup>\*\*4</sup> PARS-TR（PARS=広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度）広汎性発達障害の支援ニーズを評価するための評定尺度のテキスト改訂版

<sup>\*\*5</sup> Vineland II：同年齢の健常者の適応行動を基に、発達障害や知的障害、あるいは精神障害の人たちの適応行動の水準を客観的に数値化するもの

・ かながわAの職員がアセスメントツールに習熟し、トリアージ的な機能（発達障害の特性を見極め、必要な関係機関への支援につなげること）を果たすことも重要だが、全国的にアセスメントツールを習得する機会が少なく、専門性を維持していくのが困難な状況である。このため、関係する国立機関等による支援技術やアセスメントツールに関する研修の機会を確保してほしい。

#### （専門医の確保）

・ 早期発見の仕組みづくりや相談支援体制の充実は重要であり、現在各地で取り組んでいるが、専門医による診断や助言を適切なタイミングで受けられないと不完全な仕組みとなってしまう。「診断がすべて」ではないが、必要なときに受診し診断が受けられる体制は必要である。一方、児童精神科医や大人の発達障害を適切に診断できる専門医が不足しており、専門医の養成確保が望まれる。

・ 発達障害の診断は難しく、とりわけ成人分野においては診断可能な医療機関が少ない。このため、多くの専門医療機関において、初診まで4か月以上の待機となったりしている状況にある。こうした状況を改善するには、発達障害に関する保険診療報酬等の更なる対応により専門医を確保する手立ても必要ではないか。

#### （市町村の取組状況）

・ 市町村の発達障害支援の取組は、自治体によって様々である。中規模以上の自治体では、子どもの発達障害は子育て支援主管課、大人の発達障害は障害福祉主管課と所管が分かれているところが多い。このため、学齢期までの支援機関と青年・成人期の支援機関の間での連携が取りにくいところも見られる。

・ 子どもの発達障害の取組が進んでいる自治体であっても、成人の発達障害についての取組が十分でないところが多い。こうしたことがかながわAへの相談件数で大人の発達障害が7割近くに達していることの原因の1つになっていると思われる。

## 別紙

### 《「レディを育てる親と支援者たちへ」の活用事例》

事例1	12歳 女子（小6） 自閉症（B2）
主訴（状態）	生理用品を嫌い、適切に処理できない。
相談者／活用者	母親
冊子活用項目	第4章【悩み多き生理】
対応内容・方法	試した既製品は全て拒否するので感覚過敏の可能性を想定して、母親が布で手作りしたものを試してみた。
結果（効果）	手作りの布製が適合したため、同様の素材で皮膚感覚に合う製品を探し使用させたところ、現在では安定して使用するようになった。

事例2	13歳 男子（小6） 高機能自閉症
主訴（状態）	学校で性的な話題や女子の後追いをするなど、性的興味が強く、周囲の女子や母親、教員が不安を覚えていた。
相談者／活用者	母親、学校、担任
冊子活用項目	第5章【公私の区別を伝える】、第7章【性をどう教えるか】 第8章【性のトラブルから身を守る】
対応内容・方法	本人（男子）に対して家族が男女の性的変化やその意味、性のマナーを伝えた。学校では担任が見守りを担うとともに、他児童には「人権教育」として性差尊重をテーマに学習を続けた。
結果（効果）	家族や教員の対応により本人の公の場での不適切発言や女子への後追い行動は減少し、周囲の学校生活の不安は軽減。人権教育を通じ本人や周囲の児童も性や対人マナーを学習し、尊重する意識が生まれた。

事例3	17歳 女子（高1） 高機能自閉症
主訴（状態）	自分の顔は醜いので、周囲に嫌われているのではないかと思ひ込み、他者の目が気になり、強い不安状態となっていた。
相談者／活用者	本人、母親、精神科医
冊子活用項目	第2章【身だしなみ】、第6章【友達関係】
対応内容・方法	醜形障害の疑いを持つ程の不安状態のため精神科治療を優先した。状態安定後、医師の許可を得て、本人及び家族に冊子の情報を提供した。
結果（効果）	本人が自信を持てるよう、美容専門講座の情報を提供し参加を促した。定期受診も併用することで、自信を回復した。

事例 4	18 歳 女子（養護高 2） 自閉症（B2）
主訴（状態）	「友人紹介サイト」で知り合った男性から性的関係（未遂）を迫られ異性嫌悪になった。
相談者／活用者	家族、学校、本人、養護教諭
冊子活用項目	第 6 章【友達関係】他、第 8 章【性のトラブルから身を守る】
対応内容・方法	警察相談とともに性被害防止を前提に、女性としての安全確保やネット情報などの適切利用を家族が教えるとともに、養護教員が生徒・保護者等家族に冊子を参考に研修会を開催した。
結果（効果）	本人は情報サイトの安易な利用を止め、落ち着きを取り戻している。校内研修により、児童・生徒が抱える性的課題への積極的な関わりの重要性を家族・教師が認識し、関わりを持てる環境が整った。

事例 5	26 歳 女性（会社員） 高機能自閉症
主訴（状態）	「異性関係」＝「性的関係を持たなければならない」との認識が強く、対人不安となり、異性と話すことにも支障が生じていた。
相談者／活用者	本人
冊子活用項目	第 8 章【性のトラブルから身を守る】他
対応内容・方法	どの距離で不安を強く感じるのか、「サークルカリキュラム <sup>*</sup> 」を使い本人が検証。異性意識に偏りがあることを本人が認識し、異性交流の考え方や付き合い方を「コラム」や講演会を通じて学んだ。
結果（効果）	思い込みで拒否していた状態から「対人距離感」を本人が意識することで改善ができ、現在は交際相手が見つかっている。

事例 6	27 歳 女性（無職） AD/HD
主訴（状態）	服の色彩感覚を指摘されたことから、人前に出られない。
相談者／活用者	家族、本人
冊子活用項目	第 2 章【身だしなみ】、第 6 章【友達関係】
対応内容・方法	フォーマルな場での服装と化粧認識に一般感覚とのズレがあったことが原因。一方、日常ファッションの感覚は優れている。母が服装の TPO について雑誌等の情報も参考に話すことを続けている。
結果（効果）	美容専門講座の情報を提供し参加を促した。ファッション全体に興味が出て、服選びや化粧に自信を持ちつつある。

<sup>\*</sup>サークルカリキュラム：自分を同心円の中心に置き、内側から順に関係が近い人物から遠い人物の名前を書き入れていき、その関係にふさわしい行動を考えること、相手に応じた適切な距離感を理解させる方法。「赤い関係の人は、近づかず挨拶だけだよ」など。



（レディ冊子から引用）



のぞみについては、開設された当初、同エリア内の「希望が丘学園」（現在の希望が丘こども医療福祉センター）内に、「発達支援センターのぞみ」として附置されたが、平成27年4月に「障がい者総合相談センター」内に移設されるとともに、「発達障害者支援センターのぞみ」と改称された。移設後も「希望が丘こども医療福祉センター」と同じエリアにあることから、相互の連携強化を図っている。

## （２）岐阜県における発達障害児者支援体制

前述のとおり のぞみは、岐阜市内の障がい者総合相談センター内に設置されているが、岐阜県の面積は10,621 km<sup>2</sup>（全国7位）と広く、県内には飛騨山脈もあるなど、県内全域の相談者を1か所の相談窓口で対応することは、極めて困難である。

このため、岐阜県では住民に身近な場所で相談に当たることができるよう、平成20年度からのぞみのある岐阜圏域以外にも西濃、中濃、東濃、飛騨の4つの圏域の相談窓口として、「圏域発達障がい支援センター」を社会福祉法人等に委託している。これらの相談窓口では、主に子ども向けの発達支援対応（発達障害支援）が行われている。

一方、青年期成人期の就労に向けた相談窓口として、「発達障がい者支援コンシェルジュ」を5つの圏域で、社会福祉法人に委託して開設している。

図表Ⅲ-2 岐阜県発達障害者支援センター、圏域発達障がい支援センター、発達障がい者支援コンシェルジュ設置機関

	機関・機能	設置先／(委託先)	所在地
岐阜圏域	岐阜県発達障害者支援センターのぞみ	岐阜県障がい者総合相談センター内 (県直営)	岐阜市
	発達障がい者支援コンシェルジュ	生活サポートはしま・相談支援センター (社会福祉法人 万灯会)	羽島市
西濃圏域	西濃圏域発達障がい支援センター	いかわクリニック内 (NPO法人ひまわりの花)	大垣市
	発達障がい者支援コンシェルジュ	西濃障がい者就業・生活支援センター (社会福祉法人 あゆみの家)	垂井町
中濃圏域	中濃圏域発達障がい支援センター	ひまわりの丘地域生活支援センター (社会福祉法人 岐阜県福祉事業団)	関市
	発達障がい者支援コンシェルジュ	ひまわりの丘障がい者就業・生活支援センター (社会福祉法人 岐阜県福祉事業団)	関市
東濃圏域	東濃圏域発達障がい支援センター	県立はなの木苑 (社会福祉法人 岐阜県福祉事業団)	土岐市
	発達障がい者支援コンシェルジュ	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライト (社会福祉法人 陶技学園)	多治見市
飛騨圏域	飛騨圏域発達障がい支援センター	下呂市立みなみこども園内 (NPO法人サン・はぎわら)	下呂市
	発達障がい者支援コンシェルジュ	ひだ障がい者就業・生活支援センターぶりずむ (社会福祉法人 飛騨慈光会)	高山市



連携会議の中から新たな取組提案が挙がり、具体的な動きにつながることも多いという。例えば、平成24年8月の会議では、発達障害児者の支援を行う者の資質向上及び関係機関とのネットワーク構築のための人材養成が必要であるとの意見が出され、障害福祉課、のぞみ、連携会議委員等による検討を経て、平成25年度から「発達障がい支援従事者養成研修」が始められた。

さらに、平成27年8月の会議では、医療従事者の資質向上が重要であるとの提言があり、継続的な審議の結果を踏まえ、平成28年度から「発達障がい支援医療従事者養成研修」が始められた。この事業においては、専門外来設置医療機関の医師やのぞみの職員が講師となって4つの精神科病院に出向き、発達障害及び強度行動障害の特性、医療行為時に配慮すべき点等について医師や看護師等を対象に研修を実施しており、参加者から好評を得ている。

## 2. のぞみによる発達障害児者支援

### (1) のぞみの組織概要

現在ののぞみは、11名のスタッフ（兼務を含む）で運営されており、各圏域ごとに設置された「圏域発達障がい支援センター」や「発達障がい者支援コンシェルジュ」と連携しながら、発達障害児者に対する支援を行っている。

図表Ⅲ-5 のぞみの概要

名称	岐阜県発達障害者支援センター のぞみ		
設置主体	岐阜県健康福祉部（県直営） （岐阜県障がい者総合相談センター内）		
開設年月日	平成18年 1月 5日		
所在地	岐阜市鷺山向井		
職員配置	管理責任者	センター長（精神科医）	
	相談支援員	4名（うち、教諭2、精神科医1）	
	発達支援員	3名（うち、臨床心理士3）	
	就労支援員	3名（うち、教諭1、精神保健福祉士1）	

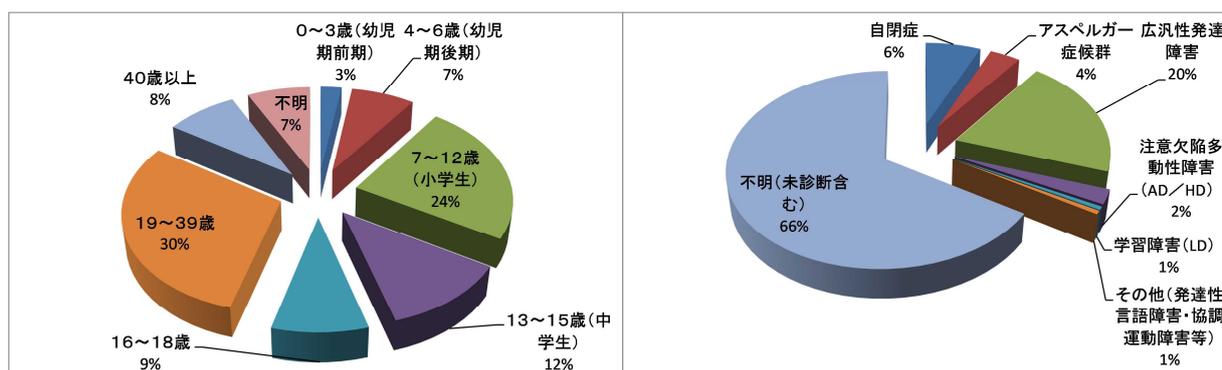
### (2) 相談実績の概況

のぞみの相談実績は、平成27年度に過去最多の件数を記録した。その要因としては、県障がい者総合相談センターへの移転を機に職員3名を増員し、それまで社会福祉法人に委託していた成人期の生活相談事業をのぞみに移管したことや、講演会や研修会の開催、発達障がい理解啓発事業により学校等各種研修会に出前講座を行ったことなどにより、のぞみの支援活動が広く知られるようになったことが考えられるという。

図表Ⅲ-6 のぞみにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	1,710人	1,572人	1,896人	434人
	就労支援	51人	64人	142人	37人
普及啓発・研修		96件	98件	172件	12件

図表Ⅲ－7 相談支援対象者の年齢層と障害分類(平成 27 年度実績)



年齢別に相談のあった支援対象者を見れば、19歳以上が4割弱となっており、今回の調査対象の中では最もその割合が低い(図表Ⅲ－7)。

相談のあった支援対象者を障害ごとの分類で見ると、不明(未診断)とされているのが他の調査地域と比較して多く、3分の2を占めている。障害分類が明示されているものの中では、広汎性発達障害が20%、自閉症が6%など、いわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが多く、全体から不明を除いたものの約9割を占めている。

### (3) 岐阜県発達障がい配偶者の会(コーヒークラブ)

のぞみでは、成人期の相談の増加に伴い、配偶者(主に夫)についての相談も増加している。このような相談は社会的にはまだ理解されにくく、さらに相談窓口もほとんどないため、一人で悩みを抱えがちであり、家庭を支える立場の妻が精神的に追い詰められ、家族全体が危機的な状況になってしまう可能性もある。

そこで、同じような悩みをもつ相談者同士が集まり、講師や他の参加者の話を聞くことを通して、生活上の工夫を知り、悩みを軽減させる場として、「発達障がい配偶者の会(コーヒークラブ)」の運営を平成28年度から始めている。

発達障害があっても、環境に適応している場合には表面化せず困難さに直面することなく生活できている者も多いが、結婚や出産、子育てなどライフステージの変化に伴い、期待される役割が増えると困難さに直面することも少なからずあるようである。参加者のほとんどが30代でありそのようなライフステージにあって、「夫婦で協力したい」と願っているケースばかりであるという。参加者同士が同じような状況に置かれているからこそ、互いの悩みを打ち明けあうことを通して、癒やしや気づきに結びつきやすいと考えられる。

この取組について、参加者からは「共通の悩みをもつ人がいることが分かり励まされた」、「友人にも話せないような悩みを本音で語り合え、気持ちが整理できた」、「対処法を教えてもらえるので回数を増やしてほしい」などの感想が寄せられており、出席率も高いようである。また、参加者の中には「コーヒークラブ」を自分のための特別な時間と位置づけて、おしゃれをしてきたり、普段あまり外出しないのに車を運転して来所したりする姿も見られるという。

コーヒークラブの講師は、自らも発達障害の配偶者を持ちながらも支援者として活躍しており、のぞみの職員と協働しながら、グループをうまくファシリテートしている。

講師や職員が、悩みながらも“家族を支えていきたい”と願う参加者の気持ちに寄り添い、それぞれの参加者の状態に気を配りながらグループを進めていくことが非常に重要であるとのぞみは考えている。安心できる環境があつてこそ、それぞれの参加者が気持ちを表現でき、まずはどのような課題から向き合えば良いかを考えることができるようになるとのことである。



(講師によるグループワークの様子)

平成 28 年度は年 3 回コーヒークラブを実施したが、上記のような参加者の感想を踏まえ、平成 29 年度は年 4 回の実施を予定しているという。また、のぞみでは、コーヒークラブと並行して、参加者の個別相談を適宜実施し、配偶者だけでなく場合によってはお子さんの相談にも応じており、家族全体を支援している体制を今後も続けていく予定であるとのことである。

#### (4) コーヒークラブ以外の発達障害児者の家族支援

のぞみでは、コーヒークラブ以外にも発達障害児者の家族支援のため、次のような講座や学習会、交流会の場などを設けている。

##### ア 発達障がい基礎講座

発達障害のある子どもの家族で、発達障害の基礎的な事柄を学びたい人向けの、基礎知識についての講習会で平成 28 年度から開講された。最近発達障害の診断がついたばかりの子どもの家族や、発達障害についての話を聞く機会の少ない、父親や祖父、祖母にとっても分かりやすい言葉で学べる講座となっている。定員は 20 人で、年間 3 回開講の予定となっている。

##### イ 家族のための学習会

発達障害のある子どもを持つ家族が学習する場の提供として、福祉から教育、就労にわたる学習会を年間 8 回開催している。講師については「のぞみ」の職員に加え、特別支援教育課や就業・生活支援センター、ハローワークなどからも招いている。前述のコーヒークラブのファシリテーターやペアレントメンター、就労先の企業の方の講演が行われることもある。

##### ウ お茶っと (=お CHAT)

学齢期の発達障害の子どもを持つ親の会で、年間 8 回の開催が予定されている。親たちが一人で悩みを抱え込まないように話し合える仲間作りの場を提供しようとしている。のぞみのスタッフも参加し、必要に応じて情報提供やアドバイスをしながら、親同士がフリートーキングすることとしている。

##### エ 発達障がい児小集団活動支援事業 (のぞみキッズプログラム)

概ね知的な遅れのない小学校 4 年から中学校 3 年の発達障害児 15 名程度を対象として、夏休みを中心に年間 6 回開催している。発達障害児がグループ活動を通して、人との付き合い方を学ぶとともに、家族や支援者同士が交流を図ることを目的に、長期休業中の課題学習 (夏休みの宿題) や余暇活動を支援している。具体的な活動例としては、課題学習、

制作、調理、食事、流しそうめん、グランドゴルフ、運動・ゲーム、ハイキングなど盛りだくさんのメニューとなっている。

## オ カーネーションの会

概ね 18 歳以上の発達障害がある子どもを持つ親の会で、年間 3 回開催している。発達障害のある当事者の家族が悩みを共有し合い、不安を軽減するとともに孤立を防ぐこと、発達障害に対する理解を深め、支援方法や対応の仕方を学ぶことを目的としている。「お茶っ」との大人版といった位置づけとなっている。

## (5) 普及啓発・研修等

のぞみでは、関係機関の職員等を対象として、次のような研修や普及啓発事業を実施している。

### ア 発達障害児の親支援

①ペアレントメンター<sup>\*1</sup>理解啓発講演会（大学教授の講演で、一般向き）、②ペアレントメンター養成研修会（平成 27 年度は 7 人養成）、③ペアレントトレーニング<sup>\*2</sup>指導者養成研修会（保育士や保健師が地域でペアレントトレーニングを運営できるよう、トレーニングの実演と研修を実施する。また、市町村が実施するペアレントトレーニング指導者養成研修会にのぞみスタッフが出向き助言指導を行う）、などの取組により発達障害児を持つ親への支援を行っている。

<sup>\*1</sup>ペアレントメンター：自閉症などの発達障害のある子供を育てた経験がある保護者等で、同じように発達障害の診断を受けた子供をもつ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者。

<sup>\*2</sup>ペアレントトレーニング：知的障害や自閉症などの子どもを持つ家族を対象にした、1960 年台にアメリカで開発されたプログラム。日本では、家族の日常生活の困り感を軽減するためのプログラムとして取り入れられ、独自に発展してきたものが多くあるとされている。

### イ 岐阜県発達障がい支援従事者養成研修

支援事業者の中で、地域の核となる指導者を養成しようとする研修事業で、従来は、社会福祉法人への委託事業となっていたものをのぞみで実施することとした。のぞみとしては、平成 28 年度からの新規事業となる。支援従事者 20 人を対象として、それぞれに① 2 日間の座学、② 児童発達支援事業所、特別支援学校、成人の障害者支援事業所の 3 か所の実地研修、③ 1 日間の事例検討会への参加というプログラムが用意されている。

### ウ 発達障がい理解啓発事業（出前講座）

障害福祉課との連携事業として開講されている。小中高校の教師、企業関係者、警察官等を対象として発達障害に関する理解と知識を深めてもらうための出前講座であり、平成 27 年度は 47 回実施し、延べ 1,870 人が受講した。この出前講座の受講者には「発達障がいサポーター認定証」を授与している。この認定証は何かの資格を得るものではないが、受講者の意識付けと啓発の一環として実施されている。認定証の表



(発達障がいサポーター認定証)

の絵柄には、発達障害者が作成したデジタルアートが使われている。

## エ ナイトセミナー

のぞみでは、主に岐阜圏域の支援者が職域を超えて学べる場も提供している。毎回18時から20時に開催しているため、日中参加が難しい指導員や教員の参加が多く見られる。同事業についても平成28年度から開始された。

## オ 青年期発達障がい者自立支援プログラム等構築事業

青年期以降における課題の整理と支援方法の研究を行い、暮らしと就労を支える体制を検討することで、「自己認知」、「コミュニケーション」、「自己表出」、「就労」等に有効なプログラムの構築を目指す研究事業である。

同事業は、研究会と先進地視察の組み合わせで進めることとしており（平成28年度は研究会8回、視察14か所の実施予定）、昭和大学で考案された「成人期発達障害者のためのデイケア・プログラム」の実証研究を行っている、

研究会のメンバーについては、のぞみの所長を研究リーダーとし、研究員にはのぞみ職員、岐阜圏域コンシェルジュ、医療福祉センター職員、クリニック職員、就業・生活支援センター職員なども参加している。さらに、スーパーバイザーとしてクリニック医院長、大学教授、研究所所長など、学識経験者等が指導し、県の担当各課がサポートしている。同事業についても平成28年度から開始した。

## （6）圏域発達障がい支援センター連絡会議等

障害福祉課と「のぞみ」の共催で、年度当初に全圏域の「圏域発達障がい支援センター」を参加者とした圏域発達障がい支援センター連絡会議、年度末に全圏域の発達障がい者支援コンシェルジュ、希望が丘こども医療福祉センター、精神科・小児科病院などを加えた、「圏域発達障がい支援機関調整会議」を開催している。

これらの会議では、それぞれの現状と課題が共有化され、新たな取組のきっかけにもなっている。例えば、会議で出た「配偶者の発達障害に関する相談が増えている」との意見から、前述の発達障がい配偶者の会（コーヒークラブ）が始められた。また、圏域の市町村での困難ケースの対応方法の研究の一環として、圏域発達障がい支援センター職員等の県外の施設での体験研修などについても、のぞみがコーディネートして実施している。

## 3. 発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、のぞみの担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

・発達障害者支援センターの設置が各都道府県の実情に合わせたものであることは大きな特徴と考えている。その一方で発達障害者支援センターが担っている業務や役割についても地域差が大きく、全国的に見たときに発達障害者支援センターがどこまで何をしてくれるところなのか、共通概念が持ち難く、利用者から見ても分かりにくいのではないか。他県から来た利用者が、県ごとの違いに戸惑うことがあるとの声も聞く。

他自治体の発達障害者支援センターとの円滑な引継ぎについては、今後の全国的な課題であると考えている。

他方、のぞみ自身の今後の課題については、担当者から以下のようなコメントを得た。

・のぞみでは、平成 27 年 4 月に現在の地に移設したことで、青年期から成人期といった、いわゆる大人の相談割合が非常に増えている。そのため、学齢期の子どもを中心とした支援体制から大人の支援体制へと、大きくシフトチェンジを行っているところである。

大人の発達障害については、義務教育終了後、あるいは仕事に就いて初めて発達の特徴に気付くことも多く、コミュニケーションの苦手さや社会とのずれといったような生きづらさを抱えた相談が目立つ。このような大人の支援のために自立支援プログラムの研究を始めた。今後、自己理解に向けた支援や居場所づくりなど、幅広い支援を行っていきたい。

また、家族支援も大きな課題である。ペアレントトレーニングの普及やペアレントメンターの仕組みづくりなど、市町村も巻き込みながら、家族を支える活動を行っていききたいと考えている。

なお、平成 29 年度は研修体系を見直し、職種を限定して行う研修から、学びたい人が学べる研修へと構成を変えていく予定である。発達障害に関する普及啓発についても、司法関係として警察への出前講座を行うなど、連携を深めていきたい。

## IV. 福井県発達障害児者支援センター スクラム福井の取組

～ライフステージを通じた切れ目のない支援関係～

### 《 特徴的な取組 》

○関係者間の情報共有手段と研修をリンクさせて、関係者によって助言や対応がずれないように工夫 ～福井県方式「子育てファイルふくいっ子」を活用したアセスメントの見える化による「途切れない支援」の実現に向けた取組

### 1. 福井県における発達障害児者支援

#### (1) 発達障害者支援センターの運営委託

福井県は、平成 18 年から発達障害者支援センターを設置し、「福井県発達障害児者支援センタースクラム福井」（以下「スクラム福井」という。）として社会福祉法人ウェルビーイングつるがにその運営を委託している。

詳細については、2. 以下で後述するが、県内の発達障害児者にとって身近な相談窓口として利用されるよう、スクラム福井では、福井市（福井地域）、大野市（奥越地域）、敦賀市（嶺南地域）の 3 か所に相談支援等の窓口を開設している。このうち、大野市では社会福祉法人希望園に相談支援の事業を再委託している。

#### (2) 発達障害児者支援センター連絡協議会の開催

福井県では、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制のあり方を検討することにより、発達障害児者の福祉の増進を図ることを目的として、年 2 回、「福井県発達障害児者支援センター連絡協議会」（以下「協議会」という。）が開催されている。協議会については福井県障害福祉課が主催し、特別支援教育連携協議会と発達障害者支援体制整備検討委員会も同時開催されており、障害福祉課とともにスクラム福井が事務局を務めている。

協議会は、県内全 17 市町、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体の代表者と学識経験者で構成され（図表Ⅳ－1）、各関係機関が連携して、福井県における乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制のあり方を検討し、発達障害児者の福祉の増進を図ることとしている。具体的には、①発達障害児者支援センター

図表Ⅳ－1 平成28年第1回福井県発達障害児者支援センター連絡協議会

	役職等	属性
1	福井県こども療育センター 次長	医療
2	平谷こども発達クリニック 院長	医療
3	福井県総合福祉相談所 次長	福祉
4	福井県特別支援教育センター 所長	教育
5	福井県特別支援学校長会 会長	教育
6	福井労働局職業安定部 地方障害者雇用担当官	労働
7	福井障害者職業センター 所長	労働
8	福井県立大学学術教養センター 教授	学識経験者
9	福井県自閉症協会 事務局	当事者団体
10	福井の療育を進める会 会長	当事者団体
11	LD児・者親の会 理事	当事者団体
12	福井県手をつなぐ育成会 常務理事	当事者団体
13	福井市障がい福祉課 主幹	市町
14	敦賀市 欠席	市町
15	小浜市高齢・障がい者元気支援課 課長 他1	市町
16	大野市福祉こども課 課長 他2	市町
17	勝山市福祉・児童課 主幹 他1	市町
18	鯖江市社会福祉課 参事	市町
19	あわら市福祉課 課長	市町
20	越前市社会福祉課 課長 他1	市町
21	坂井市社会福祉課 課長 他2	市町
22	永平寺町福祉保健課 課長 他1	市町
23	池田町保健福祉課 課長	市町
24	南越前町保健福祉課 課長 他1	市町
25	越前町 欠席	市町
26	美浜町福祉課 課長 他1	市町
27	高浜町保健福祉課 課長 他1	市町
28	おおい町介護福祉課 課長 他1	市町
29	若狭町福祉課 課長補佐 他1	市町
30	発達障害者支援センター センター長 他2	福祉
31	福井県高校教育課(特別支援教育) 参事 他1	行政機関
32	福井県労働政策課 主事	行政機関
33	福井県こども家庭課 主事	行政機関
34	福井県障害福祉課 課長補佐 他2	行政機関



一方、奥越では、相談窓口業務が大野市の社会福祉法人希望園に再委託されている。同法人は昭和45年に知的障害者施設「希望園」を開所し、現在では生活介護、施設入所支援、グループホーム、自立訓練、就労継続支援B型など、200人以上が利用する幅広い支援事業を行っている。

図表Ⅳ-4 相談窓口ごとの支援体制

区分	嶺南相談窓口 (敦賀市 野坂の郷)	福井相談窓口 (福井市総合福祉相談所)	奥越相談窓口 (大野市 希望園)
管理責任者	センター長(ウェルビーイングつるが理事長)発達障害者地域支援マネジャー		
相談支援員	2名(ともに社会福祉士、 内1名は発達障害者地域 支援マネジャー)	2名(ともに社会福祉 士、精神保健福祉士)	1名(社会福祉士)
発達支援員			
就労支援員	全県1名(社会福祉士、ジョブコーチ)		

## (2) 相談実績の概況

3相談窓口を合わせたスクラム福井の相談支援実績は、図表Ⅳ-5のとおりであり、ここ3年は900人前後で推移している。

3相談窓口別の相談支援数は図表Ⅳ-6のとおりである。人口千人当たりの相談数では奥越が際立って多い。早くから発達障害者支援に取り組んできたことによる、地域での相談員間の連携の強さなどが寄与しているものと考えられる。

図表Ⅳ-5 スクラム福井における相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	613人	693人	628人	281人
	就労支援	261人	242人	266人	128人
普及啓発・研修		79件	67件	64件	23件

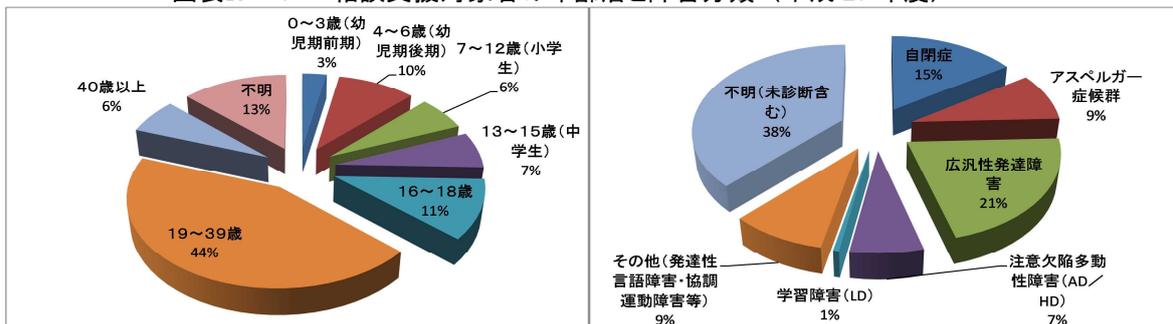
スクラム福井の相談支援は、今回の調査先の中では訪問支援が際立って多い。その理由としては、個別相談者のニーズに応じて、自宅や行政機関の会議室、ファミレスなど相談者の身近な場所に訪問して相談支援を行っていることや、ハローワークや医療機関、地域の相談支援機関等への同行訪問などきめ細かくフォローしていることなどが想定される。

図表Ⅳ-6 相談窓口別相談支援実績(平成27年度)

区分	福井	奥越	嶺南	その他	合計
発達支援	312	125	123	68	628
就労支援	151	69	18	28	266
計	463	194	141	96	894
人口(千人)	590	57	140		787
千人当たり相談数	0.78	3.40	1.01		1.14

他方、相談のあった支援対象者を年齢別に見れば、19歳以上のものが5割を占めている。

図表Ⅳ-7 相談支援対象者の年齢層と障害分類(平成27年度)



また、相談のあった支援対象者を障害ごとの分類で見ると、不明（未診断）となっているものが38%あるものの、広汎性発達障害が21%、自閉症が15%など、いわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが合わせて45%を占めている（図表Ⅳ-7）。

### （3）「子育てファイルふくいっ子」を活用した相談支援と情報提供

#### ア 黒澤式のアセスメントを導入した「子育てファイルふくいっ子」の共同開発

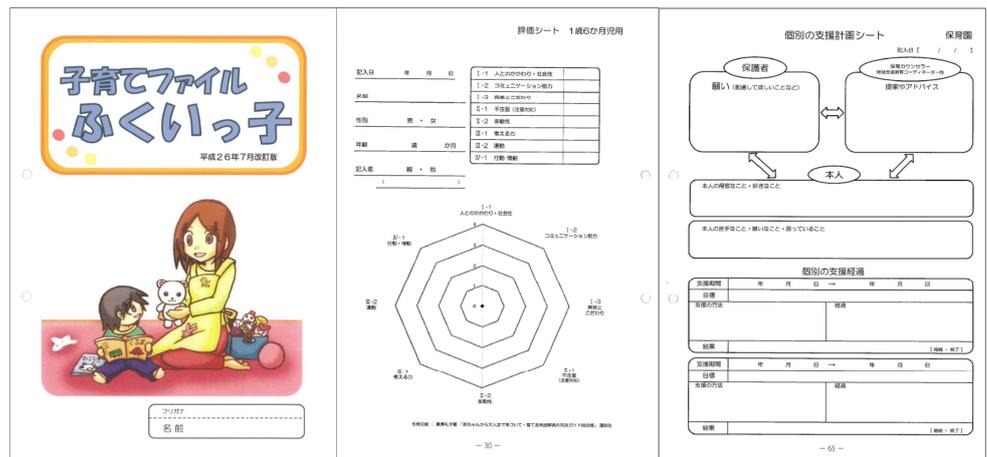
発達障害児者に対する支援については、できるだけ早期にアセスメントを行うとともに、幼児期から学齢期、そして就労期まで、ライフステージを通して継続した支援を行うことが重要とされている。発達障害そのものがなくなることはないものの、その特性やこだわりについては成長とともに変化していくので、その時点の状態に応じた適切な支援を行っていくことが必要である。

その時点の状態を正しく把握するためには、いつでもどこでも誰でも使えるアセスメントツールが必要となるが、発達障害児者の代表的なアセスメントツールとされる PARS<sup>※1</sup> や M-CHAT<sup>※2</sup>などは、専門的で特別な研修を受けないと使いこなせないともいわれている。

※1 PARS（広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度）広汎性発達障害の支援ニーズを評価するための評定尺度。

※2 M-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）2歳前後の幼児に対して、自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用される親記入式の質問紙。

このような状況の下、スクラム福井では誰でも、どこでも、本人の特性をとらえて、発達障害全体を把握することができるアセスメントツールを探し続けており、その中で法政大学講師で臨床発達心理士



でもある黒澤礼子氏の「発達障害に気づいて・育てる完全ガイド」というシリーズの本を見出した。福田センター長は黒澤氏のアセスメントを取り入れた支援ツールの導入を福井県障害福祉課に提案し、その結果、同県から講談社と黒澤氏に申入れを行い、平成22年から福井県方式の「子育てファイルふくいっ子」の共同開発が始められた。

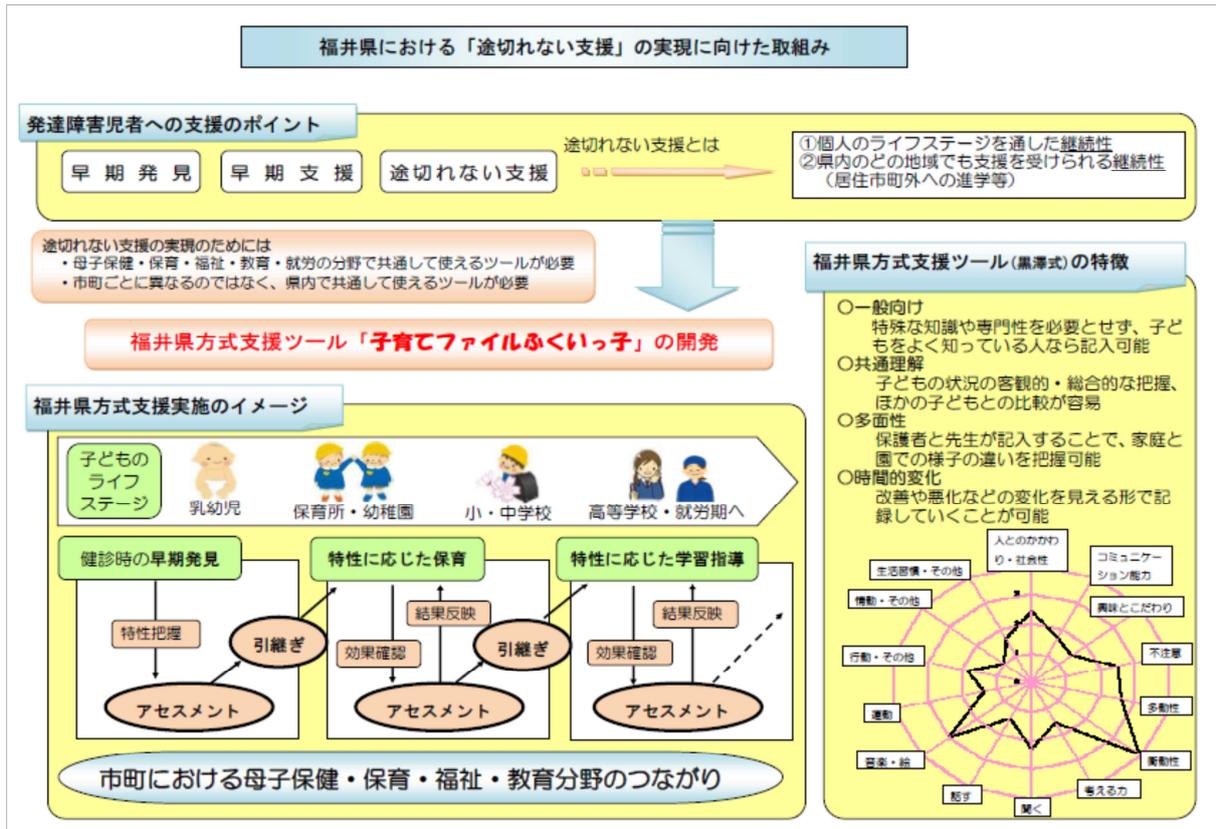
#### イ 「子育てファイルふくいっ子」の活用

こうして黒澤氏の監修も得て完成した黒澤式のアセスメントと引継のシートからなる発達障害児者の支援ツール「子育てファイルふくいっ子」については、家族や支援機関の職員から利用しやすく、情報の共有もしやすいとの評価を受けている。

黒澤式アセスメントは、本人の発達障害を診断するものではなく、本人にどのような傾向があるのか、どのように対応したらいいのかを確認することを目的としている。

「子育てファイルふくいっ子」の特徴としては、調査票の点数をレーダーチャートにすることにより、子どもの状態を分かりやすく目に見える形にすることを挙げることができ

図表IV-8 福井県における「途切れない支援」の概念図



る。また、特殊な知識や専門性を必要とせず、客観的な把握が可能で、赤ちゃんから成人までのアセスメントが用意されており、時間的変化を見ることもできる。

「子育てファイルふくいっ子」を活用することで、誰でも気軽に気になった時点で取り組むことができる、分かりやすいアセスメントを実施することができる。それは、発達障害の「早期発見」につながるとともに、その評価を基にした個別支援計画を作り、実践に取り組むことで「早期支援」にもつながる。さらに、その結果を養育、教育、就労、医療等の次の支援機関に引き継いでいくことで「途切れない支援」を継続させていくこととなる（図表IV-8）。

同ツールの利用には、例えば同じシートを父親と母親で採点して、レーダーチャートと比較することにより、両親の間でどのくらい認識のズレがあるかを把握できるといった利点もある。同様に、親と保育士や教師、青年期では本人と親などでも比較してみると、支援の仕方で気づきを得ることが多いと支援担当者は指摘している。

実際の使われ方としては、発達障害児者の所属先の教師や支援機関の職員が記入し、所属先または保護者が保管するという形で運用されている。

奥越相談窓口がある大野市では、保育園において気になる園児の観察・分析ツールとして「子育てファイルふくいっ子」のアセスメントツールを活用していたが、平成27年度からは同市教育委員会が、発達障害の傾向があると思われる幼児・児童に対して「子育てファイルふくいっ子」の発達状況シートを就学指導委員会の就学判断材料となる資料として正式に採用した。また、奥越の勝山市においても就学支援の資料に「子育てファイルふくいっ子」の基礎調査票の結果を反映するなど利用の場も拡大している。

さらに、大野市、勝山市ではスクラム福井の職員が両市教育委員会から就学指導委員会の委員としての委嘱を受け、委員の一人として「子育てファイルふくいっ子」を使用している。

福井県全県においても、平成27年1月より公私立にかかわらず、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校からの福井県特別教育支援センターへの相談依頼については、「子育てファイルふくいっ子」の「基礎調査票」と「評価シート」を記載して提出する統一方式で申請されることとなった（嶺南地域の相談を担当する嶺南教育事務所においては平成27年4月から実施）。このように導入時のファーストアセスメントとして「子育てファイルふくいっ子」が県内共通のツールとして活用されることで、県内どこに引っ越しても「途切れない支援」を受けられるようになった。

さらに、医療機関にも「子育てファイルふくいっ子」をつなげることができないか、診察前の準備に関して調整が進められているところである。

就労時期を迎える学生に対しては、青年・成人用のシートをB5版に縮小して、本人に持たせて困ったときに自分を説明するツールにも使うことができるような指導も行っている。

以上のように、福井県における発達障害児者への「途切れない支援」に向け、関係機関が協力して「子育てファイルふくいっ子」を共通のツールとして利用することができるよう、スクラム福井では更なる普及に取り組んでいる。

「子育てファイルふくいっ子」については、その一部が福井県のホームページで公開されている。<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/fukuikko-file.html>

#### ウ 「子育てファイルふくいっ子」活用における留意点

上記のホームページでは、「子育てファイルふくいっ子」のうち、アセスメント部分（基礎調査票、評価シート等）が省かれて掲載されている。これは、福井県と講談社、黒澤氏の3者協定で使用が許可されている著作権の問題があり、アセスメント部分は電子媒体での普及が認められていないことと、他県でのアセスメント部分の使用には使用料に関する取り決めが必要になることを理由としたものである。

さらに、より重要なこととして、アセスメントだけが一人歩きする弊害についての懸念がある。アセスメントの目的は、発達障害の特性を捉えて本人の状態を正確に把握することで、適切な支援につなげることにある。このため、アセスメントと適切な支援は同時に普及することが非常に重要であり、発達障害かどうかを見るためだけにアセスメントが広がってしまうことについてスクラム福井や関係者では強く懸念されている。

他県の支援機関等で参考にされる場合には、上記ホームページからアセスメント以外のプロフィールシート、発達状況シート、個別の支援計画シート、引継ぎのためのサマリーシート、個別の指導（支援）計画シート等はダウンロードできるので自由に参照可能となっているが、使用される場合はスクラム福井又は福井県障害福祉課にアドバイスを求めることをお勧めするとのことである。

#### （4）発達障害児者の家族等への支援

スクラム福井では、発達障害のある子どもを育てる親たちを支援する取組として、ペアレントメンター養成事業と「ちち☆ははサポートクラブ」を行っている。

このうち、ペアレントメンター養成事業については、発達障害のある子を持つ親が、他の発達障害のある子を持つ親の「信頼のおける相談相手」となることができるよう、スクラム福井で養成研修、フォローアップ研修を実施しているものである。養成研修の修了者は、スクラム福井に登録されて、相談活動に当たることとなっており、平成28年8月現在、59人が登録を済ませている。

これに対して、「ちち☆ははサポートクラブ」については、発達障害児者の親たちが一人で悩みを抱え込まないよう、集まって交流する場となっているものである。2. で述べたように、自らも重度自閉症児を持つスクラム福井の理事長が、その子育て体験から親たちが心を開いて相談できる場所や人があることの重要性を強く認識して、取り組み始めた活動である。

同クラブでは、各圏域ごとに2か月に1回、日頃の子育てや子どもの様子、保育園・幼稚園や学校、就職のことなどについて悩みを持つ親たちが自由に話し合い、情報交換をしている。その司会進行は、先述したペアレントメンターが務めることとなっており、スクラム福井もオブザーバーとして参加している。身近な場所で敷居が低く、誰でも気軽に参加できるよう参加費は無料で、出入りも自由となっている。

#### (5) 関係機関等に対する研修

スクラム福井では、発達障害児者への「途切れない支援」を促進するため、(3)で紹介した「子育てファイルふくいっ子」について、県内の教育委員会や市町の支援機関に活用を呼びかけるとともに、受講対象者別に具体的な活用方法について研修会を開催している。

研修は、幼児期の支援機関の職員からの導入を目指してきたことから、保育士を中心とした内容で実施してきたが、高年次層が利用する支援機関の職員も受講対象としている。平成23年度から27年度においては、監修に当たった黒澤礼子氏を招聘し、市町職員・保育カウンセラーや特別支援コーディネーターなどのスーパーバイザー向け研修を実施してきた。平成27年度に実施した研修と参加者実績は図表IV-9のとおりである

図表IV-9 研修の参加者実績（平成27年度）

区分	対象地区	日時	会場	参加人数
保育士等研修 (基礎編)	嶺南	平成27年6月24日	敦賀市福祉総合センター	53人
	嶺北	平成27年7月22日	ふくい健康の森	192人
保育士等研修 (応用編)	敦賀	平成27年9月4日	福井県立図書館	43人
	鯖江	平成27年9月24日	敦賀市福祉総合センター	67人
	福井	平成27年10月9日	福井県立図書館	117人
スーパーバイザー 向け研修	全県	平成27年5月29日	県立武道館	79人
参加者合計			551人	

各研修の受講対象者や、講習内容は以下のとおりである。

### 保育士等研修（基礎篇）

受講対象者	保育士、保健師、教員、障害福祉サービス事業所職員等
内容等	「子育てファイルふくいっ子」について 講師：福井県障害福祉課
	発達障害の理解とアセスメントの活用について 講師：こども療育センター小児科医師
	教育における移行支援ガイドラインについて 講師：福井県高校教育課
	事例に基づく「子育てファイルふくいっ子」を活用した支援について 講師：スクラム福井

### 保育士等研修（応用篇）

受講対象者	保育士、保健師、教員、障害福祉サービス事業所職員等
内容等	個別支援計画について～アセスメントから移行に向けて 講師：江東区こども発達センター
	アセスメントに基づいた支援と個別目標の設定～事例から～ 講師：特別支援教育センター（福井・鯖江会場） 講師：嶺南教育事務所（敦賀会場）
	グループワーク及び発表

### スーパーバイザー研修

受講対象者	市町職員、保育カウンセラー、特別支援コーディネーター等、各分野において発達障害児者支援の中核となる職員
内容等	発達障害の理解とアセスメントツールを活用した評価と支援方法について 講師：黒澤礼子氏（法政大学講師）

これらの研修は平成23年から継続して開催されており、これまでの参加人数は延べ3千人近くに達している。

研修への参加者からは、「“子育てファイルふくいっ子”の使い方がよく分かった」、「実践的で分かりやすく、すぐにでも現場で活用できる」、「アセスメントの意味と重要性を再確認できた」との声が寄せられているという。

## 3. 発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、スクラム福井の担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

- ・就労移行支援事業所や教育関係者などを対象として、発達障害の特性理解や就労に向けたアセスメントの方法をテーマにしたセミナーを開催するなど発達障害児者の就労支援にも取り組むことが必要である。

・近年、引きこもりや不登校に関する相談が増加している。学校、教育の相談機関と連携しながら対応をしているが、相談があった段階で、既に引きこもりや不登校の状態となっており、支援や対応をすることが困難な場合が多い。こうした学校での不応適行動への対応については、起きている問題に着目するのではなく、その背景にある「発達障害のある方の障害特性」と「環境要因」をしっかりとらえて支援することが重要である。今年度から、福祉施設従事者職員や教員等を対象に、学校における不応適行動の事例検討を取り入れた「支援者向け研修会」を実施している。

・普通高校からの就労相談もあるが、就職の時期になってからの相談が多い。そのため、保護者や本人の十分な思いを確認できていない（イメージが持てない）まま進路選択を迫られ、卒業という形になっている。高校在学中の早い段階から就労（支援）への取組を始めることが重要と感じている。

・実際の支援に当たっては、直接支援すべきか間接支援にすべきかで悩むことが多い。ノウハウを習得するには直接相談の積重ねしかないが、支援の現場では人手が回っていない。スクラム福井以外の相談支援事業所にはいかにつなぐかが課題となっている。



(野坂の郷)



(スクラム福井の皆さん)



(希望園)

## 別紙

### 《途切れない支援の事例》

就労系障害福祉サービスを利用した男性の事例

Fさん 20代前半 診断：てんかん、発達障害

#### （大学在学中のトラブルとその後の状況）

Fさんは、大学在学中に家庭内暴力を起こすようになった。それまでの小中高と違い、大学では自主性を求められるようになっていた。家庭やアルバイト先、就職活動でのストレスもあってそれが積み重なっていた。大学での課題の作成もうまく進まず、自暴自棄になっており、他者とのトラブルも引き起こしていた。

Fさんは健康福祉センターからの説明を受けて、精神保健福祉手帳の交付を受けた。その後暫くして地元企業で勤務を始めた。勤務開始当初は順調だったらしいが、徐々に周囲とのコミュニケーションなどにずれが生じ、本人と周囲がギクシャクし始めていた。

#### （スクラム福井による支援）

健康福祉センターからの連絡を受けて、スクラム福井もFさんの支援に加わることになった。職場での様子を聞くと、本人には難しい仕事でも「できる」と言ってはトラブルを起こすなどをしていました。職場の人によれば、ハローワークから「てんかん」があるとは聞いていたものの、発達障害の症状についてはよく聞いていなかったとのことで、その後Fさんはすぐに退職してしまいました。

退職後直ちに、本人にスクラム福井まで来所してもらい、「子育てファイルふくいっ子」の基礎調査票などいくつかのアセスメントをとることとした。併せて、就労に関する制度について再度メリット、デメリットなどを本人に説明し、一般企業への就職か、A型事業所での就労か自己選択もしてもらった。

「子育てファイルふくいっ子」のアセスメントの結果、「聞く」こと、「読む」ことに困難さがあることが判明した。本人は流暢に会話をするものの、実は相手の話の要点が聞き取れないという特性があったのである。本人はその場を取り繕うため、すぐに「はい」などと返事をしてしまう、ということが分かった。

こうしたコミュニケーションの特徴についてFさん本人と確認を繰り返し、これからの就労について相談を進めたところ、本人はコミュニケーションについても配慮を得やすい就労系障害福祉サービスの利用を希望した。

Fさんの通院していた病院内でケース会議を開き、Fさんのアセスメントの内容について各関係機関にも情報を共有した。事業所では事前の就労体験を行い、これまでの経緯と本人の特性について細かく説明を行った。仕事をする上で、本人に説明する際「すること」をまず伝えるようにして、センテンスは短く要点のみを伝えるという配慮を就労先をお願いした。

暫くは職場でのトラブルが見られたが、具体的な注意を優しく伝え続けることで、本人から職場への相談も増えた結果、徐々に職場でも活躍できるようになってきた。

現在でも時折てんかん発作は見られるが、本人は作業場のまとめ役となっている。積極的な印象で、意欲もあり、向上心もある。職場の人も「最近は問題ない」と言っている。

## V. ひょうご発達障害者支援センター クローバーの取組

～地域の身近な場所で受けられる支援関係～

《 取組における特徴 》

○身近な場所での相談ができるよう、早期から窓口となるセンターのブランチを設置

### 1. 兵庫県における発達障害児者支援

#### (1) 発達障害者支援センターの運営委託

兵庫県は、平成15年12月に自閉症・発達障害支援センターを同県高砂市に設置し、社会福祉法人あかりの家に同センターの運営事業を委託した。

同センターは、平成17年の発達障害者支援法の施行に伴い、「ひょうご発達障害者支援センター クローバー」（以下「クローバー」という。）と改称された。

クローバーの詳細については、2. 以下で後述するが、兵庫県では、県内の発達障害児者とその家族にとって身近な相談窓口として利用されるよう、指定都市である神戸市を除く県内を6つの圏域に分けて、高砂市のクローバー（以下「高砂センター」という。）の他にクローバーの5つのブランチを各圏域の社会福祉法人に委託して設置している。

#### (2) ひょうご発達障害者支援センター連絡・運営協議会の開催

兵庫県では、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、地域の発達障害者の状況に関する情報を共有し、発達障害者への総合的なサービス提供、緊急時における的確な対応等の支援に関する検討を行うため、年2回、「ひょうご発達障害者支援センター連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を開催している。

連絡協議会のメンバーについては、図表V-1のとおりである。

連絡協議会の所管事務は、①地域の発達障害者の実態、②各関係施設及び関係機関の役割、③適切な支援のあり方、④関係施設及び関係機関の効率的な連携のあり方、⑤具体的な事例検討等となっている。

併せて、クローバーの運営方針の検討、運営状況の評価、その他運営に関する協議を行うため、「ひょうご発達障害者支援センター運営協議会」も開催している。メンバーは、連絡協議会

図表V-1 ひょうご発達障害者支援センター協議会委員(平成28年度)

	役職等	属性
1	兵庫県立光風病院 院長	医療関係機関
2	兵庫教育大学大学院 教授	教育関係機関
3	兵庫県医師会 理事	医療関係機関
4	(社団)兵庫県保育協会 会長	幼児教育機関
5	兵庫県教育委員会特別支援教育課 課長	教育関係機関
6	兵庫県立特別支援教育センター 所長	教育関係機関
7	兵庫県中央こども家庭センター 所長	保健福祉関係機関
8	兵庫県立知的障害者更正相談所 所長	保健福祉関係機関
9	兵庫県精神保健福祉センター 所長	保健福祉関係機関
10	兵庫県立こども発達支援センター センター長	保健福祉関係機関
11	中播磨健康福祉事務所 所長	保健福祉関係機関
12	兵庫県知的障害者施設協会 会長	保健福祉関係機関
13	障害児等療育支援事業療育拠点施設 代表	保健福祉関係機関
14	障害者等相談支援コーディネーター事業 代表	保健福祉関係機関
15	兵庫県立リハビリテーションセンター能力開発部 部長	保健福祉関係機関
16	兵庫労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官	労働関係機関
17	兵庫県自閉症協会 会長	当事者団体
18	NPO法人 ピュアコスモ 代表	当事者団体
19	兵庫県LD親の会 たつの子 代表	当事者団体
20	(財)兵庫県手をつなぐ育成会 理事長	当事者団体
21	保護者	保護者
22	ひょうご発達障害者支援センター 代表	連絡協議会事務局

※網掛けはひょうご発達障害者支援センター運営協議会委員を兼ねる

の中から10人が選任されている（図表V-1）。

## 2. クローバーの組織概要

### （1）クローバー全体の概要

1. で述べたとおり、兵庫県は平成15年12月から発達障害者支援センター事業（開設当時は自閉症・発達障害支援センター）を開始し、高砂市の社会福祉法人あかりの家に運営を委託している。

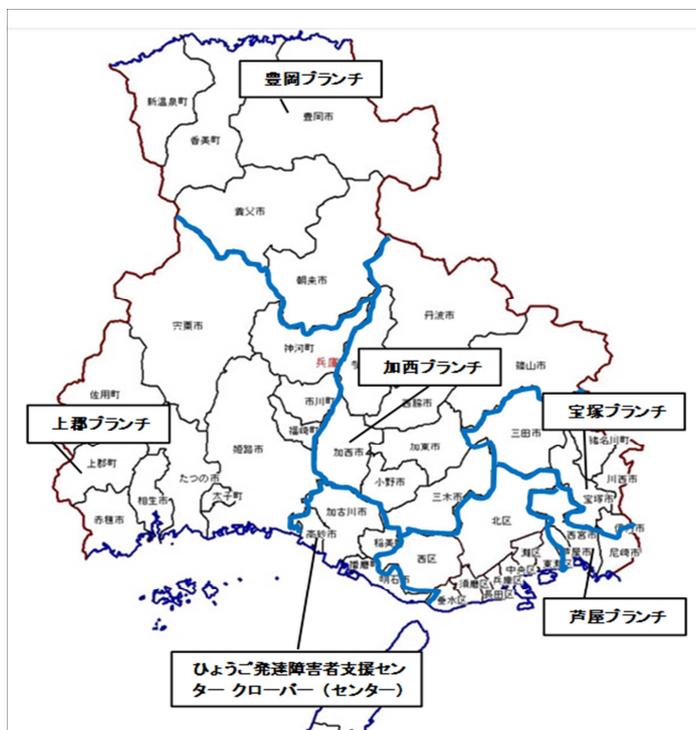
兵庫県は人口約550万人（全国7位）、面積約8,400km<sup>2</sup>（全国12位）と、比較的広大な面積と人口を抱えており、地域で身近な相談支援を実現できるように、高砂センターの他に県内の圏域ごとにブランチ展開していく必要性が認識された（図表V-2）。

このため兵庫県では、高砂センター設置2年後の平成17年に北播磨・丹波圏域について社会福祉法人ゆたか

会に委託して、クローバーの「加西ブランチ」を開設した。同時に阪神南圏域について社会福祉法人三田谷治療教育院に委託して、クローバーの「芦屋ブランチ」を設置した。さらに、平成21年に但馬圏域について社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団に委託して、クローバーの「豊岡ブランチ」を設置し、翌平成22年には阪神北圏域を社会福祉法人希望の家に委託して、クローバーの「宝塚ブランチ」を設置した。そして、平成23年に中播磨・西播磨圏域について社会福祉法人愛心福祉会に委託してクローバーの「上郡ブランチ」と順次ブランチを整備していった。これにより、現在神戸市を除く兵庫県内については、高砂センター

と5つのブランチという体制により発達障害児者の支援が展開されている。兵庫県のブランチ展開の特徴としては、各ブランチの事業運営が高砂センターからの再委託によるのではなく、兵庫県が直接各ブランチを運営する法人と委託契約を行ってい

図表V-2 兵庫県圏域図



図表V-3 ひょうご発達障害者支援センタークローバーの沿革

平成14年度	自閉症等の特有な発達障害に特化した国の新規事業として自閉症・発達障害支援センター事業の創設
平成15年12月	兵庫県から(社福)あかりの家が委託を受け事業開始 専任職員4名配置
平成17年6月	①県単独事業としてのブランチの開設 →新たに2か所/専任職員を各2名配置 ・加西ブランチ:(社福)ゆたか会 ・芦屋ブランチ:(社福)三田谷治療教育院 ②自閉症・発達障害支援センターから 「発達障害者支援センター」へ改称 →LD、AD/HDも明確に利用対象へ
平成21年4月	・豊岡ブランチ:(社福)神戸聖隷福祉事業団 新設
平成22年7月	・宝塚ブランチ:(社福)希望の家 新設
平成23年8月	・上郡ブランチ:(社福)愛心福祉会 新設

ることが挙げられる。高砂センターは全体のまとめ役としての機能を有しているほか、ブランチとしての機能も持っており東播磨・淡路圏域を担当している。他方、高砂センターと5つのブランチは、それぞれが独立して、それぞれの法人の機能、特徴を生かして、各圏域の実情に応じた身近な相談窓口として支援を展開している。

6つの圏域で連携と情報共有化を図るため、毎月第3水曜日に5つのブランチの担当者が高砂センターに集合して、クローバー調整会議を開催している。同会議では、各圏域での状況や課題、取組の状況について情報の共有化を図っている。また、研修や支援の実施に当たっては、相互に協力し合う体制も密接に連携して進められている。

このように、それぞれのブランチが、ある程度独立性を持ちながらもクローバーとして連携を保つ仕組みが採られており、このことが兵庫県が発達障害者支援センター事業の強みにつながるものと期待されている。

図表V-4 クローバーの概要

名称	ひょうご発達障害者支援センター クローバー					
事業受託者	社会福祉法人 あかりの家 (障害者支援施設 あかりの家に隣接している。)					
開設年月日	平成15年 12月 1日					
所在地	兵庫県高砂市北浜町					
職員配置	管理責任者	1名 (社会福祉士)				
	相談支援員	1名 (臨床心理士)				
	発達支援員	1名 (保育士・教員)、1名 (臨床心理士)				
	就労支援員	1名 (教員)				
ブランチ	事業受託者	管理	相談	発達	就労	
加西ブランチ	社会福祉法人 ゆたか会	1名	1名	1名	—	
宝塚ブランチ	社会福祉法人 希望の家	1名	1名	1名	—	
芦屋ブランチ	社会福祉法人 三田谷治療教育院	1名	1名	1名	—	
上郡ブランチ	社会福祉法人 愛心福祉会	1名	1名	1名	—	
豊岡ブランチ	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	1名	1名	1名	—	
毎月第3水曜日に高砂センターで5つのブランチの参加を得て、クローバー調整会議を開催						

今回の調査では、高砂センターのほか、加西ブランチと宝塚ブランチにも訪問した。以下では、両ブランチの状況についても併せて報告する。

## (2) 加西ブランチの概要

クローバーの加西ブランチは、クローバーのブランチ展開の第1弾として、芦屋ブランチと同時期の平成17年6月に加西市に開設され、社会福祉法人ゆたか会に運営が委託されている(図表V-5)。

加西ブランチの担当圏域は北播磨圏域と丹波圏域の7市1町で、その人口は約38万人に達している。同圏域については、小規模市の集まりであり、公共交通機関の不便さも見られる。また、専門機関、専門家が少ないという制約も抱えているが、顔の見える連携という地域密着の強みもあるという。

図表V-5 クローバー加西 brunch の概要

名称	ひょうご発達障害者支援センター クローバー 加西 brunch	
実施主体	社会福祉法人 ゆたか会 (同法人が運営する地域生活支援事務所 はんど内に設置されている)	
開設年月日	平成17年 6月 1日	
所在地	兵庫県加西市北条町	
職員配置	管理責任者	1名 (社会福祉士)
	相談支援員	1名 (臨床発達心理士)
	発達支援員	1名 (臨床発達心理士・特別支援教育士)
	就労支援員	—

### (3) 宝塚 brunch の概要

クローバーの宝塚 brunch は、クローバーの brunch としては比較的新しく、平成 22 年 7 月に宝塚市に開設され、社会福祉法人希望の家に運営が委託されている (図表 V-6)。

宝塚 brunch の担当圏域は阪神北圏域 4 市 1 町で、その人口は約 72 万人に及んでいる。同圏域については、神戸、大阪のベッドタウンとして人口が多く、また学生数が多いこともあって、後述のように就職期の発達障害の相談が多い。

図表V-6 クローバー宝塚 brunch の概要

名称	ひょうご発達障害者支援センター クローバー 宝塚 brunch	
実施主体	社会福祉法人 希望の家 (障害者相談支援事業所コミセン希望、 障害児通所支援事業きぼうっこピアと併設されている)	
開設年月日	平成22年 7月 1日	
所在地	兵庫県宝塚市逆瀬川	
職員配置	管理責任者	1名 (発達支援員と兼務)
	相談支援員	1名 (臨床心理士)
	発達支援員	1名 (心理学博士、臨床発達心理士)
	就労支援員	—

## 3. クローバーの相談実績の概要

### (1) クローバー全体及び高砂センターの相談実績の概況

クローバー全体の相談実績は、平成 26 年度からやや減少傾向にある (図表 V-7)。

これは、市町の支援機関での一次対応ができるようになってきたことにより、クローバーが個別の相談から支援

図表V-7 クローバー( brunch によるものを含む)における相談支援数の推移

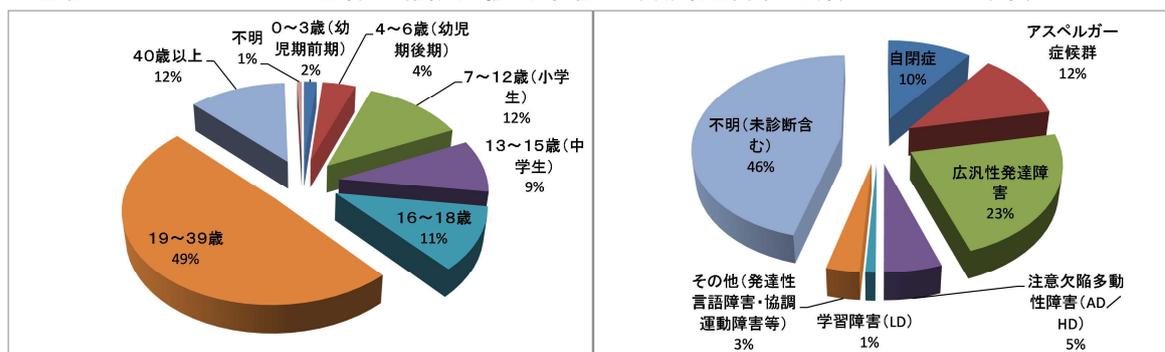
区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	1,220人	1,356人	1,337人	640人
	就労支援	382人	279人	268人	156人
普及啓発・研修		296件	475件	425件	102件

機関への支援という本来の機能に移行しつつあることによるものととらえられている。

相談のあった支援対象者を年齢別に見ると、19歳以上が6割を占めており、大人の比率が高い（図表V-8）。

また、相談のあった支援対象者を障害ごとの分類で見ると、広汎性発達障害が23%、アスペルガー症候群12%、自閉症10%など、いわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが、不明（未診断含む）の46%を除く部分の大半を占めている（図表V-8）。

図表V-8 クローバー全体の相談支援対象者の年齢層と障害分類（平成27年度）

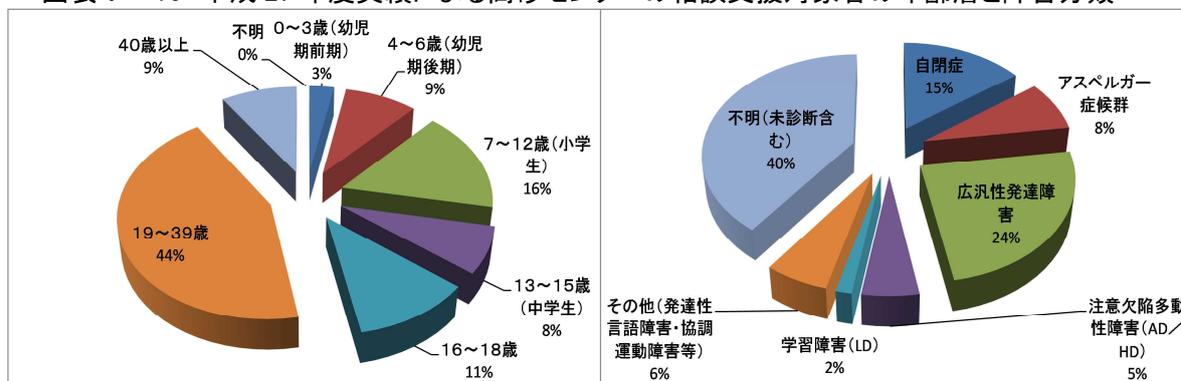


続いて、高砂センターが担当している東播磨、淡路圏域の相談実績であるが、図表V-9のとおりであり、クローバー全体の3割弱程度を占めていることが分かる。これを支援対象者の年齢層と障害の分類ごとに見たものが図表V-10である。傾向としてはクローバー全体と大差ないが、障害分類の不明・未診断がやや低く、大人の比率もやや下がっている。

図表V-9 高砂センターにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	307人	409人	410人	215人
	就労支援	50人	43人	56人	26人
普及啓発・研修		105件	109件	119件	25件

図表V-10 平成27年度実績による高砂センターの相談支援対象者の年齢層と障害分類



なお、平成27年度のクローバー各ブランチ別の実績は、図表V-11のとおりである。高砂センターは、他のブランチと比べても相談支援の件数が最も多くなっている。もともと人口千人当たりの相談数では、僅差だが加西ブランチが最も多くなっている。

図表V-11 クローバーランチ別相談支援実績（平成27年度）

区分		高砂センター	加西	芦屋	宝塚	豊岡	上郡
相談支援	発達支援	410人	204人	293人	296人	66人	68人
	就労支援	56人	16人	50人	93人	28人	25人
	計	466人	220人	343人	389人	94人	93人
人口(千人)		849	377	1036	721	168	836
千人当たり相談数		0.55	0.58	0.33	0.54	0.56	0.11

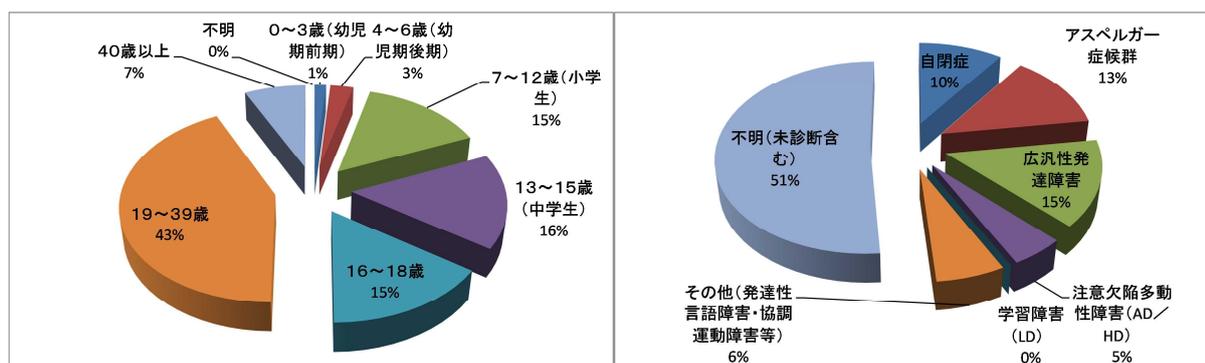
## （2）加西ランチの相談実績の概況

加西ランチの相談者数は、近年220人前後で推移している（図表V-12）。

図表V-12 加西ランチにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	157人	206人	204人	98人
	就労支援	49人	15人	16人	11人
普及啓発・研修		49件	146件	119件	32件

図表V-13 加西ランチの相談支援対象者の年齢層と障害分類(平成27年度)



相談のあった支援対象者を年齢別で見ると19歳以上が半数を占めるが、全県との比較では18歳以下の比率がやや高い（図表V-13）。

一方、障害ごとの分類で見ると「不明（未診断含む）」が過半数を占めている。

## （3）宝塚ランチの相談実績の概況

宝塚ランチは、高砂センターに次いで相談者が多いランチとなっている。近隣に大学が多く、大阪、京都の大学に通う学生も多いことから、成人の発達障害者が多く見られる傾向にある。また、相談支援の中で就労支援の占める割合は、クローバーの中でも飛び抜けて高い状況にある（図表V-14）。

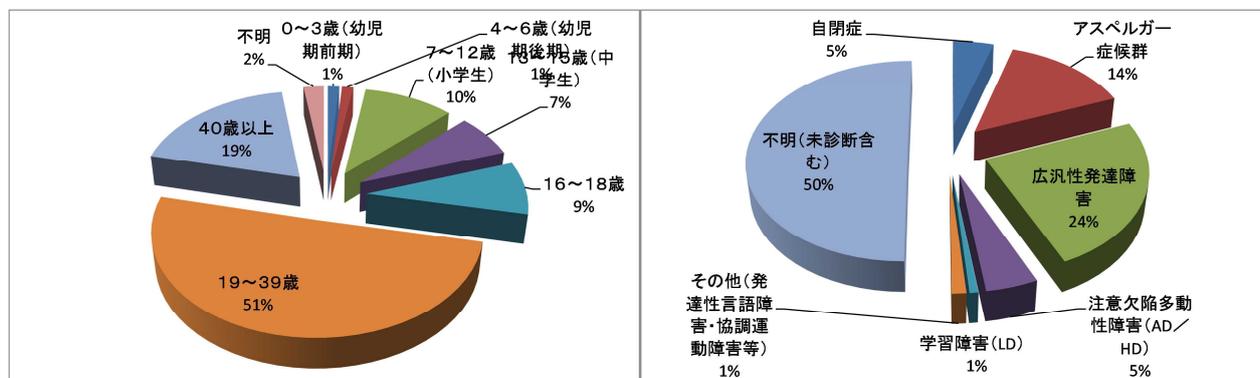
図表V-14 宝塚ランチにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	167人	260人	296人	140人
	就労支援	125人	96人	93人	66人
普及啓発・研修		11件	38件	24件	11件

年齢別に相談のあった支援対象者を見れば、19歳以上が7割を占め、クローバーの中でも芦屋ランチと並んで、大人の比率が高い（図表V-15）。

また、相談のあった支援対象者を障害ごとの分類で見ると、不明（未診断含む）となっているのが半数を占めているが、実際はそのうちのほとんどが未診断とのことである。広汎性発達障害が24%、アスペルガー症候群14%など、いわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが不明（未診断含む）を除く部分の大半を占めている（図表V-15）。

図表V-15 宝塚 brunchの相談支援対象者の年齢層と障害分類(平成27年度)



## 4. クローバーによる発達障害児者支援

### (1) ブランチ連携による地域特性に応じた発達障害児者支援

クローバーでは、高砂センターが中心となって、圏域ごとに各ブランチで以下のような相談支援の取組を行っている。今回高砂センターとともに現地訪問した加西ブランチと宝塚ブランチにおける取組についても、併せて紹介する。

#### ア 「家庭療育支援講座」の地域展開＝早期発見後のフォロー体制の充実

発達障害については、できるだけ早期に発見し、支援体制を構築することにより、成人、就職期を迎える際に社会性を身につけた状態まで達し得るものと考えられている。このため、クローバーでは、親を対象とした早期発見後の家庭療育を支援する講座を各圏域ごとに、各ブランチで展開している。

この講座は、10時～12時の2時間コースで、月に1、2回、全6回開催される。サポートブック<sup>※1</sup>を題材として、応用行動分析に基づきながら日常生活に即したテーマについての講義とサポートブックの作成、家庭で取り組む課題の目標設定から実施、記録、見直しについて話し合うグループ演習で構成されている（図表V-16）。

図表V-16 「家庭療育支援講座」のスケジュールと目標とした課題例

日程	講義内容	グループ演習	高機能群のお子さん	知的障害を伴う自閉症のお子さん
1日目	オリエンテーション ストレスチェック、サポートブック	サポートブック作成 ※ほめようシート	・帰宅後、教科書、ランドセルを片付ける	・おしりを出さずにおしっこをする
2日目	「子どもの行動を理解しよう」	目標設定	・いってきます、ただいまのあいさつをする	・トイレに行って自分でズボンをぬぐ
3日目	「かわりかたの工夫を考える」	手続き作成	・靴下や脱いだ服を帰宅後、洗濯カゴに入れに行く	・手順書を見ながら自分で奥歯を磨く
4日目	「ほめ方・しかり方を考える」	話し合い	・毎食後、自分でお皿を片付ける	・おしっこを便器のまわりにこぼさずにする
5日目	「気になる・困っている行動の理解とかかわり」、 <b>市町の企画</b>	話し合い	・休日にピザトーストを作る	・白ごはんを食べる
6日目	まとめ、アンケート、修了証授与 ストレスチェック、サポートブック	感想発表 アンケート		

(クローバー作成資料をそのまま掲載)

\*<sup>1</sup>サポートブック：障害の種別に関わらず、発達障害児が初めて接する人（支援者や担任の先生など）に当該児の特性や接し方についての情報を書き留めておくもの。

## イ 発達障害サポーター養成講座

発達障害者を雇用する事業所の職員や保育所、障害児者支援施設の職員を対象とした研修を実施し、発達障害児者の特性を理解し、周囲への理解を促進するとともに、特性に応じた直接的な支援を行う「発達障害サポーター」を養成するもので、「一般コース」と「専門コース」が設けられている。

①「一般コース」は一般の方を対象に、発達障害のある人への基本的な関わり方、コミュニケーション面の支援方法、感じ方・理解の仕方などを取り上げている。

②「専門コース」は保育士、幼稚園教諭、児童福祉施設職員等を対象にした「児童期支援コース」と、就労移行支援施設や入所支援施設の職員等を対象とした「成人期支援コース」の2つに分かれている。

「児童期支援コース」では、県内の母子保健体制、家庭療育支援講座など、乳幼児期の支援（講義＋実習見学）について教えている。他方、「成人期支援コース」では、就労支援や労働施策、ひきこもり支援や就労移行支援事業所における支援（見学＋実習）などを教えている。

## ウ 機関コンサルテーションの充実

発達障害児者支援機関の支援力の向上を図り、発達障害のある人に対して有効な支援が行える機関を増やしていくことを目的として、支援機関の職員に対し、支援対象者の特性の見立て方や対応、助言の仕方などについての研修等を行っている。

当日の具体的な進め方の例としては、事前の施設アセスメントシートに沿って、①施設長への聴取り→②支援場面の観察（作業、食事、余暇、終わりの会など）→③職員との話し合い及び研修、といった流れで進めている。

こうした研修を通じて、発達障害児者への支援の質の向上や対応方法についての職員間の共通理解を促すとともに、発達障害児者の通所先の確保にもつなげていくこととしている。

## エ 成人期支援プログラムの作成、普及

成人期の相談者については、長期間の引きこもり状態の人に関する相談が増加する傾向にある。引きこもり相談のほとんどは家族によるものであり、当事者が来所することは難しい。クローバーまでつながったとしても、当事者がクローバーでの相談やグループ活動には参加できるようになることがあっても、その後、地域で通えるところまでつながらないことから、クローバーでの相談が継続することが多い。

このため、引きこもり状態から動き出せるようになった発達障害のある当事者が、地域の障害福祉サービス等を利用しやすくなることを目指して、クローバーでは、地域の障害福祉サービスや支援機関で行える、発達障害のある人への支援プログラムの作成、普及を行っている。

作成された支援プログラムは、以下のような構成になっている。

①当事者へのストレスマネジメント講座（全9日）：ストレスとは何か、ストレスの仕組み、考え方のクセ、ストレスコーピング（対処法）の方法、問題解決技能等。

②クローバー CRAFT<sup>※2</sup>プログラム～ASD 特性を背景とするひきこもり状態にある人の家族支援～（全7日）：CRAFTを始めよう、問題行動の分析と対応、コミュニケーションのコツを知ろう、上手に褒めて望ましい行動を増やす、イネーブリング<sup>※3</sup>を止めて望ましい行動を増やす、家族自身の生活を豊かにする、本人に相談受診を勧める。

※2 CRAFT(Community Reinforcement and Family Training)は、もともと支援を拒否する物質依存症患者に介入するために開発された家族プログラムである。クローバーではASD 特性を背景とするひきこもり状態にある人の家族支援として①ひきこもり行動の改善、②本人を相談や受診につなげる、③家族の生活の質の改善という3点を目的としている。

※3 enableing：本人のひきこもり行動に対して、家族が(良かれと思って)結果的に助長してしまう行動のこと。

## （2）加西ランチにおける機関連携によるライフステージを逆算した支援

加西ランチによれば、相談のあった支援対象者は障害程度に応じた早期からの適切な支援を受けておらず、二次障害化した相談も多いという。こうした状況が、引きこもり、二次障害、触法、機能不全家族といった成人期の困難ケースをもたらす要因の1つになっていると同ランチでは見ている。

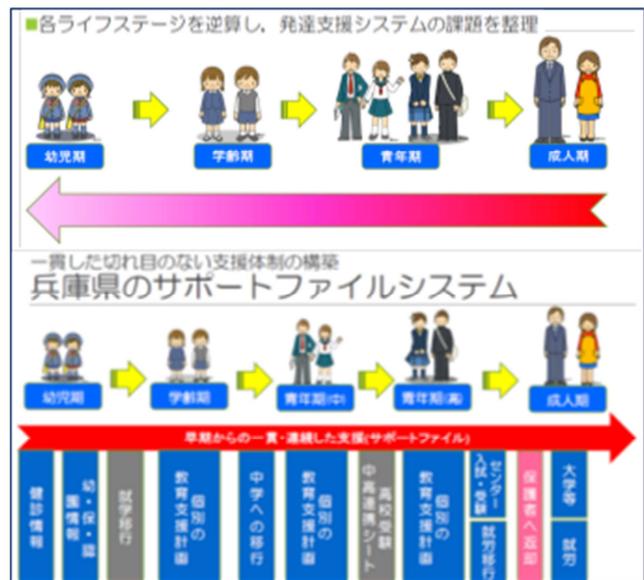
このため加西ランチでは、幼児期から就労、自立までを見据えて、各ライフステージにおいて成人期から遡るイメージで、以下のような「ライフステージを逆算した支援」に取り組むこととしたという。

### ア サポートファイルの普及啓発

加西ランチでは、兵庫県のサポートファイルシステムを活用した、早期からの一貫した切れ目のない支援体制を構築している。サポートファイル<sup>※4</sup>は平成19年に兵庫県教育委員会と障害福祉課が作成したものであるが、加西ランチでは担当圏域の市町にサポートファイルを行政側で保管管理する「行政管理型」の運用を推奨している。「保護者管理型」では保護者が継続的に記入することが難しく、ライフステージの移行期においても支援がつながりにくいことがあるとのことである。現在、担当圏域7市1町のうち2市を除く5市1町が行政管理型を採択し、運用している。

※4サポートファイル：生まれてから現在までの発達の様子を記したもの。支援機関の連携・引継ぎのツールとして兵庫県では主に市町を中心に活用されている。

図表V-17 ライフステージを逆算した支援のイメージ



(サポートファイル)

### イ 調査研究の取組

上記のほか、加西ランチでは、ライフステージを逆算した支援が関係する機関の連携を得て実現できるよう、①地域で特別支援教育と発達臨床に取り組む支援者のためのKnot-Work を目指した研究会である「発達臨床学習会」の開催、②担当圏域における障害

者（児）地域自立支援協議会への積極的な参画、③クローバーCRAFTプログラムやCSST<sup>※5</sup>プログラムの開発等の調査研究にも取り組んでいる。

<sup>※5</sup>CSST(Classwide Social Skills Training):クラス全体で取り組む社会的スキル訓練

### （3）宝塚ランチの発達障害児者支援

#### ア 7割以上を占める成人の相談への対応

前述のように、宝塚ランチに来所する相談者は7割以上が大人で“未診断”や“知的障害を伴わない発達障害”が多い。「これまで普通にやってきたが、どうもうまくいかない」、「自分には発達障害特性があるかもしれないが、診断を受けたり、障害者手帳を取得したりすることには葛藤がある」あるいは「30歳を超えて発達障害の診断を受けた」といったいわゆるグレーゾーンの相談者が多く、障害の診断をベースに福祉ルートに乗せる従来の障害者支援方法に合わずに支援を拒否したり、受動的になる者が少なくないという。

このようなことから宝塚ランチでは、相談支援対象者への丁寧なニーズ把握と本人の意思決定に基づく選択が確保されるように配慮をしている。支援者が決めた支援に相談者を合わせていくのではなく、できるだけ本人の意思を尊重し、多少リスクはあったとしても本人の挑戦をサポートするようにしている。相談者のニーズに基づいて問題解決を一緒に考え、相談者が主体的に生活できるようサポートしていく。失敗したらやり直せば良いというスタンスで相談者の自立につながるよう、寄り添う支援を心がけているという。

また、宝塚ランチでは、本人と関係者への聴き取りとPARS（Pervasive Developmental Disorders Autism Society Japan Rating Scale 広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度の略称）等のアセスメントツールの活用によるニーズの把握にも力を入れている。同ランチの職員には心理系の者が多く、アセスメントツールの使用にも慣れているという。所長自身も心理学博士で臨床発達心理士であり、できる限り客観的に見ることを重視している。

#### イ 早期発見と支援の早期開始の重要性

宝塚ランチでは、発達障害は治癒しないが、早期療育によって社会性は育てられるとの基本認識に立ち、早期からのアセスメントによる発見と、支援の早期開始を目指している。

宝塚ランチの運営母体である希望の家では、障害児通所支援事業「きぼうっこ」で音楽療法を中心とした療育支援を実施し効果を上げている。ここでは、神戸、京都の大学の福祉学科の卒業生や現役の学生がインターンシップとして障害児の療育に当たっている。宝塚ランチは、このような早期療育を行う支援機関とも連携を行い、職員向けの研修や個別の支援に関するコンサルテーションを行っている。



（きぼうっこでの音楽療育）

## ウ ペアレントトレーニング

宝塚ランチでは、家庭療育支援講座を児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所などの地域の子育て相談支援機関とともに実施している。この講座は、1クール6～10人の保護者を対象にした6回のプログラムからなる学習会である。3年かけてノウハウを支援機関に伝授し、支援機関単独でも実施できるように指導していくという。



(ペアレントトレーニングの様子)

## エ 就労支援機関と連携した支援を重視

北阪神圏域では、各市ごとに就業・生活支援センターがあり、宝塚ランチでは、これらのセンターと連携して就労支援に取り組んでいる。宝塚ランチでは就労前段階の支援を重視しており、相談者の感情コントロール、自己理解、社会的スキルの習得などに力を入れている。同時に、就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援機関に対して相談者との同行などにより情報を共有している。就労支援機関には、就労のためのトレーニングや企業への就労につなげる支援を担ってもらっている。

相談者には、「自己理解シート」というツールを用いて、まず自己を理解させることとしている。このシートでは、「得意なこと」、「苦手なこと」、「必要とするサポート」、「自分で行う工夫」等を支援者との面談の中で相談者が自ら書き出すように支援している。自己を理解することで、相談者はいわば「自身の取扱説明書」を持つことができ、そのことがスムーズな就労につながるという。

## オ 定期的アンケートの実施による相談者の状況や満足度の見える化

### 得意・苦手リスト

(自己理解シートの例)

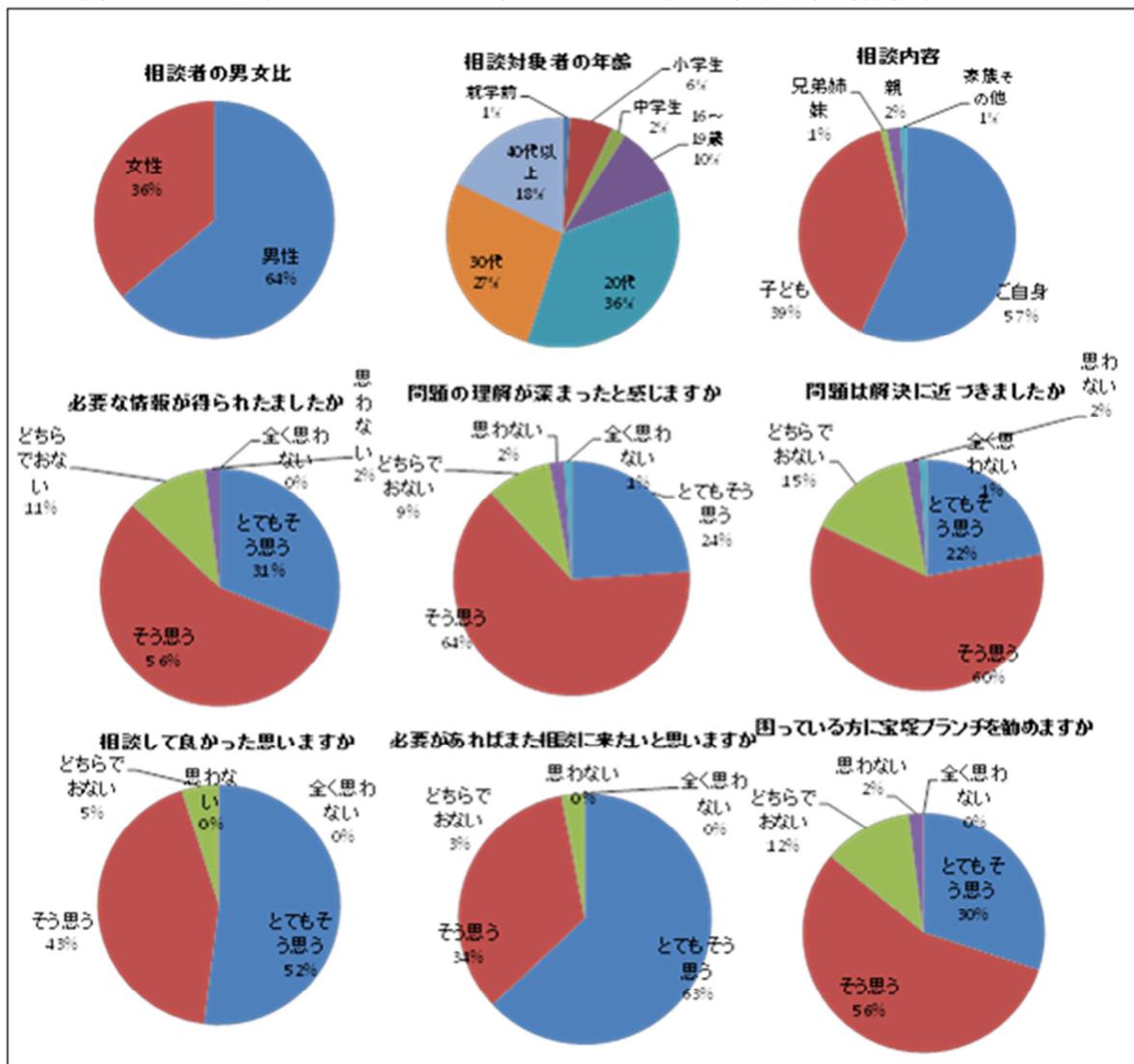
苦手なこと・とっている対策	得意・できること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ものを覚えておくこと (ごく短期の記憶) ……しっかり確実にメモをとる。 いただいた指示・日時など、復習などで確認する。</li> <li>・動作が人よりゆっくり ……作業自体は確実にこなしつつ、無理のない仕事量でご指示いただければ非常に助かります。</li> <li>・複数の作業を同時にする ……ご指示いただける際、優先順位をつけてご指示いただくと助かります。</li> <li>・コミュニケーションに 苦手な部分がある ……コミュニケーションや心理に関する本を読むなど勉強し、できることを実践しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目で見て、情報を理解する ……ご指示いただく際は、紙に書いたもので指示をいただくか、口頭での指示の際は、メモをとる時間をいただければ幸いです。</li> <li>・規則正しい生活</li> <li>・人の話はきちんと聞く</li> <li>・誠実で責任感があると評価されることが多い</li> <li>・単純な仕事でも、長時間続けることが得意</li> <li>・相手のことを考えた対応を心掛けています。</li> </ul>
<p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笑顔を心掛けています。</li> <li>・明るく元気な挨拶、返事を心掛けています。</li> <li>・ポジティブな考え方や発言を心掛けています。</li> </ul> <p>など、お互いが気持ちよくコミュニケーションできるように心掛けています。</p>	
<p>ついでに 得意なこと・とっている対策は、やはりメモ・リストや手帳など、人に教える必要はあまりないことばかりで、慣れないうちは、なかなか覚えられない。そのため、メモや手帳など、自分でやるべきことを、できるだけ手帳やメモに書いておくことで、覚えるのを助けています。</p> <p>その他、勤務中に問題点や課題など出てくることもあるかもしれませんが、できる限り改善に向けて取り組みたいと考えています。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>相談者本人が作成</p> </div>	

宝塚ブランチの母体である社会福祉法人希望の家では、平成14年から順次、3つの障害者福祉施設（グリーンホーム・サンホーム・ワークセンター）で「介護・指導サービス活動」について品質の国際規格 ISO9001:2008 年度版を認証取得してきており、宝塚ブランチでも相談支援の品質向上も目指して取り組んでいる。

宝塚ブランチでは、利用者満足度向上の取組の一環として、利用者アンケートを実施し、相談者の状況や満足度を見える化して、常に業務の改善に取り組んでいる。図表V-18は、平成28年7月21日から平成28年8月9日に実施したアンケートの集計結果である。これによれば9割近くの利用者は必要な情報が得られ理解が深まったとしている。また8割以上が相談したかった問題の解決に近づいたと感じ、9割以上が相談して良かった、必要があればまた利用したい、と回答しており利用者の満足度が高いことが示されている。

他方、他のお困りの方に宝塚ブランチへの相談を勧めるかとの質問では、やはり8割以上が勧めるとしているものの、どちらでもないと答えたものも12%あった。宝塚ブランチによれば、あまり勧めて利用者が増えると自分の待ち時間が増えるのが困るとの声もあるという。

図表V-18 宝塚ブランチアンケート集計(平成28年7月実施、有効回答数83)



## 5. 発達障害支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、クローバーの担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

- ・より対応の難しいケースが増え、支援機関への支援を求められる中、専門性の高い職員を雇用する必要があるが、現状の運営費では難しい面もある。毎年、法人から補てんする形で職員の確保を行っているという現状もある。

- ・常勤職員2名では、訪問時や相談時などに電話対応の限界がある。また、専門性の高い職員でないと実際の業務遂行が難しいが、人材確保の問題が常にある。委託料との問題もあるが、職員の質の確保のためにも専門的な研修は必須と考える。

- ・発達障害者支援の専門性とは何かを明確にし、それを効果的にトレーニングできる仕組みを国、県レベルで構築していく必要があると思う。

- ・対象年齢が幅広く、相談内容も多岐にわたるため、他機関との連携が難しい。体制整備検討委員会など行政の垣根を超えた連携体制の構築が必要である。

- ・広域専門機関として、地域の支援機関のバックアップ機能が求められる一方で、個別ケースの中で専門性を磨く必要があるため、個別ケースの数は減らず、支援者支援や研修機能に充てる時間が不足している。二次支援か直接支援か、地域の機関からは、役割の不明瞭さが指摘されることもある。

- ・事務の簡略化のため、全国で統一された実績入力、事業実施状況報告に関するデータ入力システムを発達障害情報・支援センター等で構築していただけると助かる。

- ・直接相談事業については、相談件数の増加に伴い、これ以上の対応が難しい状況となっている。他の相談機関の整備が進んでいることもあり、県では相談事業については二次相談機関への移行を進めている。全国的にも、同じような流れや見解が持てるよう周知していただけるとありがたい。

- ・（他県において）新たにブランチ展開を考える際には、その地域の発達障害者支援の体制の中でセンターがどのような役割と位置付けで設置されるかをあらかじめ明確にすることが重要であると考えます。

「身近な相談窓口の一つ」として設置されたのでは、すぐにパンクする可能性があるため、発達障害の支援を行う市町村機関への後方支援のスタンスを明確にして、地域で身近な相談窓口を「つくる」と明示すべきかもしれない。



(高砂センター)



(加西ランチ)



(宝塚ランチ)



(芦屋ランチ)



(上郡ランチ)



(豊岡ランチ)

## VI. 神戸市発達障害者支援センターの取組

～地域の身近な場所で受けられる支援関係～

《 取組における特徴 》

○18歳以上の発達障害に係る相談支援・就労支援を行う発達障害者相談窓口を4つの市域に委託設置。地域の身近な場所での支援体制を構築

### 1. 神戸市における発達障害児者支援

#### (1) 発達障害者支援センターの設置運営

指定都市である神戸市は、平成19年10月に神戸市発達障害者支援センター（以下「センター」という。）を同市の直営事業として開設した。センターは、組織的には保健福祉局障害福祉部に属する独立した部署という位置付けである。センターの所在地は、市役所の庁舎ではなく、現在は神戸ハーバーランドセンタービル9階<sup>※1</sup>にある。

センターが置かれている神戸ハーバーランドセンタービルに隣接して、神戸市児童相談所が置かれているとともに、同相談所職員の一部はセンターの職員を兼任していて、緊急時にも発達障害者に対応することができる体制がとられている。

※1：平成29年3月21日近隣のJR神戸駅北側に移転。

#### (2) 支援機関とのネットワークの構築・運営

##### ア 神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会

センターでは、センターの事業報告と次年度の事業計画について意見を求め、関係機関等と連携してセンター事業や発達障害児者支援に係る施策を推進するため、毎年1回、学識経験者や親の会、支援機関等の代表を集めて「神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会」（以下「協議会」という。）を開催している。協議会の構成員については、図表VI-1を参照されたい。

協議会で表明された意見が源となり、2（5）で後述する放課後等デイサービス事業所への研修会や巡回支援も取り組まれることとなった。

図表VI-1 神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会（平成28年度）

	役職等	属性
1	神戸大学大学院保健学研究科 教授	会長
2	関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授	教育関係機関
3	京都光華女子大学健康科学部医療福祉学科 教授	教育関係機関
4	大阪教育大学 名誉教授	教育関係機関
5	兵庫障害者職業センター 所長	労働関係機関
6	神戸博愛病院 児童精神科医	医療関係機関
7	兵庫県立光風病院 院長	医療関係機関
8	神戸市障害者就労推進センター就労支援事業責任者	就労支援事業代表
9	神戸市医師会 学校保健部 担当理事	医療関係機関
10	社会福祉法人「神戸光有会」居場所づくり事業責任者	居場所づくり事業代表
11	神戸市医師会 公衆衛生部 担当理事	医療関係機関
12	神戸公共職業安定所 所長	労働関係機関
13	NPO法人「ピュアコスモ」代表	支援事業者
14	児童発達支援事業「YMCAおひさま」管理者	支援事業者
15	社会福祉法人「かがやき神戸」相談窓口事業 責任者	地域相談窓口代表
16	兵庫県LD親の会「たつの子」副代表	親の会
	(以下、行政機関)	
20	保健福祉局 障害福祉部長、以下4人	保健福祉行政
24	こども家庭局 こども企画育成部長、以下4人	児童福祉行政
25	北区保健福祉部長	保健福祉行政
27	教育委員会事務局 指導部特別支援教育課長、以下2名	教育関係行政

## イ 連絡体制の確保

センター職員が児童支援に係る部局を兼任する一方で、児童相談所職員もセンターを兼任することにより、連絡体制を確保しやすくしている。また、兵庫県こども発達支援センターや神戸市総合児童センターとの連携を図るとともに、特別支援教育に係る連絡会議への参加等を通じて連絡体制の確保を図っている。地域にある各相談窓口においても、地域自立支援協議会の各部会に参加するなど連絡体制の強化に努めている。

## 2. 神戸市発達障害者支援センターによる発達障害者支援

### (1) 神戸市発達障害者支援センターの組織概要

#### ア 運営形態

前述のように、神戸市では直営事業としてセンターを運営している（図表Ⅳ－2）。直営事業とすることで、自治体に求められるニーズに即応できるものと考えられている。

図表Ⅵ－2 神戸市発達障害者支援センターの概要

名称	神戸市発達障害者支援センター	
実施主体	神戸市直営 (神戸ハーバーランドセンタービル9階 神戸市児童相談所に隣接)	
開設年月日	平成19年 10月 1日	
所在地	神戸市中央区 神戸ハーバーランドセンタービル9階	
職員配置	管理責任者	センター長、社会福祉士
	相談支援員	センター長が兼任
	発達支援員	4名、うち社会福祉士1名は家庭センター兼任 臨床心理士1名は障害者更生相談所と兼任
	就労支援員	2名、うち1名は社会福祉士、保育士

#### イ 相談窓口

他方、神戸市では身近な相談支援体制を確保できるよう、4つの市域に分けて18歳以上<sup>\*2</sup>の発達障害者とその家族を対象とした相談窓口を設置している（図表Ⅳ－3、図表Ⅳ－4）。<sup>※2</sup>：平成29年4月1日以降、15歳以上に拡張。

これらの相談窓口の運営については、センターが直接公募し契約する社会福祉法人に委託されている。センターは相談窓口を直接管理できることから、センターと相談窓口の意思疎通も早まり、問題点の把握や対処に迅速に対応することが可能となっているという。

図表Ⅵ－3 相談窓口の設置

相談窓口	最寄り駅	運 営	カバーエリア
東部	灘駅	社会福祉法人 新緑福祉会	東灘区、灘区
中部	兵庫駅	社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団	中央区、兵庫区、長田区、須磨区(本区)
西部	垂水駅	社会福祉法人 すいせい	須磨区(北須磨)、垂水区、西区
北部	谷上駅	社会福祉法人 かがやき神戸	北区

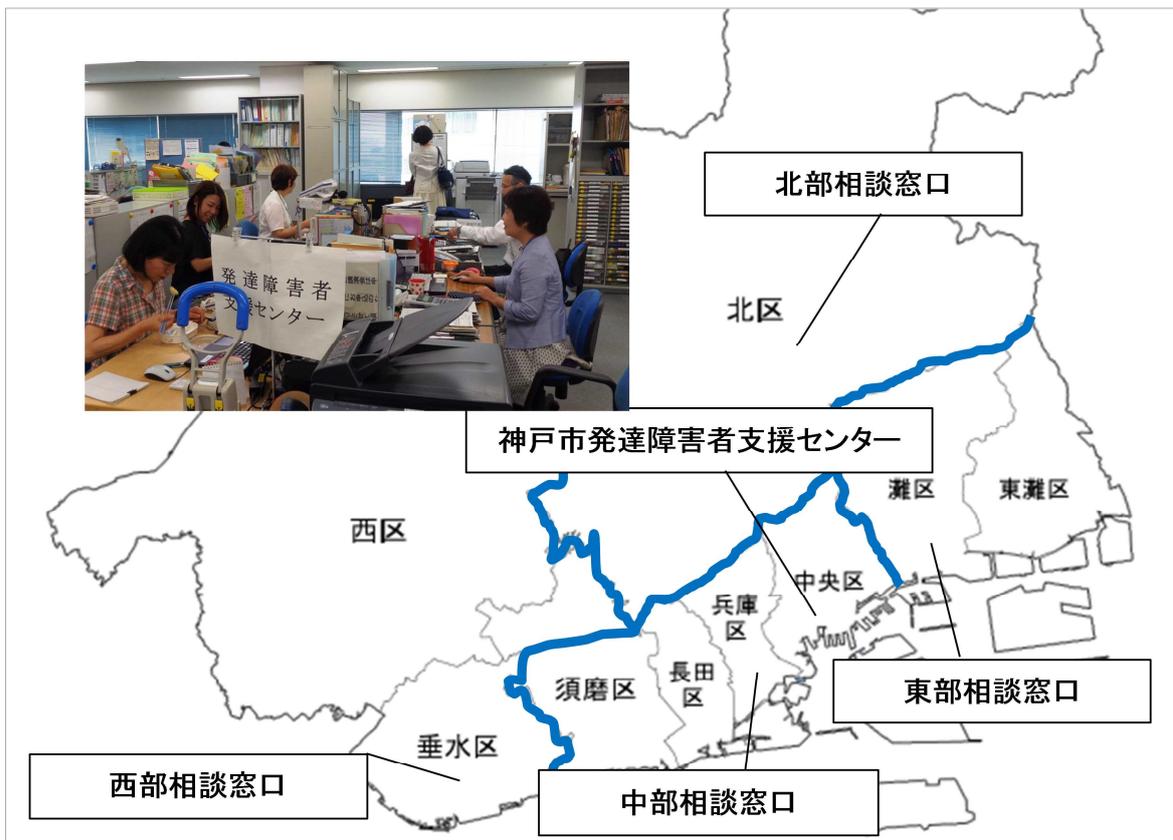
## ウ 地域窓口相談員・居場所機関連絡会

センターでは、様々な支援機関との連携を図るため、各種の連絡会を開催しているが、中でも毎月第3水曜日に開催している「地域窓口相談員・居場所機関連絡会」は、後述する発達障害者居場所づくり事業と地域相談窓口の職員が連携を図る、大人の発達障害者の総合的な支援で重要である。



(地域窓口相談員・居場所機関連絡会)

図表VI-4 神戸市発達障害者支援センター及び相談窓口



## (2) 相談実績の概況

人口150万人を超え、全国6番目の人口を擁する神戸市では、発達障害児者に対する相談支援数も多く、センターの相談実績は年間1,200～1,300人前後で推移している(図表VI-5)。

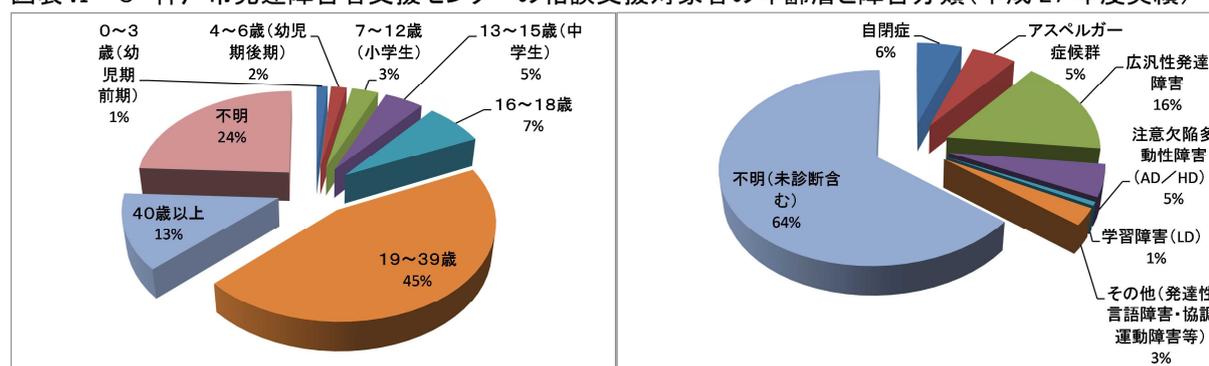
図表VI-5 神戸市発達障害者支援センターにおける相談支援数の推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (7月末現在)
相談支援	発達支援	1,024人	1,079人	1,050人	466人
	就労支援	145人	161人	241人	110人
普及啓発・研修		95件	91件	187件	65件

相談のあった支援対象者を年齢別に見ると、19歳以上が約6割を占めている（図表VI-6）。

また、障害ごとの分類で見ると障害分類が明示されているものの中では自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害のいわゆる自閉症スペクトラムに分類されるものが75%を占めている。他方、全体の6割以上は不明（未診断含む）となっているが、これはデータの集計上、初回相談の分類でカウントしており、同時点ではアセスメント前であることによるものとされている（図表VI-6）。

図表VI-6 神戸市発達障害者支援センターの相談支援対象者の年齢層と障害分類（平成27年度実績）



### (3) 青年・成人期の発達障害者支援

#### ア 発達障害者相談窓口

神戸市の発達障害児者支援で最も特徴的であるのは、18歳以上の発達障害者（未診断を含む）とその家族を対象として、身近な場所で相談することができるよう発達障害者相談窓口事業に取り組んでいることである。

同事業は平成21年に開始されたものであるが、センターが直接社会福祉法人に委託契約を行い、図表VI-3及び4にあるように、市内4か所に相談窓口を開設している。

相談窓口が18歳以上を対象としているのは、以下のような経緯による。

平成19年10月のセンター設置に際して、神戸市では体制整備検討委員会を設け発達障害児者の相談支援体制等について協議を重ねた。その結果、子どもの発達障害の身近な相談窓口については、区役所のこども家庭支援課と児童相談所等が一次窓口として早期発見・一次的相談支援に当たり、センターは関係機関に対する研修や地域住民等に対する普及啓発及び思春期年代の相談と居場所づくり事業を中心に事業展開を図る体制をとることとなった。

これにより、子どもの身近な相談窓口の体制は整ったものの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による支援は18歳までであったことから、18歳以上の発達障害者に対する支援体制が不十分であるとの意見が住民等から寄せられた。そこで神戸市では、地域で身近な相談ができる場所として、18歳以上の発達障害者とその家族を対象とした相談窓口を神戸市内を4つの圏域に分け、平成21年7月に社会福祉法人に委託して設置することとした。

4つの相談窓口の委託先については、福祉サービスの対応等で連携できるよう、障害者地域生活支援センター\*機能を持つ社会福祉法人とされている。以下では、このうち、

現地訪問をした西部相談窓口と東部相談窓口の対応状況について紹介する。

\*障害者地域生活支援センター：障害者等やその家族の地域における生活を総合的に支援し、障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、神戸市では市内各区に14か所に、障害者等の相談窓口として、障害者地域生活支援センターを設置している。

### i) 神戸市発達障害者西部相談窓口

西部相談窓口は、神戸市須磨区（北須磨）、垂水区、西区を担当しており、その運営については、社会福祉法人すいせい（以下「すいせい」という。）に委託されている。すいせいは、法人登録されたのが平成14年と比較的新しいものの、法人化以前から30年以上にわたって垂水区を中心

（3つの窓口が並びワンストップでの相談支援が可能な西部相談窓口）

に障害者支援事業を行っている事業者である。同法人は6つの通所事業、4つの相談事業、2つの法人独自事業を展開し、生活訓練→社会訓練→就労基礎訓練→就労応用訓練と働き続けるための支援に力を入れてきた。



特に、すいせいの独自事業として平成24年から始められ

た学生・就職困難者キャリアサポート事業「+U（プラスユー）」は、発達障害やその傾向を持つ学生の就職をサポートする事業であり、兵庫県を中心とした25の大学と連携・協働し、企業・大学・支援機関の3者間連携のためのネットワーク会議を運営し、研修会、グループワーク、インターンシップなど当事者の就業力を高める取組を行ってきた。西部相談窓口に来所する18歳以上の発達障害者の相談にも+Uの成果が生かされているという。

また、すいせいは、神戸市からたるみみなみ障害者地域生活支援センターと神戸市西部地域障害者就労推進センター\*運営の委託も受けており、神戸市発達障害者西部相談窓口とともに垂水日向ビル3階で相談窓口を開設している。これにより、当事者はワンストップでの相談サービスを受けることが可能となっている。

\*障害者就労推進センター：神戸市では身体、知的及び精神に障害のある方々の就労を支援するため、「神戸市障害者就労推進センター」を拠点として、就業・生活の両面からさまざまな支援を行っている。

他方、すいせいでは、地域連携を促進するため、垂水区地域自立支援協議会と協働して「ヘルプカード」の普及にも取り組んでいる。これは「困っている」ことをうまく伝えられない障害者が自分の障害のことや手伝ってほしいこと、苦手なことを記載したカードを携帯することで、困ってい

る人を見かけたときや緊急時に周囲の人がスムーズに支援できるように、地域での支援の輪を広げようという取組である。

## ii) 神戸市発達障害者東部相談窓口

東部相談窓口は、神戸市東灘区、灘区を担当しており、社会福祉法人新緑福祉会（以下「新緑福祉会」という。）に運営が委託されている。

新緑福祉会は、昭和32年に神戸市の知的障害（児）者を持つ親たちが「手をつなぐ育成会」を結成したことから始まり、昭和54年に社会福祉法人「新緑福祉会」として法人格を取得した歴史のある法人である。同法人は、現在5つの通所施設、1つの入所施設、3つのグループホームと2つの生活支援センター、1つの発達相談窓口を運営している。



（東部相談窓口）

東灘区と灘区には8校の大学と短大があり、さらに大阪、京都の有名私立大学に通う学生も多く、約6割が本人の相談で進路、就学、就労、生活、家族に関する相談が多いという。こうした状況を踏まえ、利用者の利便性も考慮し、相談窓口は、灘駅前すぐの至便な場所に設置されている。

東部相談窓口は西部相談窓口とは異なり、発達障害者相談窓口、障害者就労推進センターとイで後述する発達障害者居場所づくり事業がそれぞれ別の法人で運営されている。このため、相談支援のケースや地域の情報、課題などを共有し検討することにより、東部地域の相談支援体制の強化を図っている。

具体的には、東部地域障害者就労推進センター、居場所づくり事業あんずのつどい、区内3つの障害者地域生活支援センター、ハローワーク灘、兵庫障害者職業センター、区役所などと連携し、3か月毎に情報交換会が開催されている。情報交換会では、発達障害に関する相談支援状況の把握と共有化、社会資源に関する情報の共有、課題の検討、窓口から各関係機関に引き継いだケースのアフターフォローなどに取り組むとともに、応用行動分析を活用した事例検討などの勉強会も実施しているとのことである。

また、東部相談窓口では、居場所づくり事業あんずのつどいととも毎月あんずのつどいミーティングも実施している。当事者には居場所事業の案内・情報提供を行うとともに、居場所参加希望者にはアセスメントを行い、フェースシートを作成し、あんずのつどいへ引き継いでいる。引継ぎ後のアフターフォローや居場所プログラム内容の企画等について協働で検討している。

これらの連携により、東部相談窓口では相談のあった支援対象者に対して途切れない支援を提供できる体制が構築されている。

さらに、東部相談窓口では、あんずのつどいと共催で講演会も開催している。平成28年1月に開催した講演会は、当事者である大人の発達障害の会の代表者を講師に招い

て「発達障害者のコミュニケーションと仕事」をテーマとして開催された。当事者、家族、支援機関関係者など約 50 人が参加し、発達障害に対する関心の高さが改めて示されるとともに、参加者からは高い評価を得ている。

## イ 発達障害者居場所づくり事業

センターは、発達障害者の身近な居場所として、市内 4 か所（3 か所は月 1 回型、1 か所は毎日型）で発達障害者居場所づくり事業を実施している。同事業の対象者は、発達障害者相談窓口を通じて紹介された市内在住の 18 歳以上の発達障害者としている。平成 27 年度は月 1 回型で延べ 208 人、毎日型で延べ 514 人の参加者があった。居場所づくり事業では、日常生活や職場での生きづらさから解放され、ほっとできる場を提供するとともに、ゲームや外食会などのリクリエーションや就労・生活技術のスキルアップを目指すプログラムを実施している。

さらに、毎日型の居場所では SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）のプログラムや相談も行っている。

（居場所づくり事業スケジュール表の例（すいせい））

平成 28 年度  
ハーモニーのつどい 年間プログラム



じちら 日時	ないよう 内容	ばしょ 場所
平成 28 年 4 月 15 日（金） 16:00～17:30	オリエンテーション（プログラム確認など） 目標設定 「人と話すときのちょっとした一言を考える」	本部 3 階
5 月 20 日（金） 16:00～17:30	SST「適切に指示を受ける」	本部 3 階
6 月 17 日（金） 16:00～17:30	SST「ミスをしてしまったときの対応」	本部 3 階
7 月 15 日（金） 16:00～17:30	電話応対練習「電話の掛け方、言葉遣い」	本部 3 階
8 月 19 日（金） 16:00～17:30	電話応対練習「電話の受け方、言葉遣い」	本部 3 階
9 月 16 日（金） 16:00～17:30	半年の振り返り 目標の再設定	本部 3 階
10 月 21 日（金） 16:00～17:30	テーブルマナー①講義	ハーモニー
未定	テーブルマナー②実践	レストラン
12 月 16 日（金） 16:00～17:30	SST「話し合って折り合う」	本部 3 階
平成 29 年 1 月 20 日（金） 16:00～17:30	SST「話したくないことについて聞かれたときの対応」	本部 3 階
2 月 17 日（金） 16:00～17:30	雑談「楽しい会話をする」	本部 3 階
3 月 17 日（金） 16:00～17:30	1 年の振り返り まとめ	本部 3 階

※実施日は、原則は第 3 金曜日です。  
日にちや時間・内容の変更がある場合は、事前に連絡をします。

## ウ 思春期・青年期発達障害支援事業

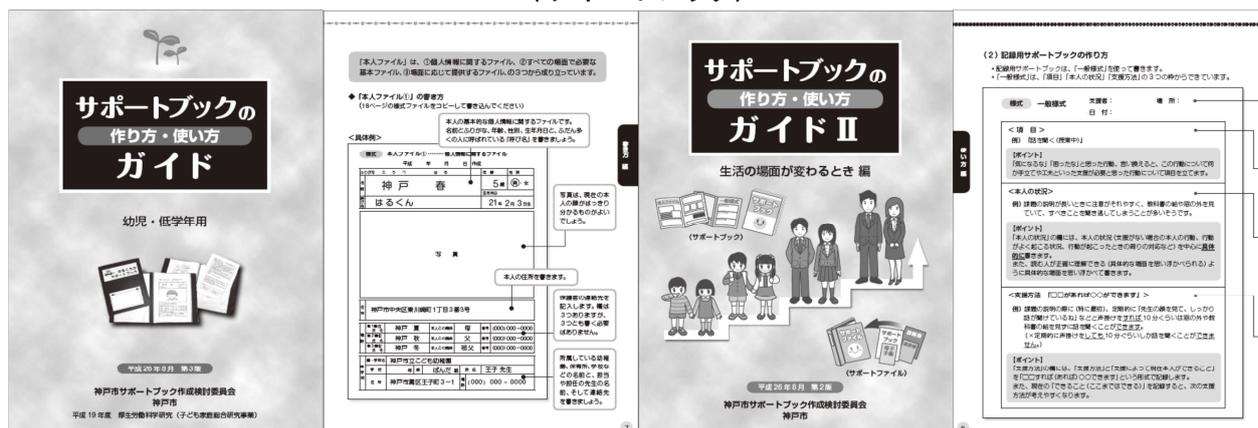
センターでは、イの居場所づくり事業に加えて、概ね 13 歳～18 歳の発達障害者とその家族を対象として臨床心理士による面談と相談支援を行う思春期発達相談室「あっとらんど」を月 4 回開催している。また、概ね 15 歳～22 歳の発達障害者を対象として作業療法士による SST プログラムを実施し、就労、自立生活に必要な日常生活スキルの向上を図る思春期・青年期居場所事業「Be・ユース」を月 2 回開催している。平成 27 年度の利用実績は、あっとらんどが新規相談 41 件、Be・ユースへの参加者が 51 人であった。Be・ユースで取り上げているテーマとしては、「自分の身体を知ろう（血圧・脈拍）」、「自分の名刺を作ってみよう」、「自分の学校や職場の話」、「洗濯の仕方を学ぼう」、「身だしなみについて考えよう」、「ジョブカフェ見学」、「履歴書の書き方（就労について）」、「掃除・片づけについて」、「クリスマス会」、「調理実習：親子丼を作ろう」など就労や自立生活に役立つ内容となっている。

## （4）発達障害児と家族の支援

### ア サポートブックの普及・啓発

センターは、発達障害児が小学校就学時に保育所等のこれまでの支援者から小学校側に情報が途切れなく伝わるように、「サポートブック」の活用を推奨し、その普及・啓発事業を実施している。

## (サポートブック)



このサポートブックは、神戸大学大学院教授を委員長として、福祉・教育・発達支援の関係者で構成された神戸市サポートブック作成検討委員会で開発したもので、幼児・低学年用と進学・就職期の2種類で構成されており、センターが発行元となっている。

それぞれのサポートブックは「作り方・使い方ガイド」となっており、様式とともに、その記入方法と活用の仕方が分かりやすく記載されている。様式そのものは、シンプルで幼児・低学年用も同じ形式だが、記入方法や引継に関して年齢ステージごとに詳細に解説されており、使いやすいものとなっている。

### イ ペアレントトレーニング（保護者向け「サポートブック活用家庭療育講座」）

センターは、就学前児童と小学1～3年生の保護者を対象として、6回×2コース、各コース10人程度の研修を実施している。「してほしい行動」や「してほしくない行動」といった子どもの行動に焦点を当てて、具体的にどのような対応ができるかを学習していくプログラムとなっており、サポートブックの作り方のコツや実際に支援者に渡す際の留意点について学ぶことができるようになっている。

なお、サポートブックについては、神戸市のサイトからダウンロードすることが可能である。<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/network/siryo.html>

### ウ 祖父母向け講座

発達障害児の祖父母からの相談依頼が近年増加しているが、センターでは、こうしたニーズを踏まえ、独自に祖父母向けの基礎的な講座を開始した。講座の対象は、概ね就学前から小学校3年生位までの発達障害児を持つ祖父母としており、2回×1コース約20人となっている。

### エ 家庭療育講座「パパママサポートセミナー」

センターは、発達障害の特性を持つ子どもの保護者を対象として子育て講座も実施している。両親が一緒に参加することで、より深い学びと理解を共有することを目指している。親自身が子どもへの関わり方について振り返り、新たな関わり方を身につけていけるよう、専門家のアドバイスを受けながら、子どもの「しんどさ」への理解を深め、同じ悩みを持つ親同士で話し合い、練習し、家庭で実践・応用できるよう具体的に学ぶこととしている。

平成27年度には、5回×1コースの講座に6組12人が参加した。

### オ 大学と連携した地域支援教室

センターは、発達障害児やその家族、支援者に対する支援事業を神戸大学と連携して

行っている。具体的には、3歳以上就学前の発達の気になる子どもと保護者を対象として、発達障害児の療育プログラムや家庭支援プログラム、専門研修プログラム等を「すまいる・ぽっとらっく」と称する地域の身近な場所における発達支援モデル教室として開催している。図表VI-7は支援プログラムのうち一部を抜粋をしたものである。

図表VI-7 親支援教室及び一時保育「すまいる・ぽっとらっく」の実施状況(平成27年度抜粋)

日程	プログラム	講師	参加者		
			講習	託児	ボランティア
4/11(土)	TEACCHの基本	発達障害児支援教室ほっと代表	14	14	8
5/9(土)	子どもの協調動作をサポートするには	大阪発達障害医療センター作業療法士	9	12	30
6/13(土)	家族を含めた支援	宮崎大学教育学部講師	16	15	15
8/8(土)	(就学後の集い)	神戸大学大学院保健学研究科長 青陽須磨支援学校教頭 北部地域障害者就労推進センター	43	36	53
	思春期に向けての支援				
	支援学校における教育 就労に向けての支援				
11/14(土)	障害のある子どもと運動	NPO法人アスロン	9	12	14
12/12(土)	クリスマス会 家族で音楽を楽しもう	音楽療法士	12	15	11
2/6(土)	地域連携センター報告	くらしき作陽大学准教授	70	-	-
		(途中略)			(途中略)
合計		12回	215	142	197

## (5) 人材育成

### ア 発達障害支援者サポート事業

センターでは、発達障害支援者の資質向上を図り、発達障害の早期発見・早期支援を推進するため、支援者や保育所、幼稚園、児童館、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を含めた福祉施設職員を対象にした研修を実施している。さらに、一部の講座については一般市民向けにも公開し、その一層の理解促進を図るとともに、地域での支援拡充も目指している。

平成27年度には、市民公開講座として7講座12回を開催し、延べ1,083人(うち約3割が一般市民)が参加した。また、福祉等関係職員向け講座6講座を開催し、14回延べ639人の参加者があった(図表VI-8)。

図表VI-8 発達障害支援者サポート事業(平成27年度)

	回数	参加人数
市民公開講座	計	1,083
発達気になる子どもと家族への支援のあり方	2	234
発達障がい児への神戸市のサポート体制について	1	67
乳幼児の発達支援～保育現場から学ぶ～	2	217
音楽療法	2	114
ソーシャルスキルトレーニング	1	114
小中学生への支援	2	173
TEACCHプログラム	2	164
福祉等関係者向け講座	計	639
作業療法	2	81
個別支援計画作成	2	78
インリアル・アプローチ	3	199
感覚運動	3	64
発達検査	2	114
言語療法 ①個別指導、②集団指導	2	103

### イ 児童発達支援事業所巡回支援事業

平成24年の児童福祉法改正に伴って設置数が増加している「児童発達支援事業所」や「放課後等デイサービス事業所」で療育を担う職員の専門性の維持・向上を図るため、センターは、各事業所に対して作業療法士の派遣による巡回支援を行っている。平成27年度は、8事業所に対して、延べ13回の巡回を行い、研修会を2回実施した。

## (6) 市民啓発・広報事業

センターは、発達障害児者への支援を一層促進するため、講演会、パネル展示、ホームページ、職員向け情報誌、啓発冊子など様々な方法で啓発・広報を行っている（図表VI-9）。平成27年度は「世界自閉症啓発デー」（4月2日）と「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を踏まえ、厚生労働省及び日本自閉症協会が主催した世界自閉症啓発デー2016 シンポジウムに神戸市長もシンポジストとして登壇した。

図表VI-9 一般市民向け講演会(平成27年度実績)

日程	テーマ	講師	場所	参加者数
7/30(火)	発達障害のある児童への支援について	兵庫県立光風病院 院長	東灘区民センター うはらホール	420人
10/28(水)	発達障害の合理的理解と合理的配慮	大阪教育大学名誉教授	新長田区民センター ビブレホール	320人
12/18(金)	今後の発達障害児者支援について(フォーラム)	厚生労働省 発達障害対策専門官 神戸大学大学院教授 兵庫県LD親の会「たつの子」 前副代表 京都光華女子大学 教授	東灘区民センター うはらホール	248人

## 3. 発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見

発達障害者支援センターが現在直面している諸課題に関して、センターの担当者に尋ねたところ、以下のような点について指摘があった。

- ・センターは神戸市直営のセンターで、4か所の相談窓口をそれぞれ別の社会福祉法人に事業委託している。近年、相談件数が増加傾向にある中で、それに見合った契約金額の拡充が財政事情等から難しい実情がある。また、4～5年おきに必要となる委託事業法人の公募関連事務や契約に係る審査会等の関係事務の煩雑さがある中で、委託内容に対して各法人が公募に応じるかどうかという危惧もある。一方、各法人からも相談員の確保が厳しい現状があるとの情報も聞いている。

- ・仮に他のセンターが神戸市と同様に相談窓口を展開しようとする場合には、①センターと窓口の役割分担の明確化、②委託先での人材確保や質の担保をどのように図るか、③予算をどのように確保するか、といった点に留意すべきであろう。

神戸市では、①に関しては、センターは市全体のネットワークの構築や、啓発・人材育成（支援者研修や事業等）。窓口は、当事者、家族等からの直接相談と明確になっている。②については、相談窓口の公募の際に社会福祉士等の有資格者を職員に置くことを条件にし、採用後も研修等への積極的参加を求めている。また、③については、各法人や発達障害児者支援連絡協議会での意見を参考に、国からの指針や施策に対応できるようセンターが直接予算要求を行い、丁寧に説明している。